

伊勢原市 第5次総合計画

豊かな自然に包まれ

みんなの力が次代を拓く

しあわせ創造都市いせはら

2013

はじめに

『誰もがしあわせを
実感できるまち』
をめざして



伊勢原市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、緑豊かな大山を背景に丘陵部では果樹栽培や畑作が行われ、低地部には水田が広がり、さらに平地部に市街地が形成され、温暖な気候で四季の実りや自然の恵みにあふれる住みやすいまちです。

また、文化・遺跡が数多く残り、長い歴史のうえに生まれ育ってきたまちでもあります。

近年では、新東名高速道路や国道246号バイパスの開通を控え、近未来のインフラや県下でもトップ水準を誇る充実した医療環境、豊かな自然、文化遺産、子育て環境など、あらゆる世代が暮らしやすい環境が整いつつあります。

「伊勢原市第5次総合計画」では、こうした先人が築き上げたふるさと伊勢原を大切に守り、更に磨きをかけた新しいふるさと伊勢原を創造し、誰もがしあわせを実感できる明るい未来を築いていきます。

総合計画の策定にあたっては、様々な場面において、市民の皆様をはじめ多くの皆様から御意見・御提案をいただきました。皆様の伊勢原を愛する熱い思いに心から感謝申し上げるとともに、様々な角度からの御審議をいただきました総合計画審議会委員、市議会議員の皆様には厚くお礼申し上げます。

計画の推進にあたっては、市民、地域、企業、団体、行政が力を合わせる事が大切です。一つひとつは小さな力でも、みんなの支え合いとつながりにより、未来へ届ける大きな力となるものと確信しています。課題解決の歩みを止めることなく、常に挑戦し続け、皆様とともに取り組んでまいりますので、御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成25年7月

伊勢原市長 **高山 松太郎**

伊勢原市市民憲章

昭和39年10月1日 告示第33号

わたくしたちは、伝統に輝く伊勢原市民である誇りと、責任をもつてこの憲章を守りましょう。

- きまりを守り 誠をつらぬく健民となりましょう。
- 元気で働き 楽しい家庭をつくりましょう。
- 文化を高め 住みよいまちにいたしましょう

伊勢原市健康・文化都市宣言

昭和61年3月1日 公告第84号

昭和61年3月1日伊勢原市制施行15周年にあたり、健康で文化の香り高いまちづくりを期して、次のとおり宣言します。

伊勢原市健康・文化都市宣言

わたくしたち伊勢原市民は、光と緑が織りなす美しい自然と先人の創りあげた文化を継承、発展させ、生き生きとした健康で心豊かな生活をきずきあげることが望みます。

わたくしたちの幸福(しあわせ)は、平和な社会のもとに身体も心もすこやかで、互いに生きがいを感じあえる、うるおいに満ちた故郷(ふるさと)づくりにあります。

ここにわたくしたちは、与えられた豊かな自然の恵みともてる英知を結集して、健康で文化の香り高い都市(まち)の創造に向かって努力することを決意し、伊勢原市を「健康・文化都市 伊勢原」とすることを宣言します。

伊勢原市平和都市宣言

平成5年12月8日 公告第62号

人が人の生命(いのち)を大切にし、生きることを尊重しあうことは、人間社会の基本であり、人としての尊厳が保たれることが平和社会の基礎であります。

わが国は、悲惨な戦争体験をふまえ、憲法において恒久平和を希求し、この崇高な理想の達成に努力することを誓いました。

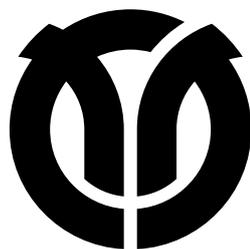
しかし、国と国、民族と民族の紛争を武力により解決しようとする風潮は依然として絶えることなく、人類の英知は、未だ恒久平和を確立するまでに至っていません。

平和を享受し、豊かな社会を築きあげてきたわが国には、国際社会での真の名誉ある地位の確立と協調に基づく世界平和実現のために、地球的視野で考え、行動することが強く求められています。

私たちは、過去の戦禍による尊い犠牲と教えを無にすることなく、平和の意味とその尊さを語り継ぎ、伊勢原市民として、地球市民として、この美しい故郷(ふるさと)とかけがえのない地球を次世代に引き継いでいかなければなりません。

伊勢原市民は、全世界の人々との相互理解と協調のもと、恒久平和の実現に努めることを確認し、文明社会の壊滅をもたらす全ての核兵器の廃絶を求め、ここに「平和都市」を宣言します。

伊勢原市章



伊勢原市の「イセ」の文字を図案化したもので、伊勢原を象徴し円は市政の円満を意味し、「V」は市政の限りなき発展を表しています。

市の木



しい：

常緑高木で本州以南の暖地に自生します。

本市にも多く自生し、日向薬師大祭の「神木(しぎ)立て」にも使用されるなど、本市に縁の深い木です。

(昭和47年3月1日制定)



市の花



ききょう：

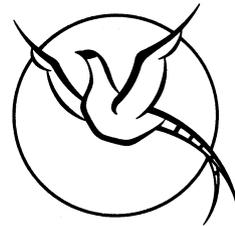
日本各地の山野の日当たりの良い草地に自生し、秋の七草の一つにも数えられます。

太田道灌公の家紋にも使用されることから、本市には特にゆかりの深い花です。

(昭和47年3月1日制定)



市の鳥



やまどり：

きじとともにわが国の特産種で、本州・四国・九州の山間地に生息します。

市内の山間にも生息し、俳句や和歌等にもうたわれます。

(昭和47年3月1日制定)



まちづくりシンボルマーク



まちづくりシンボルマークは、7個のカプセルと、その中に並べられた I S E H A R A の文字から成り立っています。カプセルは、伊勢原のイニシャルの「I」と、市民一人ひとりの「私」を意味する「I」を表しています。

このカプセルがひとつの方向性をもって並列することにより、市民一人ひとりが、それぞれ個性ある暮らし方、生き方を発揮しながらも、伊勢原市民として連帯と誇りをもって、健康・文化都市をめざしていくという思いが込められています。

(昭和63年4月制定)

市の公式イメージキャラクター



クルリン

全国1,061点の応募の中から選ばれた、伊勢原の名産品大山こまをモチーフにしたキャラクターです。

伊勢原の果物が大好きな元気なおちゃめな子どもです。

(平成25年度決定)

クルリン プロフィール

誕生日 3月1日(市制記念日と同じ)

好きなコト・得意なコトは?

どこで生まれたの?

伊勢原の森の中から生まれたらしい...

大山こまの帽子をかぶって、ハイキングに行くコト
クルクル回って、みんなを喜ばせるコト
伊勢原を元気に明るくPRするコト

どこにいるの? 市内のアチコチ

好きな食べ物? 伊勢原のおいしい果物

性格 元気で明るくおちゃめ

将来の夢 伊勢原の子どもたちみんなと
友達になるコト

目次

第1章 計画策定にあたっての基礎的な条件

1	総合計画の策定の趣旨	2
2	総合計画の構成と期間	3
	(1) 計画の構成	3
	(2) 計画の期間	3
3	人口と世帯	4
	(1) 人口の動向	4
	(2) 年齢別人口の動向	5
	(3) 世帯数と世帯人員数の動向	5
4	土地利用	6
	(1) 土地利用の現状	6
	(2) 今後の見通し	6
5	財政状況	7
	(1) 財政状況の推移（一般会計）	7
	(2) 今後の財政見通し	10
	(3) 今後の対応	11
6	社会環境変化からみたまちづくりの課題	12
7	まちの特性と展望	14

第2章 基本構想

1	将来都市像	18
2	計画期間	19
3	将来都市像の実現に向けた「未来へ届ける力」	19
4	まちづくり目標と基本政策	21
	暮らし力	21
	安心力	24
	活力	26
	都市力	28
	自治力	30
5	土地利用構想	32
	(1) 基本方針	32
	(2) 土地利用の方向	33

第3章 前期基本計画

1 前期基本計画のあらまし

(1) 基本計画の役割	38
(2) 基本計画の構成	38
(3) 計画の期間	38
(4) 計画書の見方	39

2 施策の体系

施策の体系	40
-------	----

3 施策

基本政策1-1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

施策展開の方向 生涯にわたって健康に暮らせるまちをつくる

施策01 自ら取り組む健康づくりの推進	46
施策02 安心できる地域医療体制の充実	49

施策展開の方向 みんなで支え合う福祉のまちをつくる

施策03 多様な連携による地域福祉の推進	53
施策04 高齢者の地域生活支援の充実	56
施策05 障害者の地域生活支援の充実	59

基本政策1-2 子どもの成長をみんなで見守るまちづくり

施策展開の方向 子どもを産み育てやすい環境のまちをつくる

施策06 子育て家庭への支援の充実	63
施策07 多様な働き方が選択できる保育の充実	66

施策展開の方向 子どもや若者の成長と自立を支えるまちをつくる

施策08 次代を担う子ども・若者の育成支援の推進	70
--------------------------	----

基本政策1-3 人がつながり未来を拓く学び合うまちづくり

施策展開の方向 子どもの生きる力をはぐくむまちをつくる

施策09 きめ細やかな教育の推進	74
施策10 安全で快適な教育環境の整備	77

施策展開の方向 いつまでも学び生きがいもてるまちをつくる

施策11 学習成果を生かせる生涯学習の推進	81
施策12 歴史・文化遺産の継承	84

基本政策 2-4 災害に強い安全なまちづくり

施策展開の方向 災害から市民のいのちを守るまちをつくる

- 施策13 みんなで取り組む地域防災力の強化 …………… 9 0
- 施策14 いざという時の危機対応力の強化 …………… 9 3
- 施策15 被害を最小限に抑える減災対策の推進 …………… 9 6

基本政策 2-5 暮らしの安心がひろがるまちづくり

施策展開の方向 暮らしの安全を守るまちをつくる

- 施策16 地域とともに取り組む防犯対策の推進 …………… 1 0 0
- 施策17 迅速で適切な消防・救急体制の充実 …………… 1 0 3

施策展開の方向 一人ひとりが大切にされるまちをつくる

- 施策18 互いに尊重し合うまちづくりの推進 …………… 1 0 7

基本政策 3-6 産業の活力があふれる元気なまちづくり

施策展開の方向 地域の産業が盛んなまちをつくる

- 施策19 地域を支える商業・工業の振興 …………… 1 1 4
- 施策20 地域とつながる都市農業・森林づくりの推進 …………… 1 1 7

施策展開の方向 多くの人を訪れる賑わいのあるまちをつくる

- 施策21 伊勢原ならではの観光魅力づくり …………… 1 2 1
- 施策22 いせはらシティセールスの推進 …………… 1 2 4

基本政策 3-7 都市の活力を生み出す魅力あるまちづくり

施策展開の方向 都市の骨格を支えるまちをつくる

- 施策23 地域特性を生かした新たな産業基盤の創出 …………… 1 2 8
- 施策24 交流がひろがる拠点の形成 …………… 1 3 1

基本政策 4-8 自然と調和した住みよいまちづくり

施策展開の方向 愛着のある美しいまちをつくる

- 施策25 地域の個性あふれるまちづくりの推進 …………… 1 3 8
- 施策26 生活環境美化の推進 …………… 1 4 1

施策展開の方向 みんなの努力で環境にやさしいまちをつくる

- 施策27 自然共生社会の構築 …………… 1 4 5
- 施策28 低炭素・循環型社会の構築 …………… 1 4 8

基本政策 4-9 快適で暮らしやすいまちづくり

施策展開の方向 安全で円滑な移動ができるまちをつくる

- 施策29 バリアフリー対策の推進 …………… 1 5 2
- 施策30 移動しやすい交通対策の推進 …………… 1 5 5

施策展開の方向 便利で機能的なまちをつくる

- 施策31 都市の機能を高める基盤施設整備の推進 …………… 1 5 9
- 施策32 公共施設の効率的な活用と維持管理・保全の推進 …………… 1 6 2

基本政策 5-10 市民と行政がともに力を合わせて歩むまちづくり

施策展開の方向 地域の力が発揮できるまちをつくる

施策33 市民や様々な団体との市民協働の推進 …………… 168

施策34 多様なつながりで支える地域運営の推進 …………… 171

施策35 市民に身近な市役所づくり …………… 174

施策展開の方向 次代へつなげる確かな行財政運営ができるまちをつくる

施策36 健全で安定した財政運営 …………… 178

施策37 市民に信頼される市政の推進 …………… 181

4 個別計画

- (1) 個別計画・指針…………… 185
- (2) 各政策分野における主な個別計画・指針…………… 185

付属資料

1 策定体制

- (1) 策定体制…………… 193
- (2) 全体の策定経過…………… 194

2 市民参加

- (1) 計画策定初段階における市民参加…………… 196
- (2) 計画策定過程における市民参加〔基本構想骨子案〕…………… 198
- (3) 計画決定段階における市民参加…………… 200

3 総合計画審議会

- (1) 伊勢原市総合計画審議会…………… 201
- (2) 伊勢原市総合計画審議会委員…………… 202
- (3) 諮問書…………… 203
- (4) 答申書…………… 203
- (5) 審議会開催経過…………… 208

4 庁内の策定経過

- (1) 庁内会議等の開催経過…………… 209
- (2) 総合計画の策定…………… 211

5 議会の取組

- (1) 調査研究等の経過…………… 212
- (2) 第5次伊勢原市総合計画特別委員会…………… 213

第1章

計画策定に あたっての 基礎的な条件

1 総合計画の策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って本市のめざす将来像を描き、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政運営を図るための指針となります。

本市はこれまで、4次にわたり総合計画を策定し、首都圏近郊の都市として、農地や山林といった豊かな自然環境に恵まれ、交通便利性を生かした、住宅、産業、自然のバランスがとれたまちとして発展してきました。

このような中、第4次の総合計画である「いせはら21プラン」が、平成24(2012)年度をもって終了となります。

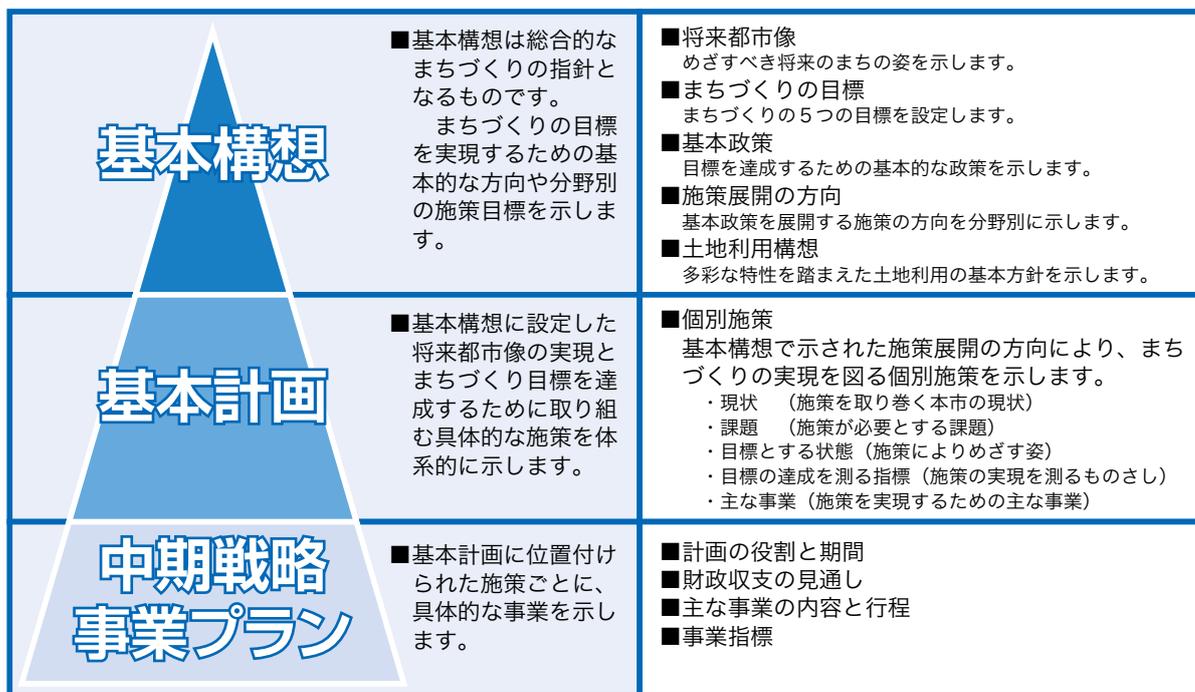
人口減少や少子高齢社会の進展、広域幹線道路の整備による都市構造の変化に伴う都市基盤の整備や既成市街地の再整備、既存公共施設の効率的な維持管理や長寿命化への対応、健全で安定した財政運営の推進など、本市を取り巻く様々な課題に対応した新しいまちづくりを進めていくため、平成25(2013)年度からスタートする第5次の総合計画を策定します。



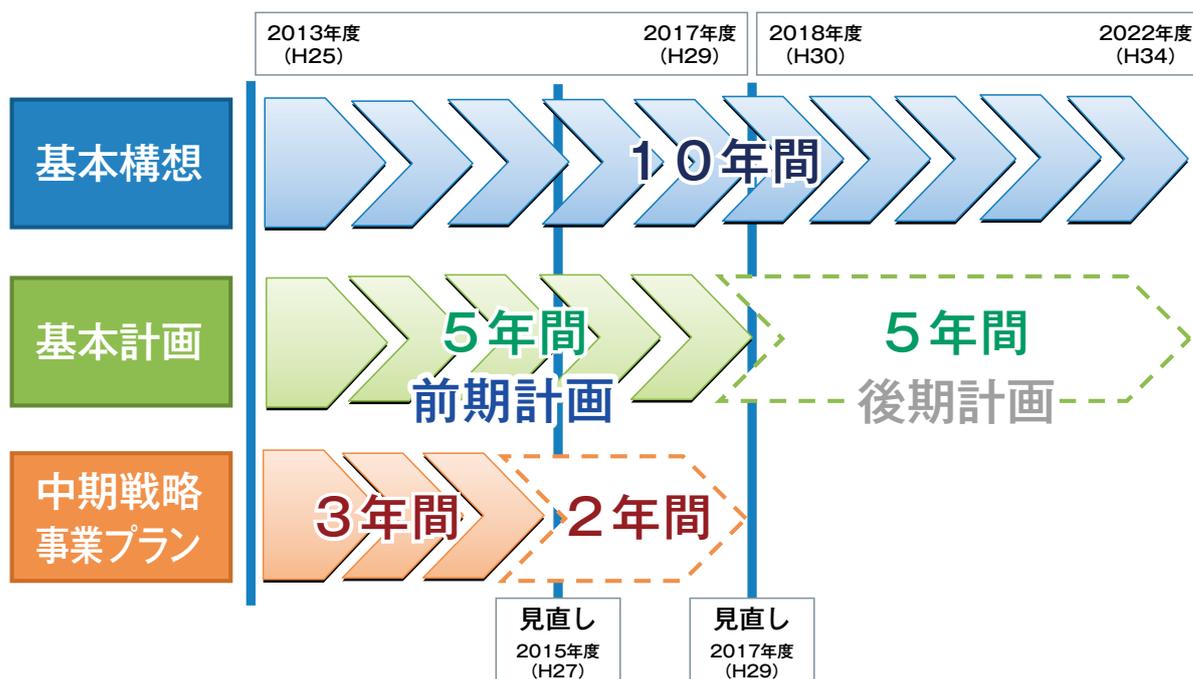
2 総合計画の構成と期間

(1) 計画の構成

計画の構成は、長期、中期、短期それぞれの計画期間における目的を明確にするため、基本構想、基本計画、中期戦略事業プランの3層構造とします。



(2) 計画の期間



③ 人口と世帯

(1) 人口の動向

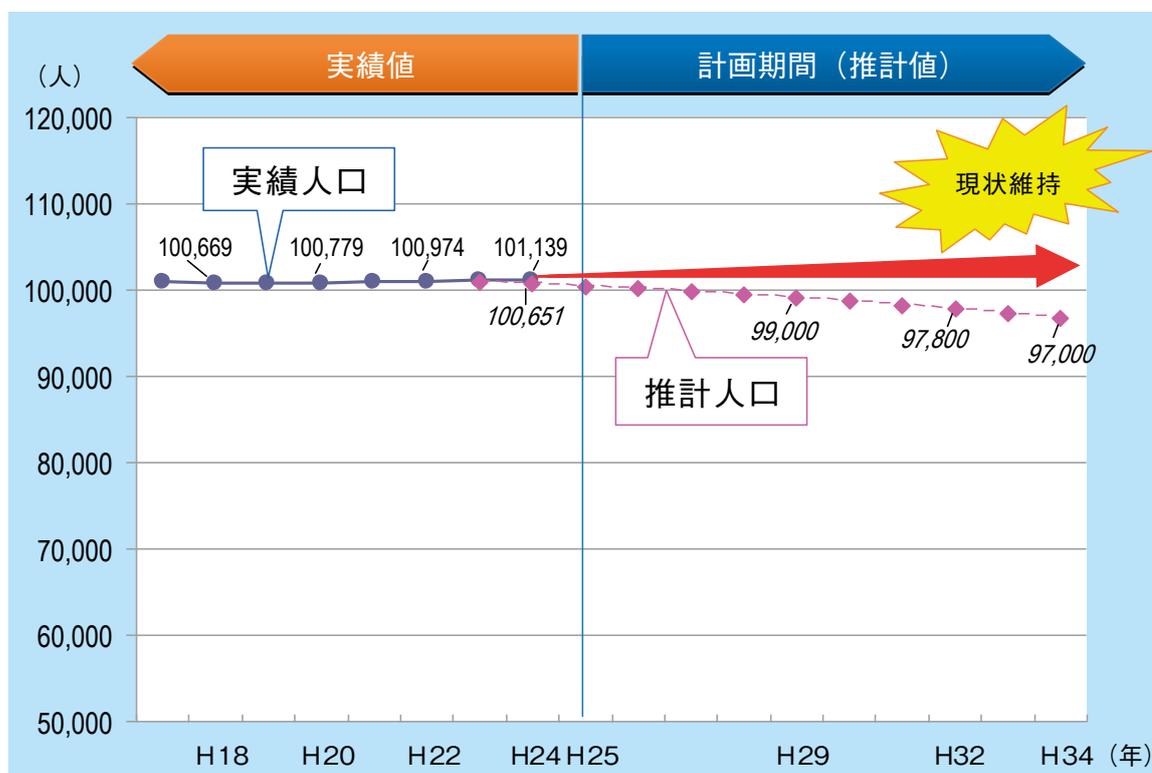
本市の人口は、平成13年(2001年)9月に10万人を超え、その後は微増の傾向が続いてきました。しかし、少子高齢社会の進展により出生者数は減少し、死亡者数は増加してくることから、今後は、死亡者数が出生者数を上回り人口が減少していくことが予測されます。

国は、「平成23年(2011年)から人口が継続して減少する、人口減少社会を迎えた(総務省統計局)」としており、本市が平成22(2010)年度に行った将来人口推計でも、本市の人口は緩やかに減少に転じ、平成34年(2022年)には97,000人程度になると見込まれています。

人口の減少により、まちの活力低下、税収の減少など様々な影響が見込まれます。今後も本市が成熟し、かつ、活気あふれるまちとして発展を続けるためには、人口規模を維持することが望まれます。

子育て支援策や保育サービスを充実するなど、子どもを産み育てやすい環境づくりや、多くの方が住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進め、本計画期間の平成34年(2022年)に向け、現在の人口を可能な限り維持することをめざします。

◇人口の推移



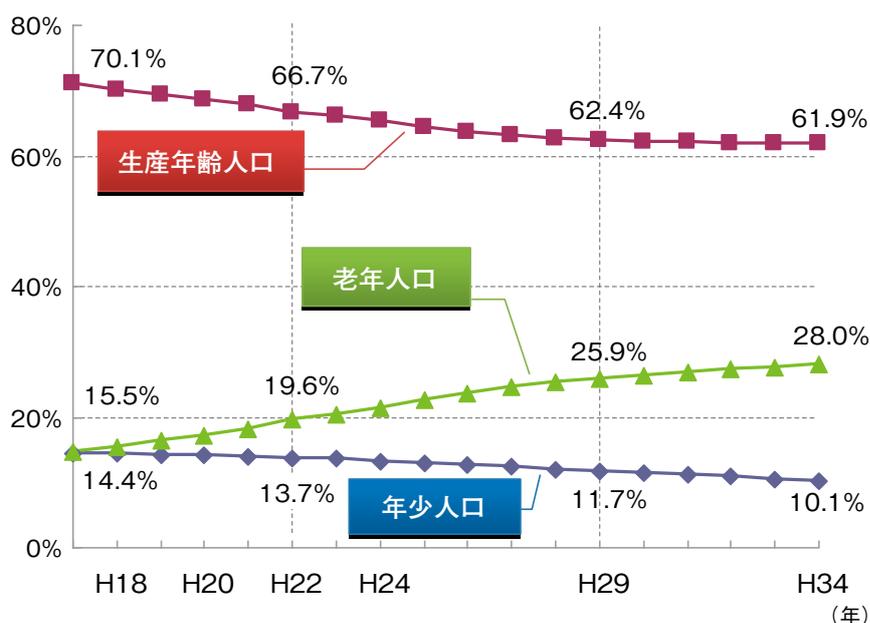
(2) 年齢別人口の動向

平成22年(2010年)の国勢調査結果における本市の年齢3区分別人口の構成割合は、年少人口(0～14歳)が13.7%、生産年齢人口(15～64歳)が66.7%、老年人口(65歳以上)が19.6%でした。

今後、少子高齢化は更に加速し、平成34年(2022年)には年少人口は10.1%、生産年齢人口は61.9%に減少する一方で、老年人口は28.0%に増加し、4人に1人が65歳以上になると予測されます。

少子高齢社会の進展は、子どもの育成環境や社会保障制度、地域経済など様々な分野に影響を及ぼすこととなります。年少人口や生産年齢人口を増加させ、バランスのとれた人口構成を確保することが必要です。

■年齢3区分別人口構成比の推移



(3) 世帯数と世帯人員数の動向

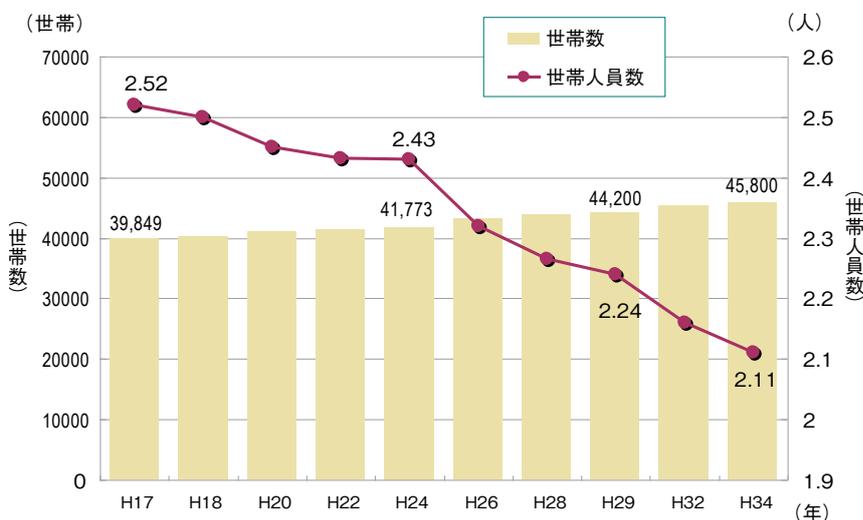
本市の世帯数は、平成24年(2012年)では約41,700世帯となっています。

世帯数は、人口減少の予測に対して、平成34年(2022年)には約45,800世帯まで増加し、平成24年(2012年)と比較して、約4,000世帯増えると見込まれています。

これにより、平成24年(2012年)には、1世帯当たりの平均世帯人員数は2.43人であったものが、平成34年(2022年)には2.11人へと更に減少すると予測されています。世帯人員数の減

少は、核家族化や、ひとり暮らしの世帯の増加が要因であり、地域の連携や助け合いなどの仕組みづくりが必要となります。

■世帯数と世帯人員の推移



4 土地利用

(1) 土地利用の現状

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、首都近郊の交通利便な地域特性を生かした住宅都市として、また、農林業、商業、工業などの産業のバランスがとれたまちとして発展してきました。

平成22年(2010年)の時点では、市域の面積(5,552ヘクタール)のうち、計画的に市街化を図るべき市街化区域は1,141ヘクタール(市域全体の約21%)、市街化を抑制する市街化調整区域は4,411ヘクタール(約79%)となっています。

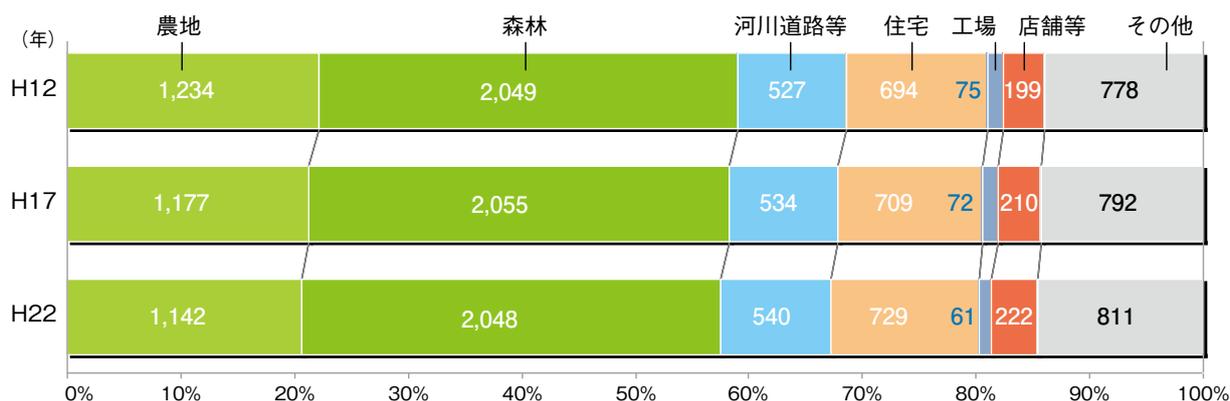
市街化区域は、昭和45年(1970年)の当初指定時に902ヘクタールでした。その後、土地区画整理事業の実施や行政センター地区、東部工業団地の整備などにより、計画的な区域の拡大を図ってきました。しかし、近隣都市との比較では、市域全体のうち市街化区域が占める割合が少ない状況です。また、市街化調整区域は、山林を除いた大部分が農業振興地域に指定され、そのうち659ヘクタールが農用地区域となっています。農用地区域は、広域幹線道路や公共施設の整備などにより、当初指定時と比較して約27%減少しています。

平成22年(2010年)における利用区分別の土地利用の状況では、農地の面積が1,142ヘクタール、森林が2,048ヘクタールとなっており、農地と森林の面積の合計が市域全体の面積の約60%を占め、住宅地や工場用地、店舗用地などの面積が約18%を占めています。

平成22年(2010年)と平成12年(2000年)の土地利用状況の比較では、森林は、ほぼ同面積となっていますが、農地が減少し、住宅地や店舗用地、学校や公共施設などのその他の用地の増加が見られます。

◇利用区分別土地利用面積の推移

単位：ha



(2) 今後の見通し

市内では、新東名高速道路や国道246号バイパスの工事が進められており、計画期間には、2カ所のインターチェンジの開設が予定されています。

今後は、住宅や産業用地などの都市的土地利用と、森林や農地などの自然的土地利用の調和が図られた、都市が持続的に発展していくための土地利用が求められます。居住環境の向上や新たな産業用地の創出、農地の集約化による生産性の向上などを進め、更なる土地利用の高度化を図っていく必要があります。

5 財政状況

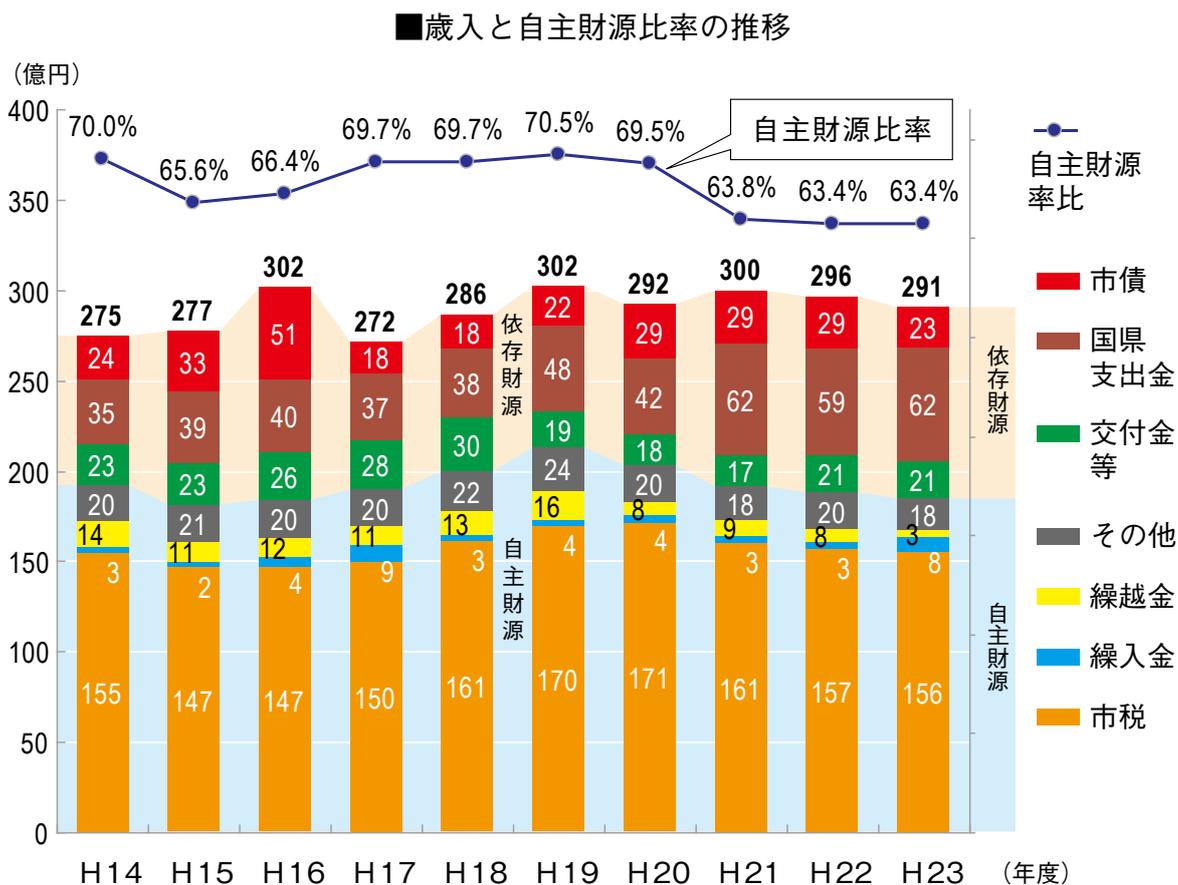
(1) 財政状況の推移(一般会計)

① 歳入の推移

本市の平成14(2002)年度から平成23(2011)年度までの歳入の実績は、平成16(2004)及び19(2007)年度が最も多く、平成21(2009)年度以降は減少しています。

また、本市が自らの権限により収入することができる自主財源(市税、繰入金、負担金、使用料、財産収入など)も減少しています。

一方、国や県が定める基準などに基づいて収入することができる、地方譲与税、地方交付税、国県支出金、市債などの依存財源は増加しており、歳入全体における自主財源の占める割合を示す自主財源比率は、平成19(2007)年度に70.5%であったものが、平成23(2011)年度には63.4%まで低下し、財政運営の自主性と安定性の確保は難しい状況となってきています。



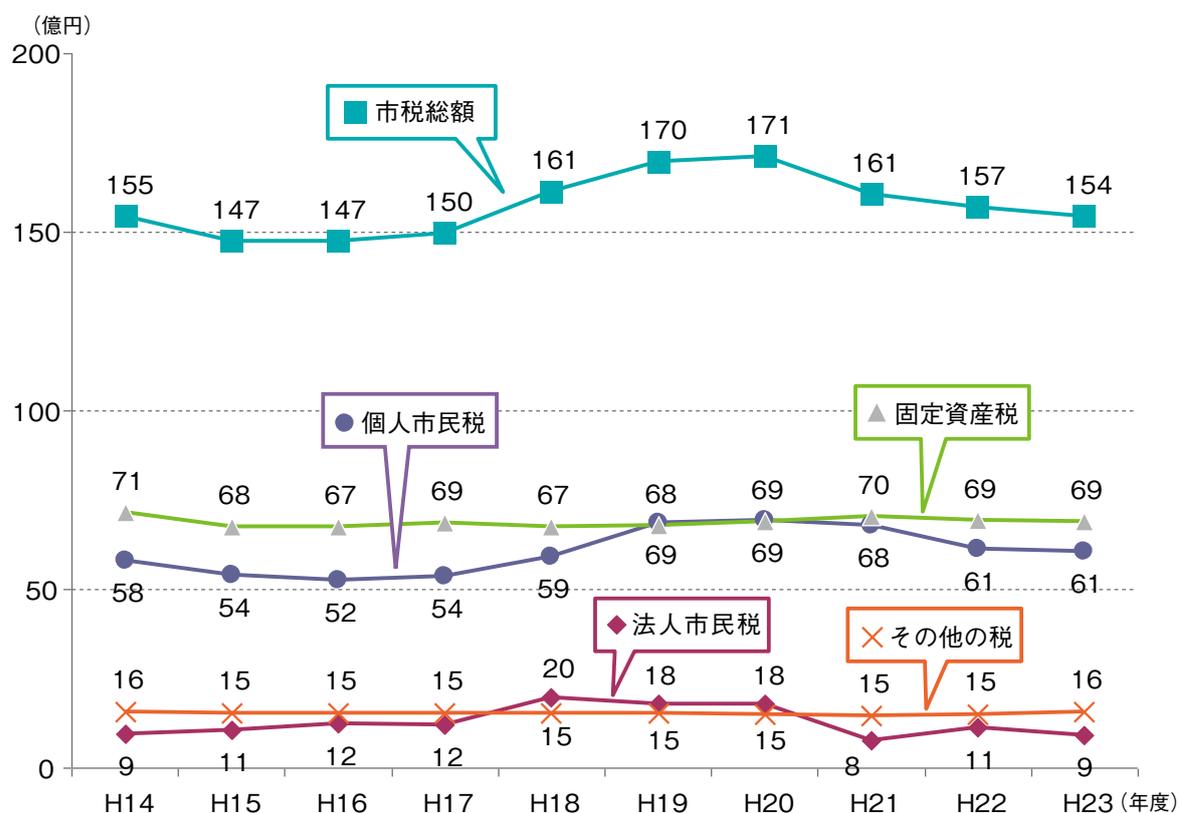
② 市税収入の推移

歳入の根幹である市税収入は、平成15(2003)年度から平成20(2008)年度までは増加していましたが、世界的な金融・経済危機の影響から減少に転じ、平成23(2011)年度には、平成20(2008)年度と比較して約17億円が減少するなど、市の財政状況をひっ迫させる要因となっています。

税目別では、固定資産税や軽自動車税、市たばこ税などの「その他の税」は、ほぼ横ばいで推移していますが、個人市民税、法人市民税は減少しています。

個人市民税は平成20(2008)年度の約69億円をピークに、平成23(2011)年度では約61億円に減少し、また、法人市民税については、平成18(2006)年度の約20億円をピークに、平成23(2011)年度には2分の1以下の約9億円まで減少しています。

■市税収入額の推移

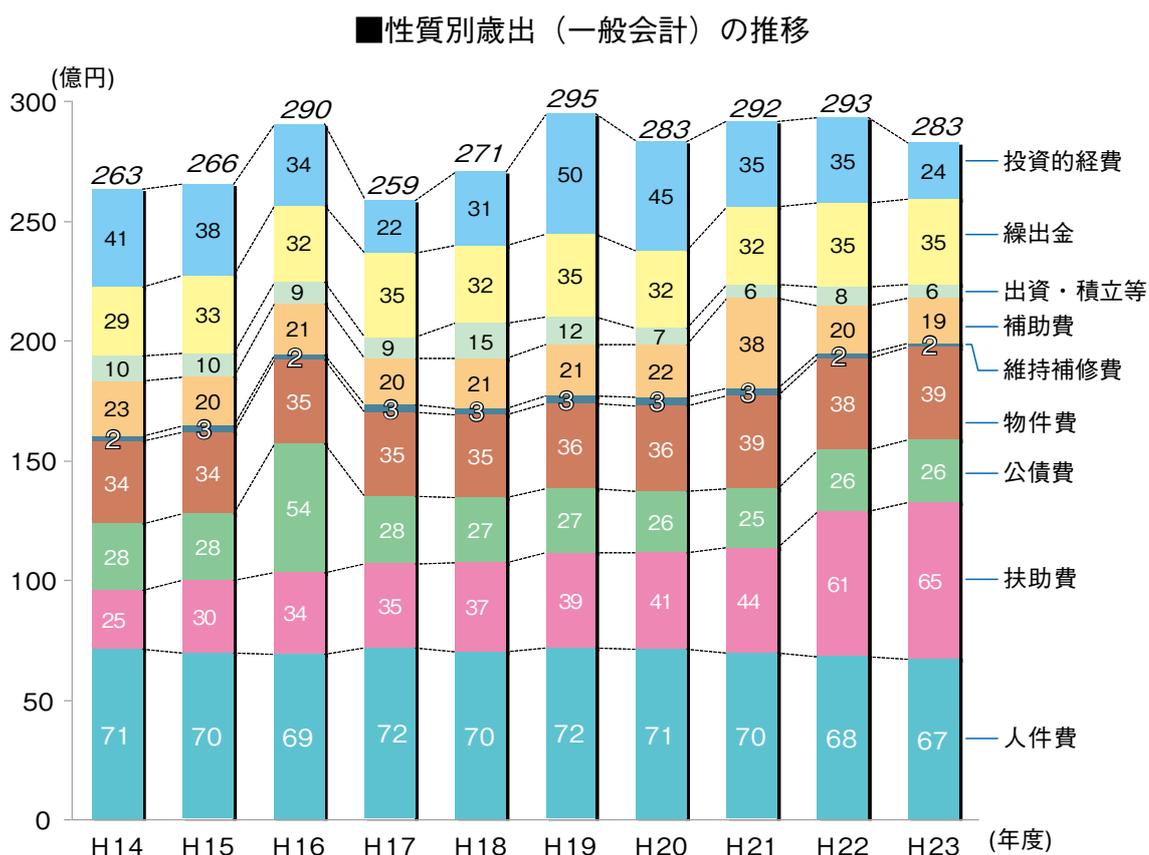


③ 歳出の推移

歳出総額は、平成19(2007)年度の約295億円が最高で、平成23(2011)年度には約283億円と大幅な減少はしていません。

性質別内訳では、一番大きな割合を占める人件費は横ばい状況であったものが、定員適正化などの効果から、平成19(2007)年度以降は小幅ながら減少しています。一方、高齢者や子育て支援、生活保護などの経費である扶助費は、年々増加し続け、平成23(2011)年度には、平成14(2002)年度の2倍以上に増加しています。

また、普通建設事業費などの投資的経費は減少傾向にあり、平成19(2007)年度の約50億円から、平成23(2011)年度は2分の1以下になるなど、財政状況の硬直化が進んできている状況が見られます。このため、社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズへの機動的な対応が、今後更に厳しくなっていくものと考えられます。



(2) 今後の財政見通し

景気的大幅な改善が期待できず、市税収入の大幅な増収は見込めない状況です。また、少子高齢社会の進展などにより社会保障費などの経費は今後も増加していくことが想定されます。

国は、社会保障費に関する財源確保対策や地方税制の改革を進めていますが、本市の財政への効果を正確に見通すことは難しい状況です。しかし、これまでの財政推移や、国県の制度改正をできる限り勘案し、今後5年間の中期財政見通しを行うものとします。

■一般会計における中期財政見通し

[千円]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
歳入	市税	15,548,000	15,797,000	15,601,000	15,596,000	15,585,000
	譲与税	210,000	200,000	202,000	204,000	206,000
	交付金	1,923,000	2,400,000	2,635,000	2,907,000	2,920,000
	国・県支出金	5,686,000	6,184,000	6,591,000	6,383,000	6,479,000
	市債	2,906,000	3,363,000	2,972,000	2,781,000	2,771,000
	その他	2,513,000	1,505,000	1,516,000	1,523,000	1,525,000
	歳入計	28,786,000	29,449,000	29,517,000	29,394,000	29,486,000
歳出	人件費	6,405,000	6,238,000	6,109,000	6,037,000	6,142,000
	扶助費	6,811,000	7,051,000	7,263,000	7,494,000	7,734,000
	公債費	2,704,000	2,606,000	2,526,000	2,596,000	2,673,000
	物件費	3,573,000	3,638,000	3,583,000	3,439,000	3,369,000
	維持補修費	173,000	298,000	292,000	306,000	332,000
	補助費等	2,304,000	2,618,000	2,672,000	2,909,000	2,947,000
	繰出金	3,371,000	3,377,000	3,376,000	3,389,000	3,418,000
	普通建設事業費	2,732,000	3,569,000	3,665,000	3,370,000	3,358,000
	その他	708,000	577,000	577,000	677,000	677,000
歳出計	28,781,000	29,972,000	30,063,000	30,217,000	30,650,000	

■平成25年度は決算見込額とし、平成26年度以降は推計額となります。

中期財政見通しでは、歳入のうち市税収入は、景気の動向や納税者数の減少などから平成26(2014)年度以降は、緩やかな減少で推移しますが、消費税増税に伴う交付金や歳出における国県補助事業の増額に伴う国・県支出金の増加、さらに、市債の減少などにより、歳入総額は平成26(2014)年度以降、大きな増減はないものと見込まれます。

歳出は、行財政改革の推進に伴い、物件費や人件費の減少が見込まれますが、扶助費の大幅な増加、事業公社健全化事業などを含む新たな計画事業の実施、財政調整基金への計画的な積立などにより、歳出総額は年々増加していくものと見込まれます。

(3) 今後の対応

このように、財政見通しでは、平成26(2014)年度以降、毎年度財源不足が生じることが見込まれます。

今後も引き続き、事業の見直しや定員の適正化などによる経常経費の削減、また、新たな広告収入の確保や受益者負担金の見直し、市税等の徴収体制の強化などによる収入確保など、行財政改革の更なる推進を図っていくとともに、国県へ適切な制度改正に向けた要望をしていきます。

また、本市の様々な魅力を市内外に効果的に発信することによる観光の振興、商業の活性化、さらには、既存企業の支援による雇用の拡大、子育て支援策の充実による定住人口の増加対策など、総合計画の着実な実現により、安定した計画財源の確保や、計画的な財政運営を図り、まちづくりを計画的に推進していくこととします。

⑥ 社会環境変化からみたまちづくりの課題

計画期間において、本市に影響をもたらすと考えられる社会経済環境を見通し、まちづくりの課題をまとめます。

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応

本市の人口は、今後緩やかに減少し、更に少子高齢社会が進展していくことが見込まれます。人口減少や少子高齢化に伴い、労働力の減少による地域経済の活力低下が懸念されるとともに、公的年金、医療保険、介護保険などの社会保障費の増加など、私たちの暮らしに様々な影響を及ぼします。

保育サービスの拡充による仕事と子育ての両立など、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進め、出生者数の減少を抑える

とともに、特に働き盛りの世代の居住の場として選択されるために、地域の資源や個性を生かした魅力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

また、高齢者の地域活動への参画や生涯学習機会の充実、健康で生き生きと暮らすための健康づくり、介護支援や介護予防の取組など、人口減少や人口構造の変化に対応した総合的な対応を図っていくことが必要となります。

(2) 安全・安心意識の高まりへの対応

豊かな自然は様々な恵みをもたらす一方で、大地震や豪雨、土砂災害などは、人々の暮らしを脅かしてきました。こうした大規模な自然災害や、感染症など危機事態への対応として、地域防災力の強化、災害に強い基盤の整備など、総合的で実行性のある防災対策が求められています。

また、犯罪に対する不安への対応が求められます。特に、ひったくりや盗難などの街頭犯罪の増加が心配されています。地域防犯活動や犯罪抑止のための環境整備など、安全安心への取組の強化が引き続き必要となります。

(3) 経済規模縮小による活力低下への対応

人口減少に伴う経済規模の縮小や経済のグローバル化が進行する中で、産業の再生が迫られています。長引く景気の低迷や産業の空洞化などにより消費や雇用が減少し、まちの活力が低下していくことが懸念されます。

産業の高度化や既存企業の再投資などの支援、新たな産業用地整備に伴う優良企業の誘致、さらには、中心市街地の整備による商店街の活性化や交流人口の増加など、地域経済の活性化を図る取組が求められています。

また、本市が保有する自然・文化・医療などの特徴的で魅力ある地域資源を有効活用し、観光の振興や農業、商業の活性化などを推進するとともに、市のイメージアップのための効果的な情報発信に取り組み、多くの人が訪れる魅力あるまちにしていくことが必要となります。

(4) 都市の持続性に配慮したまちづくりへの対応

超高齢社会、中心市街地の衰退、ライフスタイルの多様化などが進み、都市機能の効率性を高める再生・再配置が重要となります。

伊勢原駅北口周辺のまちづくりや都市計画道路整備の進捗により、市街地の整序や地域間の連携の促進を図るとともに、人口減少や高齢化に対応した既成市街地の再整備、公共施設の効率的な維持管理や長寿命化への対応が必要となります。

また、暮らしやすさを視点としたまちの形成とともに、地球規模の環境問題への対応が求められています。省資源化、省エネルギー化に配慮した社会の構築など、自然環境と調和するまちづくりが必要となります。

(5) 新しい自治の確立への対応

人口減少や少子高齢社会の進展に伴い、公共サービスに対するニーズは多様化・高度化し、財政は極めて厳しい状況が続くことが予測されます。このような中、安定的な財政基盤を構築し、行政サービスの水準を維持しながら、まちが発展していくためには、行財政改革の推進による財政構造の適正化や自主財源の確保に対する取組を進めるなど、行政運営の効率化・財政の健全化が大切となります。

また、従来、行政が担ってきた役割を市民、地域、企業、団体などに担ってもらう一方で、行政は、新たなニーズへの対応や、市民協働及び地域の住民が地域の課題を自ら解決していく仕組みづくりを行うなど、市民、地域、企業、団体などと行政の「支え合い・つながり」を構築、強化していく取組が必要となります。

(6) 本市を取り巻く広域的な課題への対応

新東名高速道路、国道246号バイパスの開通、インターチェンジの設置により、遠方からの観光客の増加や新たな企業立地などによる経済効果が期待される一方で、近隣都市でも、さがみ縦貫道路の沿線地域や東海道新幹線新駅整備予定地周辺地域における新たな産業用地の整備など、企業誘致の取組が進められています。

このような中、本市は、広域幹線道路などの整備効果に加え、伊勢原ならではの地域特性をアピールした積極的な企業誘致や観光振興を推進していくことが求められます。

また、地方分権、地域主権に向けた改革が進むことで、地域の自主性が高まるものの、地域の役割や行政事務は増加していくことが見込まれます。近隣都市との広域連携を推進し、効率的で効果的な市民サービスの提供を維持していく必要があります。

7 まちの特性と展望

これからのまちづくりにおける本市の発展の可能性を踏まえ、本市が保有する特性や特に重要となる環境変化を本市の展望としてまとめます。

(1) 首都圏近郊都市の立地条件



神奈川県ほぼ中央に位置する伊勢原市は、南部を平塚市、西部を秦野市、北東部を厚木市と接し、東西間に東名高速道路、国道246号、小田急電鉄の小田原線が通り抜けています。東京から50キロメートル圏内に位置し、新宿から伊勢原駅まで小田急小田原線で約60分と交通の利便性が高い首都圏近郊都市です。

(2) 変化に富んだ地勢と温暖な気候



総面積55.52平方キロメートルのうち山林原野が約3分の1を占め、年間平均気温15.8度、年間降水量は1,497ミリメートル(平成23年)と自然環境に恵まれた温暖な気候となっています。

丹沢大山国定公園の一角に位置する本市のシンボル「大山」を頂点として、東部には豊かな平野部がひろがり、鈴川などの金目川水系と日向川などの相模川水系が大地を潤しています。



大山山頂の標高は1251.7メートル、南東側の田園地域では標高が約8.1メートルであり、北西から南東に向かってなだらかに傾斜した地形となっています。



(3) 豊かな自然と歴史・文化の宝庫

大山山麓を中心とした山地部では、緑豊かな自然と信仰の歴史の地としての街並みや史跡が織りなす文化や歴史が、まちの魅力を高めています。



市内の約2割が国定公園に指定され、多様な自然環境の保全が図られるとともに、県内はもとより広く関東一円の人々の憩いの地となっています。

また、大山や日向、三ノ宮地区などには、多くの重要な文化財が存在しており、まちの大切な歴史・文化資源として保存、継承が図られています。

水・花・緑

魅力満載

大山・日向



(4) 安心できる医療環境

救急医療

先進医療

安心

本市は、医科・歯科診療所を始め、救急専門対応の休日夜間診療所・薬局、休日歯科診療所、高度先進医療が整った大学病院など、一次救急から三次救急までの医療機関を有しており、市民の医療ニーズを市域内で満たすことができる医療環境に恵まれています。

特に、人口1万人当たりの医師数は県内市町村の中で1位、同様に看護師、助産師数も2位になるなど、安心できる医療環境が整っています。

こうした医療環境を活用し、医療と連携した市民の健康維持・増進の取組を進め、全国にも誇れる健康で安心して生活できるまちの実現が期待できます。



(5) まちの特性を活かした多彩な産業

農林業

商工業

観光

丘陵部から平地部にひろがる農地では、果樹や田園、畜産、花木など多彩な農業生産活動が営まれ、これらの豊かな農地は、新鮮な農産物の供給のみならず、潤いや安らぎなど多面的な役割を果たしています。



また、都市部では、2つの工業団地を中心に多様な産業が集積し、大規模店舗や商店街などとの調和が図られ、まちが発展しています。

今後は、さがみ縦貫道路の沿線地域における「さがみロボット産業特区」の指定を活用した企業誘致の推進により、地域経済の活性化が期待できます。



山地部の大山や日向地区には、多くの観光客が訪れ、本市の観光の中心地として賑わいをもたらしており、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ神奈川県第4の観光の核づくりの認定を受けています。豊かな自然や文化資源を活用した観光の振興や観光地づくりを進め、更に多くの人が訪れることにより、まちの活性化が期待できます。

(6) 新たな広域幹線道路の整備

高規格
道路

インター
チェンジ

広域交流

新東名高速道路や国道246号バイパスの整備、インターチェンジの設置へ向けた取組が進んでいます。これらの大規模な広域幹線道路整備やアクセス道路の整備により、交通渋滞の緩和や交通利便性が高まり、市外からの観光客の増加や産業誘致などへの効果が期待できます。



また、インターチェンジ周辺や都市計画道路横浜伊勢原線沿道では、新たな産業用地の創出が計画されており、企業立地によるまちの活性化が期待できます。

第2章

基本構想

総合的なまちづくりの指針となるものです。

- 将来都市像
- まちづくり目標
- 基本政策
- 分野別の施策展開の方向
- 土地利用構想

1 将来都市像

本市はこれまで、大山、日向を中心とした森林の緑、四季を通じて咲き実る花や果樹、大地を潤す鈴川、日向川などの河川、そこに息づく多様な動植物、市民の食を支える水田や畑、これらが醸し出す伊勢原らしい風景など、豊かな自然環境に包まれ、自然の恵みを享受しながら、自然環境と都市機能が調和した暮らしやすいまち「ふるさと伊勢原」を築き上げてきました。

こうした自然は、市民の暮らしに安心と豊かさをもたらす貴重な資源として、次代を担う子どもや若者に、自信をもって引き継いでいくことが必要です。

また、伊勢原市で生まれ、伊勢原市で暮らし、伊勢原市を訪れ、誰もが「しあわせ」を実感していただけることが大切であると考えます。

「しあわせ」の基準は、人によって異なります。将来を見通した様々な課題を的確に捉え、多様な分野における取組を総合的かつ計画的に進めることにより、多くの人々が、様々な場面で、それぞれの「しあわせ」を感じることができる、新しい「ふるさと伊勢原」を築き上げていきます。

そして、こうした新しい「ふるさと伊勢原」を築くためには、市民、地域、企業、団体などが支え合い、つながり、行政と連携・協力する「みんなの力」が原動力となります。

このようなことから、本市の豊かな自然の中で、みんなが力を合わせ、更に発展した新しいまちを創造し、誰もがしあわせを実感できる明るい未来を築いていくことをめざし、本市の将来都市像を、次のとおり定めます。



2 計画期間

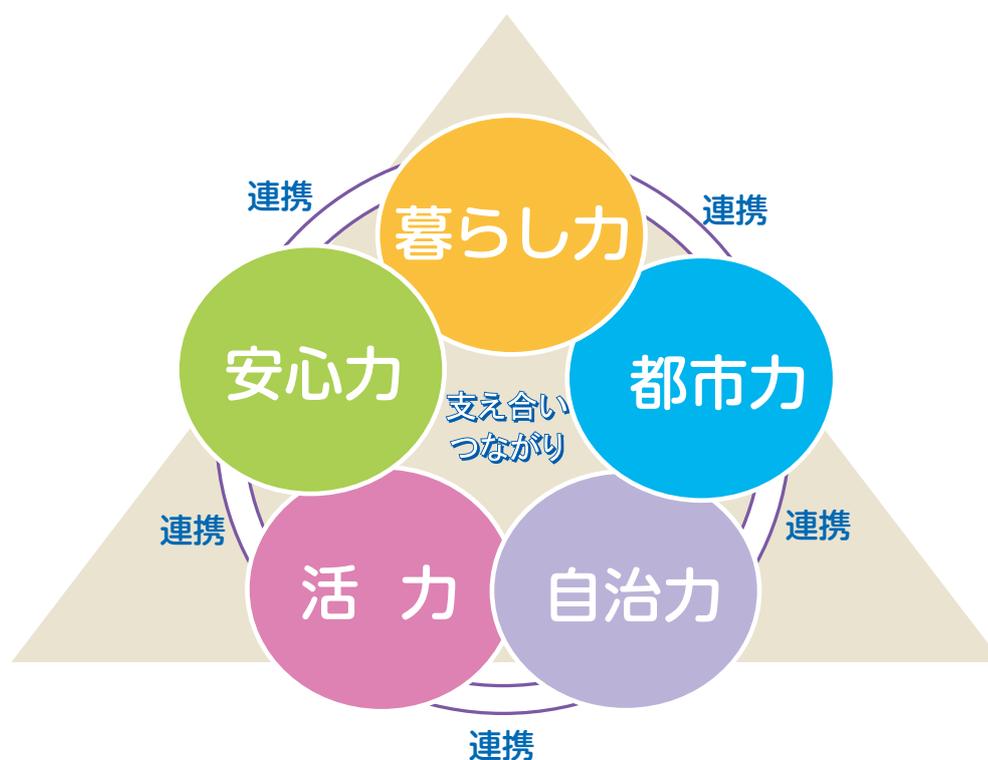
平成25(2013)年度を初年度とするこの基本構想は、平成34(2022)年度を目標年次とします。

3 将来都市像の実現に向けた「未来へ届ける力」

「暮らし力」「安心力」「活力」「都市力」「自治力」の5つの力により、これまで先人が築きあげた「ふるさと伊勢原」を大切に守り、更に磨きをかけた新しい「ふるさと伊勢原」の実現をめざします。

将来都市像

豊かな自然に包まれ みんなの力が次代を拓く
しあわせ創造都市 いせはら



暮らし力、安心力、活力、都市力、自治力の5つの力を「未来へ届ける力」として位置づけ、将来都市像の実現に向け、相互に連携しながら、様々なまちづくりを展開します。

「暮らし力」によりめざす将来のまちの姿

子どもや若者が健やかに成長し、それぞれの個性を大切にしながら、豊かな心、確かな学力がはぐくまれています。先人が築き上げた文化を継承し、発展させるとともに、老若男女、誰もがお互いを思いやり、支え合いながら、健康で生きがいをもって生活しています。

「安心力」によりめざす将来のまちの姿

災害や犯罪などから命や財産を守り、みんなで助け合いながら安全で安心な生活を送っています。また、誰もが平等でお互いに尊重し合い、男女がともに個性と能力を発揮できる地域社会となっています。

「活力」によりめざす将来のまちの姿

農林業、商業、工業と多彩な産業が盛んで、女性や若者など様々な人たちが希望をもって働いています。また、多くの人でまちが賑わい、様々な交流がひろがり、地域の特性を生かした持続的に発展する都市となっています。

「都市力」によりめざす将来のまちの姿

緑豊かな美しい自然環境を大切に守り、住み続けたいという愛着と誇りを持ち、みんなでまちづくりに取り組んでいます。また、公共施設の適正な維持管理や長寿命化対策が進み、安全で機能的な都市が整備され、誰もが快適な生活を営んでいます。

「自治力」によりめざす将来のまちの姿

日ごろの暮らしの中で、お互いの助け合いや支え合いの輪がひろがり、市民と行政がともに力を合わせ、地域での活動が活発に行われています。また、市役所では、市民にわかりやすく、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営が行われています。

これら5つの力を「未来へ届ける力」として、5つの力が相互に連携し、市民の誰もが、それぞれの「しあわせ」を実感できる将来都市像の実現に向け、まちづくりを展開します。

4 まちづくり目標と基本政策

「暮らし力」「安心力」「活力」「都市力」「自治力」の5つの力ごとに「まちづくりの目標」を掲げ、目標を達成するための基本政策及び施策展開の方向を示します。

暮らし力

まちづくり 目標

誰もが明るく暮らせるまち

《暮らし力》 基本政策

■1-1■

健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

高齢者の人口は、今後も増加していくことが予測されます。高齢者の健康づくりや地域の人々の支え合いが必要となっています。また、若い世代の健康意識も高まり、健康に不安を感じる人が増えています。市内の医療機関などと連携した市民の健康づくりや予防医療を推進するとともに、安心できる地域の医療体制を充実させ、健やかに暮らせるまちをめざします。

また、高齢者が活躍できる場づくり、一人暮らしや高齢者のみの世帯の孤立への対応、さらには、障害者が自立した生活を送ることができる地域社会の実現などにより、誰もが生き生きと暮らせるまちをめざします。

《暮らし力》 施策展開 の方向

■1-1-1■

生涯にわたって健康に暮らせるまちをつくる

- 医療機関や大学など、本市の恵まれた地域資源の活用により、若い世代から高齢者まで、より多くの人々が体力づくりや食生活の改善などを通じた健康づくりに取り組むまちをつくりまします。
- 健康診査の受診を促すなど、病気の予防や早期発見、早期治療に向け総合的に取り組むとともに、地域の医療機関の機能強化や救急医療体制の維持、充実を支援し、いつまでも健康に暮らせるまちをつくりまします。

■1-1-2■

みんなで支え合う福祉のまちをつくる

- 地域、市民、行政、事業者等が連携し、地域の人々の支え合いや見守りによる地域福祉活動が活発なまちをつくりまします。
- 高齢者の就労やボランティア活動など、社会参加の機会を充実するとともに、障害者の地域生活や就労を通じた社会参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる福祉のまちをつくりまします。

暮らし力

《暮らし力》

基本政策



■1-2■

子どもの成長をみんなで見守るまちづくり

人口の減少や少子化に伴う地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもたちや子育てを取り巻く地域や家庭の環境は、これまで以上に変化していくことが考えられます。このような中、保護者の一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、家事・育児などの生活と調和した、多様な生き方を選択・実現できる社会が求められています。

また、子育てに不安をもつ保護者も少なくないことから、地域全体で子育て家庭を支援していくとともに、子どもや若者と地域の人々との様々な交流を促すなど、次代を担う子どもや若者たちの成長をみんなで見守るまちをめざします。

■1-2-1■

子どもを産み育てやすいまちをつくる

- 子育て家庭に相談や交流ができる場を提供するとともに、医療費の助成などにより、子育てを地域全体で支援し、子どもを産み、育てやすいまちをつくれます。
- 保護者の就労形態に応じた多様な保育サービスを充実するなど、仕事と子育てが、無理なく両立できるまちをつくれます。

■1-2-2■

子どもや若者の
成長と自立を支えるまちをつくる

- 多様な体験学習や地域との交流を通じ、次代を担う子どもや若者の自立と社会参加を支援し、子どもや若者が家庭や地域に見守られながら健やかに成長するまちをつくれます。

《暮らし力》

施策展開
の方向

暮らし力

《暮らし力》

基本政策



《暮らし力》

施策展開
の方向

■ 1-3 ■

人がつながり未来を拓く学び合うまちづくり

少子化の進行、情報化やグローバル化など教育を取り巻く環境は急速に変化しています。子どもたちが確かな学力(知)を身につけるとともに、豊かな心(徳)とたくましく生きるための健康や体力(体)をバランスよくはぐくみ、一人ひとりの能力を最大限に伸ばす、創意工夫に富んだ未来を拓く教育に取り組むまちをめざします。

また、社会の成熟化に伴い、幅広い年齢の人々に学ぶことへの意欲が高まっています。子どもから高齢者まで、世代や社会ニーズに応じ、誰もが、いつでも学び合うまちをめざします。

■ 1-3-1 ■

子どもの生きる力をはぐくむまちをつくる

- 本市の地域資源や人材を生かした特色ある教育、柔軟な指導体制によるきめ細やかな教育により、子どもたちの学習や生活を支援し、次代を担う子どもたちの「生きる力」をはぐくむまちをつくります。
- 小中学校の校舎等の計画的な修繕や機能更新により、安全で快適な教育環境への改善に取り組み、子どもたちの成長を支援するまちをつくります。

■ 1-3-2 ■

いつまでも学び生きがいもてるまちをつくる

- 市民一人ひとりが生涯にわたって、様々な機会や場所で学習し、誰もが気軽にスポーツに取り組める環境を整え、生涯学習や生涯スポーツが活発なまちをつくります。
- 歴史的建造物の保存修理への支援や貴重な文化財のまちづくりへの活用などにより、歴史的財産や伝統文化を後世に引き継ぐことができるまちをつくります。

安心力

まちづくり
目標地域で助け合う
安全で安心なまち《安心力》
基本政策

■2-4■

災害に強い安全なまちづくり

東日本大震災などの大規模な自然災害の教訓から、地震や風水害などに対する万全の備えが求められています。災害が発生した時に市民の安全を確保するため、計画的な防災対策に取り組み、実行性の高い危機管理体制の整備を図るとともに、地域における災害に備えた自主的な取組を充実することにより、様々な災害に強いまちをめざします。

《安心力》
施策展開
の方向

■2-4-1■

災害から市民のいのちを守るまちをつくる

- 防災知識の普及などにより、災害時に女性や子どもなど誰もが適切に行動でき、お互いに助け合うことができる、地域の防災力が強化されたまちをつくります。
- 様々な団体や企業などと連携し、災害時の応急対策を強化するとともに、多様な情報伝達手段の確保などにより、災害や危機事態に的確に対応できるまちをつくります。
- 市内における建物の耐震化や浸水対策、災害時の避難体制の強化などにより、被害が拡大しないまちをつくります。

安心力

《安心力》

基本政策



■2-5■

暮らしの安心がひろがるまちづくり

日々の暮らしの安心感を高めるため、地域と一体となった防犯活動の強化による犯罪の抑止、また、消防・救急体制の充実により、地域で安全・安心に暮らせるまちをめざします。

さらに、すべての人が尊重される社会の実現を図るとともに、平和の意味とその尊さを語り継ぐことで、誰もが心穏やかに暮らせるまちをめざします。

《安心力》

施策展開
の方向

■2-5-1■

暮らしの安全を守るまちをつくる

- 地域の自主的な防犯活動の支援や、犯罪の抑止効果のある環境づくりなどにより、犯罪が起きにくい安全なまちをつくります。
- 消防・救急活動に不可欠な施設や設備の充実を図り、迅速で適切な消防・救急体制を構築することにより、日常生活の安全・安心が守られたまちをつくります。

■2-5-2■

一人ひとりが大切にされるまちをつくる

- 平和な社会を次代へ引き継ぐとともに、誰もが性別に関係なく活躍でき、お互いに尊重し合い、思いやりながら暮らせるまちをつくります。

活力

まちづくり
目標《活力》
基本政策《活力》
施策展開
の方向

個性豊かで活力あるまち

■3-6■

産業の活力があふれる元気なまちづくり

経済規模の縮小、人口減少や人口構造の変化により、まちの活力が低下していくことが心配されています。

温暖な気候、大都市近郊の立地条件を生かした農林業、商業、工業など、多彩な地域産業の活力を高め、本市の魅力を発揮した活力あるまちをめざします。

また、本市は、大山や日向をはじめとする豊かな自然環境や多くの歴史・文化遺産など、貴重な優れた地域資源を有しています。これら伊勢原ならではの魅力を発揮する観光の振興や効果的な情報の発信により、多くの人々が訪れ、賑わう、元気なまちをめざします。

■3-6-1■

地域の産業が盛んなまちをつくる

- 商業や工業などの地域産業を振興し、消費や雇用機会の拡充など地域の経済活動を活性化するとともに、新たな産業の集積や多様な産業の連携などにより、地域の産業が活発なまちをつくります。
- 大都市近郊の利点を生かし、新たな付加価値を生み出す農業を振興するとともに、水源林など大切な森林の保全と管理により、潤いのあるまちをつくります。

■3-6-2■

多くの人々が訪れる賑わいのあるまちをつくる

- 魅力的な地域資源を最大限に活用し、伊勢原ならではの観光地づくりや歴史的なつながりのある地域との連携などにより、観光が盛んで賑わいのあるまちをつくります。
- 豊かな自然や文化遺産、充実した医療や子育て環境など、本市がもつ特徴的な魅力の積極的な発信により、多くの人々が訪れ、暮らしてみたいと選ばれるまちをつくります。

活力

《活力》

基本政策



■3-7■

都市の活力を生み出す魅力あるまちづくり

都市の活力を持続的に向上していくためには、既存産業の活性化とともに、新たな活力の源となる産業の創出や中心市街地の整備が必要です。地域の優位性を生かした新たな産業基盤の整備や中心市街地などの都市基盤の整備に取り組み、都市の活力を生み出すまちをめざします。

《活力》

施策展開
の方向

■3-7-1■

都市の骨格を支えるまちをつくる

- 新東名高速道路や国道246号バイパスの開通に伴う広域的な交通利便性の向上や充実した医療環境など、地域の特性、優位性を生かした産業基盤の整備や積極的な企業誘致を進め、新たな都市の活力を創造するまちをつくります。
- 伊勢原駅北口周辺をはじめとする本市の玄関口にふさわしい中心市街地の整備や商店街の活性化など、民間活力を生かした魅力あるまちをつくります。

都市力

まちづくり
目標住み続けたい
快適で魅力あるまち《都市力》
基本政策《都市力》
施策展開
の方向

■4-8■

自然と調和した住みよいまちづくり

恵み豊かな自然環境を大切に守り、自然環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会の構築が求められています。

市民や企業とともに環境負荷の少ない生活や活動を実践し、先人が築き上げてきた「ふるさと伊勢原」を大切に守り、育てるとともに、次代へ引き継ぐことができる美しい街並みや生活環境を創出し、自然と調和した住みやすいまちをめざします。

■4-8-1■

愛着のある美しいまちをつくる

- 地域特性を生かした街並みや市民主体の住みよい良好な生活空間の形成により、誰もが住み続けたいと思える愛着のあるまちをつくります。
- 市民の美化意識が向上し、身近な生活環境の改善が図られるとともに、様々な団体が主体的に公共施設などの美化活動に取り組む、きれいで快適なまちをつくります。

■4-8-2■

みんなの努力で環境にやさしいまちをつくる

- 環境教育や啓発活動の充実により、自然の大切さを伝えるとともに、市民、事業者、行政が一体となって自然との共生に取り組む、環境にやさしいまちをつくります。
- 省エネルギー化の推進、ごみの減量化や資源化を進め、地球環境にやさしい持続可能な社会が実現できるまちをつくります。

都市力

《都市力》

基本政策



《都市力》

施策展開
の方向

■4-9■

快適で暮らしやすいまちづくり

少子高齢化社会の進展やライフスタイルの変化により、誰もが不自由なく生活することができる社会の実現に向けた安全で円滑な交通環境への対応が重要となります。また、修復期を迎える公共施設の効率的な維持管理への対応、円滑な都市活動を支えるため、都市基盤施設の多機能化や保全が大切になります。

市民の生活環境の向上を図るため、都市基盤施設整備を着実に進めていくとともに、時代の要請に応じた機能的で効率性の高い都市づくりを進め、快適で暮らしやすいまちをめざします。

■4-9-1■

安全で円滑な移動ができるまちをつくる

- 歩行空間や公共交通機関のバリアフリーの推進などにより、誰もが安心して移動できるまちをつくります。
- 新たな交通システムの導入や交通安全教育の充実などにより、安全で移動しやすい快適なまちをつくります。

■4-9-2■

便利で機能的なまちをつくる

- 幹線道路網の構築や下水道の整備など、暮らしに身近な都市基盤施設の機能更新が図られた、便利で機能的なまちをつくります。
- 橋りょうや公園など、既存公共施設の計画的な維持管理や保全による長寿命化を図るとともに、公共施設の有効活用により、既存ストックを大切かつ上手に使うまちをつくります。

自治力

まちづくり
目標《自治力》
基本政策《自治力》
施策展開
の方向

みんなで考え行動するまち

■5-10■

市民と行政がともに力を合わせて歩むまちづくり

人口減少や少子高齢社会の進展など社会環境の変化により、地域における人と人のつながりや地域コミュニティの希薄化が懸念されています。安心な日常生活の中で充実した暮らしを送るため、お互いに支え合い、助け合い、地域の様々な団体が連携する多様なつながりがますます重要となります。

また、急激な景気の低迷、経済成長の低下から、本市の財政は今後も厳しい状況が続くものと想定されます。本市が持続的に発展していくため、健全で効率的な行財政運営を着実に推進することが必要です。

さらには、地方分権型社会の進展により、多様な主体が担う公的領域の拡大を図ることが求められています。地域の課題を自ら解決できる地域づくりを推進し、市民と行政がともに力を合わせて歩むまちをめざします。

■5-10-1■

地域の力が発揮できるまちをつくる

- 様々な世代の市民がもつ経験や知識をまちづくりに生かした市民活動や地域活動を支援し、多様な主体との市民協働の促進などにより、地域コミュニティが活性化したまちをつくります。
- 地域社会で互いに支え合い、つながり合う関係性を構築するとともに、地域で活動する様々な主体が連携し、地域の課題解決に取り組むなど、地域の力が発揮できるまちをつくります。
- 市民参加や協働の基盤となる市政情報を共有し、様々な主体と行政の連携の強化を図るなど、市民に身近な市役所として地域の力を支えるまちをつくります。



■5-10-2■

次代へつながる

確かな行財政運営ができるまちをつくる

- 財政健全化の体制を整え、市税収入の安定的な確保や新たな財源の確保などにより財政基盤を強化し、社会環境の変化に柔軟に対応できる健全で安定した財政運営を進めます。
- 事務事業の見直しや選択と集中など、簡素で効率的な執行体制を確立するとともに、様々な課題に柔軟に対応できる行政組織を構築し、市民から信頼される行政運営を進めます。

5 土地利用構想

本市の土地利用は、市民にとって暮らしや生産といった様々な活動を支える共通の基盤であり、将来にわたる貴重な資源として、大切に次代に引き継いでいかなければなりません。



このような中、2つのインターチェンジが開通する新東名高速道路と国道246号バイパスなど広域幹線道路は、新たな広域交流を生み出すなど、本市の持続的な発展や都市の活力に大きく寄与するものとなります。

この都市構造の変化を適切に受けとめ、まちの個性・特性を発揮する計画的な市街地の形成など、新たな土地利用の展開を図るとともに、豊かな自然環境の保全と継承に努め、先人が築いてきたまちに磨きをかけ、都市の活力を維持、増進していくことが必要です。

(1) 基本方針

将来都市像を実現するために、限られた市域の中で、多彩な特性を踏まえた土地の有効利用を図るため、次の基本方針を定め、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

自然環境との共生に配慮した土地利用

豊かな自然環境は、市民共有の財産であり、これまで守り受け継いできた環境を保全し、継承していくとともに、自然とのふれあいを通じた人々の交流の促進や新エネルギーの活用による環境負荷の低減など、自然環境との共生に配慮した土地利用を推進します。

持続的な発展ができる土地利用

都市の活力を増進するため、本市の個性や特性を発揮する広域交流の拠点形成を推進するとともに、新たな産業基盤の創出や中心市街地の活性化を図り、人やもの、情報などの交流を活性化させる魅力と賑わいづくりを進め、持続的な発展ができる土地利用を推進します。

安全で快適な土地利用

市民の安全な生活を確保し、すべての人が暮らしやすいまちを実現するため、自然災害や防災への対応力を高めるとともに、緑豊かで良好な街並みの形成など、安全で快適に暮らすことができる土地利用を推進します。

協働で進めるまちづくり

市民や事業者、行政など、多様な主体が適切な役割分担のもとに土地利用の課題を共通認識し、安全で快適な生活環境を確保するとともに、地域の特性を生かした協働のまちづくりを推進します。

(2) 土地利用の方向

都市の持続的な発展を支える利用区分別の土地利用の方向を示すとともに、本市の暮らしと地勢的な特徴を捉えた「やま」「おか」「まち」「さと」の地域ごとに、それぞれの特性を発揮した土地利用の方向を示します。

利用区分別土地利用の方向

利用区分に応じた適切な土地利用を図り、都市の健全な発展に寄与する土地利用を推進します。

森林

多面的な公益機能を有する水源林や里山を保全し、適切な維持・管理とともに生物の多様性を保持していきます。また、レジャーや自然とふれあう体験・学習の場づくりなど、森林のもつ特性を活用し、豊かな自然環境を次代に適切に引き継ぎます。

農地

優良な農地を保全し、農業基盤の整備や農地の集約化など、農業の効率性や生産性を高めるとともに、農地のもつ緑地空間や農業体験による住民との交流、災害時のオープンスペースなど、貴重な都市の資源として保全と活用を図ります。また、広域幹線道路の整備などにより新たな土地利用への転換が必要な区域は、周辺農地に配慮した計画的な土地利用を進めます。

住宅地

良好な街並みの形成と維持に努めるとともに、都市機能の再編・更新を適切に図り、防災や交通、防犯など安心して安全な住環境づくりを進めます。また、秩序ある開発計画の誘導や計画的な市街地整備など、良好な地域づくりを推進します。

産業系用地

○工業地

工業地は、周辺地域の環境に配慮し、円滑な事業活動を支える操業環境の確保や集積を促進するとともに、伊勢原ならではの技術や製品開発など、活発な企業活動が行える適切な土地利用を推進します。

○商業・業務地

中心市街地における商業の活性化を促進するとともに、伊勢原駅北口周辺地区の都市基盤施設の整備と多様な都市機能の高度な集積を図り、本市の玄関口にふさわしい土地利用を推進します。

行政センター地区の機能集積を促進するとともに、保健医療・防災活動拠点としての土地利用を推進します。

また、駅を起点とする移動の円滑化や地域公共交通の利便性を高めるとともに、生活に身近な地域の商業の活性化を図り、魅力ある地域づくりを推進します。

○新たな産業系用地

地域の産業や特性、さらに、特区制度などの社会制度を活用し、必要な用地の創出と機能の集積を図り、新たな都市構造の構築に合わせた土地の高度利用を推進します。

特に、(仮称)伊勢原北インターチェンジ周辺では、豊かな自然環境や集落環境と調和した新たな交流拠点を形成するとともに、都市計画道路横浜伊勢原線沿道地域では、歌川産業スクエアに続く新たな産業用地の創出を推進します。

地域特性別土地利用の方向

市域全体の調和と健全な発展を図るよう、それぞれの地域の地形条件、自然環境、歴史・風土など地域の特性を生かした土地利用を推進します。

やまの 地域

大山・日向地域を中心にひろがる「やま」の地域は、緑豊かな自然環境と歴史的な街並みや史跡が、地域の魅力を高めています。この恵まれた環境を継承しながら、多くの人々が親しむことができる個性豊かな地域として発展していくことが必要です。生活環境の向上とともに、地域産業の振興を図りながら、市民の心のふるさととしての地域づくりをめざします。

おかの 地域

高部屋や比々多地域を中心にひろがる「おか」の地域は、果樹や田園、畜産、花木など多彩な生産活動が営まれているとともに、研究施設や大学、スポーツレクリエーション施設など多様な施設があります。さらには、広域幹線道路のインターチェンジが開通するなど、新たな広域交流をもたらす拠点として、新たな土地利用の展開が必要な地域です。豊富な地域資源の活用と連携を図り、新たな産業用地の創出など、本市の広域交流の拠点となる地域づくりをめざします。

まちの 地域

伊勢原や成瀬、比々多地域を中心にひろがる「まち」の地域は、大山の頂を望みながら、住宅や商業、工業など様々な都市活動が営まれている市街地です。伊勢原駅、愛甲石田駅を中心として住宅地がひろがり、駅周辺部の商業・業務機能の集積、さらに、新たな産業用地の創出など、都市活動を支える基盤づくりを充実していくことが必要な地域です。都市の魅力と機能の向上に取り組み、安全で快適な地域づくりをめざします。

さとの 地域

大田地域を中心にひろがる「さと」の地域は、都市近郊の農業地域であり、鈴川、歌川、渋田川など伊勢原を代表する河川とともに緑の空間を形成し、本市の良好な景観を支えています。水と花のある田園風景の中で、地域の特性を生かした良好な集落環境の地域づくりをめざします。また、近接するツインシティ構想の進捗に合わせ、他都市との連携や交流を生み出す基盤づくりを進めていくことが必要です。

土地利用構想参考図



○利用区分
凡例

	森林
	住宅地
	工業地
	商業・業務地
	新たな産業系用地

○地域特性区分
凡例 (●●●●●)

	やま
	おか
	まち
	さと

凡例

	広域幹線道路
	道路
	鉄道
	ケーブルカー

第3章

前期基本計画

1 前期基本計画のあらまし

(1) 基本計画の役割

前期基本計画は、平成34(2022)年度を目標年次とした基本構想を受けて策定したものであり、基本構想の将来都市像の実現とまちづくり目標を達成するために取り組む具体的な施策を体系的に示したものです。

基本構想で掲げた「暮らし力」「安心力」「活力」「都市力」「自治力」の5つの力ごとのまちづくりの目標、基本政策、施策展開の方向

のもとに、それらを実現するための効果的な施策を示しています。

この計画に掲げる施策は、今後5年間において、市民、事業者、行政がともに行動するための指針となるものです。それぞれの役割を担いながら総合的なまちづくりを推進していきます。

(2) 基本計画の構成

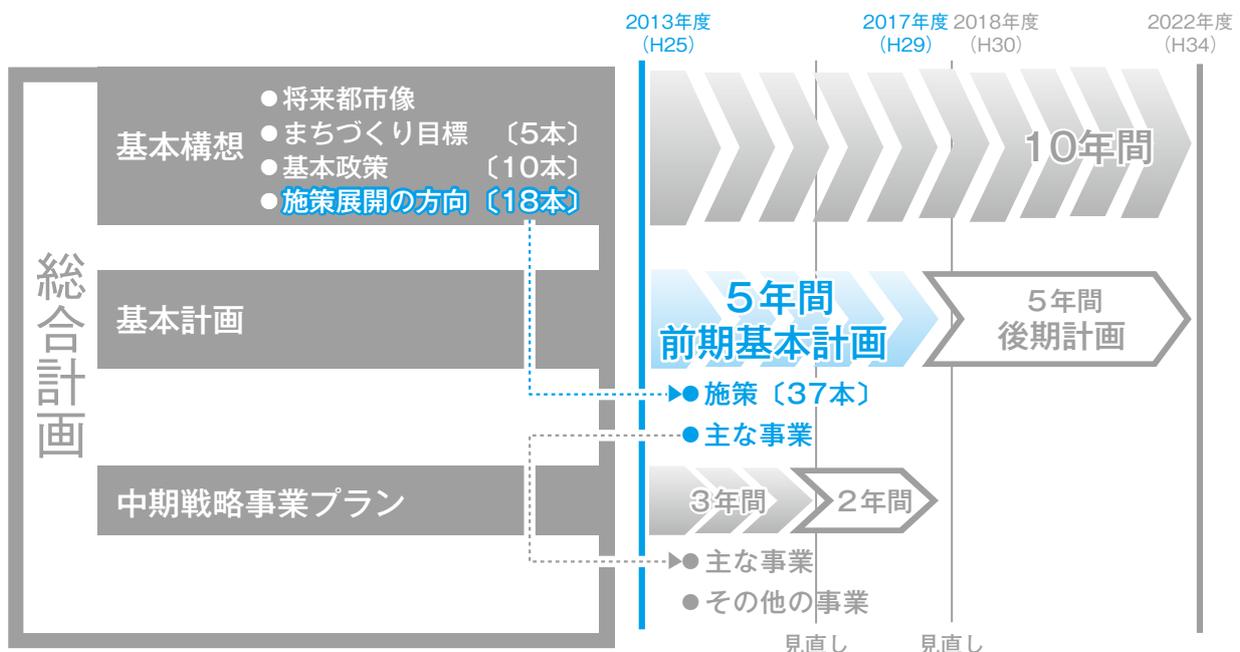
総合計画は、「基本構想」「基本計画」「中期戦略事業」プランの3つで構成します。

基本構想は、10年間のまちづくりの指針として、将来都市像、まちづくり目標〔5本〕、基本政策〔10本〕、施策展開の方向〔18本〕により構成しています。

前期基本計画は、施策展開の方向に沿った

37本の施策で構成しています。それぞれの施策では現状と課題、目標とする状態、目標の達成度を測る指標、5年間で取り組む主な事業を示します。

また、中期戦略事業プランでは、3年間で具体的に取り組む事業を定めます。



(3) 計画の期間

前期基本計画の計画期間は、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間とします。

(4) 計画書の見方

まちづくり目標の番号 (1~5)
基本政策の番号 (1~10)
施策展開の方向の番号 (1~3)
施策の番号 (01~37)

◇施策 1-1-1-01

自ら取り組む健康づくりの推進

若い世代から高齢者まで、誰もが健康で生き生きとした暮らしを実現するとともに、増加を続ける医療費の適正化を図るため、市内の医療機関などとも連携し、健康づくりに欠かすことのできない体力づくりや食生活改善に市民が自主的に取り組む、環境や機会の提供に努めます。
また、疾病の予防や早期発見・早期治療に向けて、健康診査や各種検診の充実を図ります。特に、若い世代から日常の生活習慣を改善するため、若年層に対する健康診査の充実を図ります。

現状

◇平成23(2011)年度に実施した市民健康意識アンケートにおける運動習慣の状況では、週1回以上運動している人と、全くしていない人は約半数ずつであり、年代別では、30歳代、40歳代の働き盛りの人の運動が少なく、50歳代以上になると5割以上の人が運動しています。
◇同アンケートにおける朝食欠食状況では、40歳代以下の欠食率の高さが目立ちます。

課題

- 核家族化や共働き家庭の増加、高齢社会の進展などに対応し、幅広い年代の市民が、健康づくりの基礎となる、体力づくりや食生活の改善に自ら取り組むことが求められています。
- 本市の恵まれた医療資源や医療機関に蓄積されている情報・技術を生活改善の取組につなげるなど、市民の健康教育や疾病予防に活用することが望めます。

《施策》
施策展開の方向に沿った施策を示します。

施策の内容を示します。

《現状》
施策を取り巻く計画策定時点の状況を示します。

[データ]
施策に関連するデータを図表等により示します。
*グラフ等の年号は、昭和をS、平成をHと簡略の表記としています。

《課題》
現状やこれまでの取組を踏まえ、課題を示します。

《目標とする状態》
施策の実現によりめざす状態を示します。

《目標の達成度を測る指標》
施策の達成状況を測る指標として、現状値と計画期間内でめざす水準を示します。
*表記中、「年度」は4月から3月までの1年間を表し、「年」は1月から12月までの1年間を表します。

《主な事業》
施策の効果的な実現に向けた主な事業とその概要を示します。

[連携ナビ]
他の施策分野の主な事業で、この施策に関連する主な事業を再掲しています。

目標とする状態

- 多くの人が、健康づくりのための体力づくりや食生活改善に取り組むようになっています。
- 自ら進んで健康診査や検診を受診し、健康状態の確認ができています。

目標の達成度を測る指標

指標	BMI ^(※2) (肥満指数)2.5以上の市民の割合	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
指標の定義	17.3%	1.5%
[指標の定義: BMIが2.5以上の市民の割合(市民健康意識アンケート)]		

主な事業

主な事業	事業の概要
恵まれた医療を活用した健康づくり推進事業	市民が自らの心身の状況に関心をもち、生活習慣などの振り返り、改善が行えるように、医療機関などと連携し、健康教育、健康相談の実施、健康いせはらサポーターの育成・活動支援を行います。
恵まれた医療を活用した疾病予防推進事業	医療機関との連携のもとに生活習慣病予防に対する意識を高める啓発事業を実施し、特定保健指導の受診率向上を図ります。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野
伊勢原協同病院移転新築支援事業 (p51)	暮らし力 安心できる地域医療体制の充実
高齢者生きがいづくり推進事業 (p58)	暮らし力 高齢者の地域生活支援の充実
いきいきシニア事業 (一次予防事業) (p58)	

(※1) 特定保健指導
特定健康診査(いわゆるメタボ検診)の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病予防(国民健康保険の場合は、市が行う生活習慣を改善するための指導、サポート)

(※2) BMI
身長からみた体重の割合を示す体格指数。体重(kg)/(身長(m)×身長(m))で算出し、18.5以上25未満が標準値で、BMI18.5未満は低体重、25以上は肥満となる。

2 施策の体系

暮らし力

まちづくり目標 1

誰もが明るく
暮らせるまち

1-1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

- 1-1-1 生涯にわたって健康に暮らせるまちをつくる
 - 01 ◇自ら取り組む健康づくりの推進
 - 02 ◇安心できる地域医療体制の充実
- 1-1-2 みんなで支え合う福祉のまちをつくる
 - 03 ◇多様な連携による地域福祉の推進
 - 04 ◇高齢者の地域生活支援の充実
 - 05 ◇障害者の地域生活支援の充実

1-2 子どもの成長をみんなで見守るまちづくり

- 1-2-1 子どもを産み育てやすいまちをつくる
 - 06 ◇子育て家庭への支援の充実
 - 07 ◇多様な働き方が選択できる保育の充実
- 1-2-2 子どもや若者の成長と自立を支えるまちをつくる
 - 08 ◇次代を担う子ども・若者の育成支援の推進

1-3 人がつながり未来を拓く学び合うまちづくり

- 1-3-1 子どもの生きる力をはぐくむまちをつくる
 - 09 ◇きめ細やかな教育の推進
 - 10 ◇安全で快適な教育環境の整備
- 1-3-2 いつまでも学び生きがいもてるまちをつくる
 - 11 ◇学習成果を生かせる生涯学習の推進
 - 12 ◇歴史・文化遺産の継承

安心力

まちづくり目標 2

地域で助け合う
安全で
安心なまち

2-4 災害に強い安全なまちづくり

- 2-4-1 災害から市民のいのちを守るまちをつくる
 - 13 ◇みんなで取り組む地域防災力の強化
 - 14 ◇いざという時の危機対応力の強化
 - 15 ◇被害を最小限に抑える減災対策の推進

2-5 暮らしの安心がひろがるまちづくり

- 2-5-1 暮らしの安全を守るまちをつくる
 - 16 ◇地域とともに取り組む防犯対策の推進
 - 17 ◇迅速で適切な消防・救急体制の充実
- 2-5-2 一人ひとりが大切にされるまちをつくる
 - 18 ◇互いに尊重し合うまちづくりの推進

活力

まちづくり目標 3

個性豊かで
活力あるまち

3-6 産業の活力があふれる元気なまちづくり

- 3-6-1 地域の産業が盛んなまちをつくる
 - 19 ◇地域を支える商業・工業の振興
 - 20 ◇地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
- 3-6-2 多くの人を訪れる賑わいのあるまちをつくる
 - 21 ◇伊勢原ならではの観光魅力づくり
 - 22 ◇いせはらシティセールスの推進

3-7 都市の活力を生み出す魅力あるまちづくり

- 3-7-1 都市の骨格を支えるまちをつくる
 - 23 ◇地域特性を生かした新たな産業基盤の創出
 - 24 ◇交流がひろがる拠点の形成

都市力

まちづくり目標 4

住み続けたい
快適で
魅力あるまち

4-8 自然と調和した住みよいまちづくり

- 4-8-1 愛着のある美しいまちをつくる
 - 25 ◇地域の個性あふれるまちづくりの推進
 - 26 ◇生活環境美化の推進
- 4-8-2 みんなの努力で環境にやさしいまちをつくる
 - 27 ◇自然共生社会の構築
 - 28 ◇低炭素・循環型社会の構築

4-9 快適で暮らしやすいまちづくり

- 4-9-1 安全で円滑な移動ができるまちをつくる
 - 29 ◇バリアフリー対策の推進
 - 30 ◇移動しやすい交通対策の推進
- 4-9-2 便利で機能的なまちをつくる
 - 31 ◇都市の機能を高める基盤施設整備の推進
 - 32 ◇公共施設の効率的な活用と維持管理・保全の推進

自治力

まちづくり目標 5

みんなで考え
行動するまち

5-10 市民と行政がともに力を合わせて歩むまちづくり

- 5-10-1 地域の力が発揮できるまちをつくる
 - 33 ◇市民や様々な団体との市民協働の推進
 - 34 ◇多様なつながりで支える地域運営の推進
 - 35 ◇市民に身近な市役所づくり
- 5-10-2 次代へつながる確かな行財政運営ができるまちをつくる
 - 36 ◇健全で安定した財政運営
 - 37 ◇市民に信頼される市政の推進

暮らし力

まちづくりの目標 1

誰もが明るく暮らせるまち

「暮らし力」によりめざす将来のまちの姿

子どもや若者が健やかに成長し、それぞれの個性を大切にしながら、豊かな心、確かな学力がはぐくまれています。先人が築き上げた文化を継承し、発展させるとともに、老若男女、誰もがお互いを思いやり、支え合いながら、健康で生きがいをもって生活しています。

基本政策 1-1

健やかに生き生きと暮らせる まちづくり

施策展開の方向 1-1-1

生涯にわたって健康に暮らせるまちをつくる

- 医療機関や大学など、本市の恵まれた地域資源の活用により、若い世代から高齢者まで、より多くの方が体力づくりや食生活の改善などを通じた健康づくりに取り組むまちをつくれます。
- 健康診査の受診を促すなど、病気の予防や早期発見、早期治療に向け総合的に取り組むとともに、地域の医療機関の機能強化や救急医療体制の維持、充実を支援し、いつまでも健康に暮らせるまちをつくれます。

施策 1-1-1-01

自ら取り組む健康づくりの推進

施策 1-1-1-02

安心できる地域医療体制の充実

自ら取り組む健康づくりの推進

若い世代から高齢者まで、誰もが健康で生き生きとした暮らしを実現するとともに、増加を続ける医療費の適正化を図るため、市内の医療機関などとも連携し、健康づくりに欠かすことのできない体力づくりや食生活改善に市民が自主的に取り組む、環境や機会の提供に努めます。

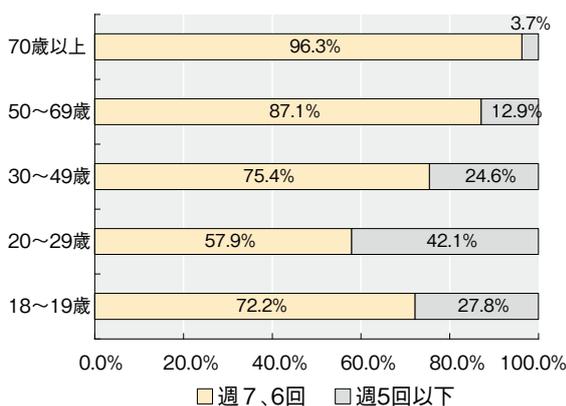
また、疾病の予防や早期発見・早期治療に向けて、健康診査や各種検診の充実を図ります。特に、若い世代から日常生活習慣を改善するため、若年層に対する健康診査の充実を図ります。

現 状

- ◇平成23(2011)年度に実施した市民健康意識アンケートにおける運動習慣の状況では、週1回以上運動している人と、全くしていない人は約半数ずつであり、年代別では、30歳代、40歳代の働き盛りの人の運動が少なく、50歳代以上になると5割以上の人が運動しています。
- ◇同アンケートにおける朝食欠食状況では、40歳代以下の欠食率の高さが目立ちます。
- ◇本市は、人口10万人当たりの医師数が県下第一位であるなど、全国的にも恵まれた医療資源を有しています。

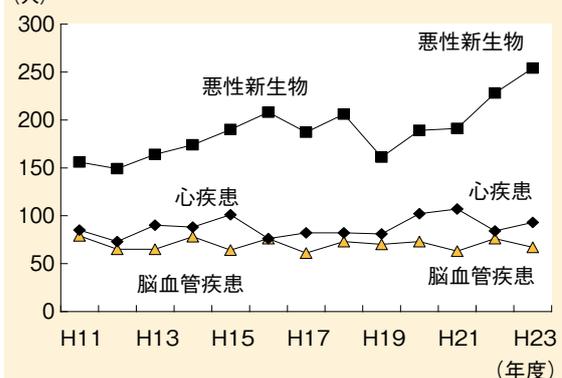
- ◇39歳以下の若年層の健診機会は、企業などの健診以外には、年2回の集団健診などに限られています。
- ◇本市における平成23年(2011)年中の、がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患による死亡者数は、死亡者全体の56.7%を占めています。
- ◇本市では、健康増進法に基づく胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診に加え、前立腺がん検診を実施しています。
- ◇国民健康保険の医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化等により年々増加しています。

年代別朝食摂取の頻度



資料：伊勢原市健康管理課
「平成23年度市民健康意識アンケート」

(人) 伊勢原市民の三大死因別死亡者数の推移



資料：伊勢原市健康管理課

課題

- 核家族化や共働き家庭の増加、高齢社会の進展などに対応し、幅広い年代の市民が、健康づくりの基礎となる、体力づくりや食生活の改善に自ら取り組むことが求められています。
- 本市の恵まれた医療資源や医療機関に蓄積されている情報・技術を生活改善の取組につなげるなど、市民の健康教育や疾病予防に活用することが望まれます。
- 健康診査を受ける機会が少ない若い世代からの健康づくりを支援、推進する取組が必要です。
- がんによる死亡者数は増加傾向にありますが、がん検診の受診率は、国基準対象者(人口-就業者+農林水産業従事者)の10%程度で推移しています。このため、より多くの人に受診を促す必要があります。
- 国民健康保険制度を安定的に運営するためには、国による制度の抜本的な改革に加え、医療費の適正化が必要であり、特定保健指導^(*1)などによる、市民の健康意識の向上が求められます。

目標とする状態

- 多くの人たちが、健康づくりのための体力づくりや食生活改善に取り組むようになっています。
- 自ら進んで健康診査や検診を受診し、健康状態の確認ができています。

目標の達成度を測る指標

指 標	BMI ^(*2) (肥満指数) 25以上の市民の割合	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	17.3%	15%
指標の定義	BMIが25以上の市民の割合[市民健康意識アンケート]	

指 標	がん検診の受診率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	11.5%	17%
指標の定義	本市が実施するがん検診の受診率	

(*1) 特定保健指導

特定健康診査(いわゆるメタボ健診)の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣医療保険者(国民健康保険の場合は、市)が行う生活習慣を見直すための指導、サポート

(*2) BMI

身長からみた体重の割合を示す体格指数。体重(kg)/(身長(m)×身長(m))で算出し、18.5以上25未満が標準値で、BMI 18.5未満は低体重、25以上は肥満となる。

主な事業

主な事業	事業の概要
恵まれた医療を活用した健康づくり推進事業	市民が自らの心身の状況に関心をもち、生活習慣などの振り返り、改善が行えるように、医療機関などと連携し、健康教育、健康相談の実施、健康いせはらサポーターの育成・活動支援を行います。
恵まれた医療を活用した疾病予防推進事業	医療機関との連携のもとに生活習慣病予防に対する意識を高める啓発事業を実施し、特定保健指導の受診率向上などを図ります。
体力づくり推進事業	関係機関と連携した総合型地域スポーツクラブにより、市民の健康増進プログラムの提供や支援を実施します。
食を通じた健康づくり推進事業	生活習慣病を予防するための食に関する教室や相談を実施し、子どもから高齢者まで、食を通じた市民の健康づくりを推進します。
健診を通じた健康づくり推進事業	特定健康診査の対象とならない39歳以下の市民を対象とした、身体測定、血液検査などの健康診査を行います。
がん検診事業	健康増進法に基づく胃、大腸、肺、乳、子宮がん検診などを実施するとともに、より多くの市民に受診を促すため、受診勧奨に努めます。

⇄ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
伊勢原協同病院移転新築支援事業 (p51)	暮らし力	安心できる地域医療体制の充実
高齢者生きがいづくり推進事業 (p58) いきいきシニア事業 (一次予防事業) (p58)	暮らし力	高齢者の地域生活支援の充実
スポーツ・レクリエーション活動推進事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
花・歴史・健康散策コースづくり事業 (p123)	活力	伊勢原ならではの観光魅力づくり



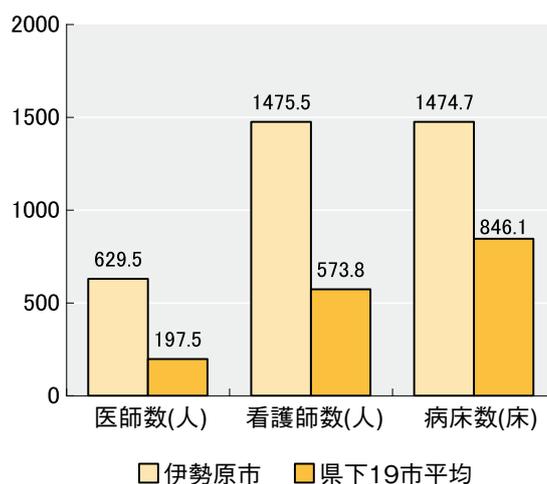
安心できる地域医療体制の充実

いつでも安心して適切な医療が受けられるよう、より質の高い医療を地域で安定的に提供できる医療施設の確保に向けた支援を実施するとともに、市内の恵まれた医療環境を有効に機能させ、初期的な救急から高度な救急までの救急医療体制の維持、充実を図ります。

現 状

- ◇市内には、医科・歯科をはじめ様々な診療所や、機能や性格の異なる3つの病院が立地し、市民の幅広い医療ニーズに対応した医療資源が整っています。
- ◇災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害医療拠点病院は、国の基準では、原則として二次保健医療圏^(※1)ごとに1カ所の設置となっていますが、神奈川県の場合、人口や地域性を考慮し、複数の病院を確保することとしています。
- ◇市内には、一次から三次までの救急医療機関^(※2)が立地し、ほとんど市域内で完結できる救急医療環境に恵まれています。

人口10万人あたり
医師、看護師、病床数（平成22年）



資料：神奈川県「平成24年度版県勢要覧」

市内の休日・夜間救急医療体制

区 分	医 療 機 関
一次救急医療機関	休日夜間診療所（内科・小児科・外科）、休日歯科診療所
二次救急医療機関	伊勢原協同病院、堀江医院（外科のみ）
三次救急医療機関	東海大学医学部付属病院

(※1)二次保健医療圏

一般的な入院医療への対応を図り、保健・医療・福祉が連携した総合的な取組を行うために、市町村域を越えて設定する圏域。本市は平塚市、秦野市、大磯町、二宮町と湘南西部圏域を構成

(※2)救急医療機関

救急医療体制は、「緊急度」に応じて三段階で対応しており、一次救急は入院治療の必要がなく外来で対処できる患者、二次救急は入院治療又は手術を必要とする重症患者、三次救急は生命の危機に瀕している患者が対象

課 題

■ 恵まれた医療資源が有効に機能していくために、地域医療の基幹となる病院には、病院と診療所間、病院間の連携拠点としての役割や、災害時における後方支援医療機関としての役割の充実などが求められています。

■ 現在の一次救急から三次救急までの救急医療体制を、今後とも維持する必要があります。

目標とする状態

- より高度な医療が受けられる医療施設や災害時の医療拠点及び充実した救急医療体制が市内に整備されており、必要なときに適切な医療を受けることができます。

目標の達成度を測る指標

指 標	「災害医療拠点病院」の指定数	
	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	1カ所	2カ所
指標の定義	災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられる「災害医療拠点病院」の県による指定病院数	
指 標	市内医療機関における救急医療の実施率(内科、外科)	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	100%	100%
指標の定義	市内の医療機関で休日、夜間の救急医療に対応する割合(%)	

主な事業

主な事業	事業の概要
伊勢原協同病院移転新築支援事業	保健医療の向上と、地域医療の充実及び医療水準の向上を図るため、市内唯一の公的医療機関であり、二次救急医療機関である伊勢原協同病院の移転新築を支援します。
救急医療体制整備事業	安定した救急医療環境を確保するため、一次から三次までの救急医療機関の救急医療体制づくりを支援します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
消防救急無線デジタル化整備事業（活動波） (p104)	安心力	迅速で適切な消防・救急体制の充実
高機能消防指令センター更新整備事業 (p104)		



暮らし力

施策展開の方向 1-1-2

みんなで支え合う福祉のまちをつくる

- 地域、市民、行政、事業者等が連携し、地域の人々の支え合いや見守りによる地域福祉活動が活発なまちをつくれます。
- 高齢者の就労やボランティア活動など、社会参加の機会を充実するとともに、障害者の地域生活や就労を通じた社会参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる福祉のまちをつくれます。

施策 1-1-2-03

多様な連携による地域福祉の推進

施策 1-1-2-04

高齢者の地域生活支援の充実

施策 1-1-2-05

障害者の地域生活支援の充実

◇施策 1-1-2-03

多様な連携による地域福祉の推進

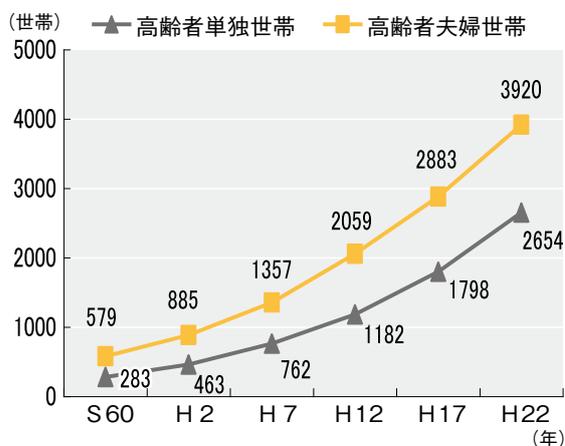
誰もが自分の住む地域で安心して暮らしていくため、地域、市民、行政、事業者、ボランティアなどが連携・協力し、高齢者や障害者などを地域で支える地域福祉活動に取り組む仕組みづくりを推進します。また、市民の地域福祉に関する理解を促進し、担い手となる人材の育成を図ります。

現 状

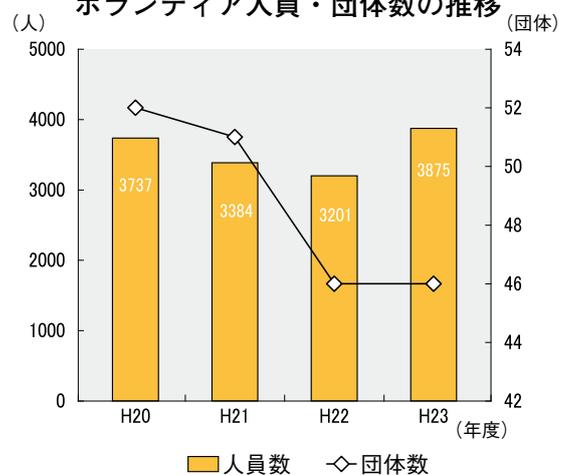
- ◇ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、平成17年(2005年)と平成22年(2010年)の比較では、ひとり暮らしの高齢者は約1.5倍、高齢者のみの世帯は約1.4倍となっています。
- ◇高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。
- ◇身体障害、知的障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能に障害がある人が増加しています。

- ◇都市化や核家族化の進行などを背景に、これまでの地域コミュニティとのつながりが希薄化しています。
- ◇ひとり暮らしの高齢者や障害者、生活困窮者の社会的孤立に代表される地域での生活課題など、公的な福祉サービスだけでは対処しきれない新たな問題が生じています。
- ◇ボランティア活動育成事業などにより、地域のボランティア人材の発掘と育成が行われています。

ひとり暮らし、高齢夫婦のみの世帯数



社会福祉協議会に登録するボランティア人員・団体数の推移



課 題

■高齢者や障害者などの社会的孤立を防止するためには、地域住民や団体、事業者などとの連携・協働を推進し、地域社会に重層的な見守りネットワークを構築することが必要です。

■地域で活動するボランティアの育成を推進するには、定年退職などにより地域で過ごす時間の増えた、知識や経験が豊富な中高年層への働きかけが必要になります。

■判断能力が不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者などの権利を擁護する必要があります。

目標とする状態

- 地域で助け合い、支え合う仕組みが構築されており、多くの人や団体、事業者などが地域福祉活動に積極的に参加しています。
- 高齢者や障害者など、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できています。

目標の達成度を測る指標

指 標	地域福祉に関心がある人の割合	
	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	33.5%	50%
指標の定義	福祉に関心がある人のうち、関心のある福祉分野について「地域福祉」と回答した人の割合[地域福祉に関するアンケート調査]〈複数回答可〉	
指 標	ボランティア活動へ参加したことがある市民の割合	
	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	40.2%	50%
指標の定義	ボランティア活動への参加経験がある市民の状況[地域福祉に関するアンケート調査]	

主な事業

主な事業	事業の概要
地域の支え合い・助け合い活動推進事業	地域住民や団体などと連携し、支援を必要とする高齢者や障害者などの生活を地域で支える仕組みづくりを行います。
地域福祉を支える人材育成事業	市民団体と協働して地域福祉に関する講座などを開催し、地域福祉活動の担い手となる人材育成を行います。
社会的孤立防止事業	支援を必要とする者に関する情報を一元管理し、関係団体や事業者との連携により、高齢者や障害者などの社会的孤立を防止します。
成年後見制度利用促進事業	判断能力が不十分な高齢者や障害者などの権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進するとともに、市民後見人の育成を行います。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
高齢者生きがいづくり推進事業 (p58) いきいきシニア事業 (一次予防事業) (p58) 地域包括ケア体制構築事業 (p58)	暮らし力	高齢者の地域生活支援の充実
障害者相談支援事業 (p61)	暮らし力	障害者の地域生活支援の充実
防災訓練推進事業 (p92) 災害時の居場所づくり事業 (高齢者、障害者) (p92)	安心力	みんなで取り組む地域防災力の強化
地域防犯活動推進事業 (p102)	安心力	地域とともに取り組む防犯対策の推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進

高齢者の地域生活支援の充実

高齢者がこれまで培った知識や経験を身近な地域社会で生かし、生き生きとした暮らしを送ることができるよう、高齢者の就労やボランティア活動、教養趣味活動などの社会参加の仕組みづくりなど、高齢者が地域で交流し、活躍できる環境をつくります。

また、介護予防の普及啓発に努めるとともに、地域で暮らす高齢者の生活全般をサポートするための機能を強化します。

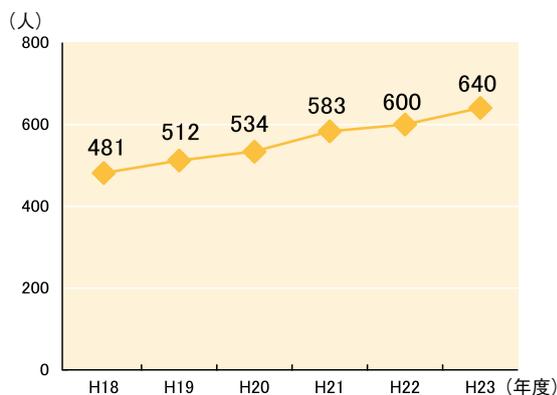
現 状

- ◇高齢者の社会参加を促すため、老人福祉センター^(※1)の運営やシルバー人材センター^(※2)への運営支援などを行っています。
- ◇高齢者人口(65歳以上)の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は増加傾向にあります。
- ◇介護予防の取組として、すべての高齢者を対象とした介護予防教室などの一次予防、要支援や要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした、簡易な運動、口腔機能の向上、栄養改善、認知機能低下の予防に

関するプログラムなどの二次予防を実施しています。

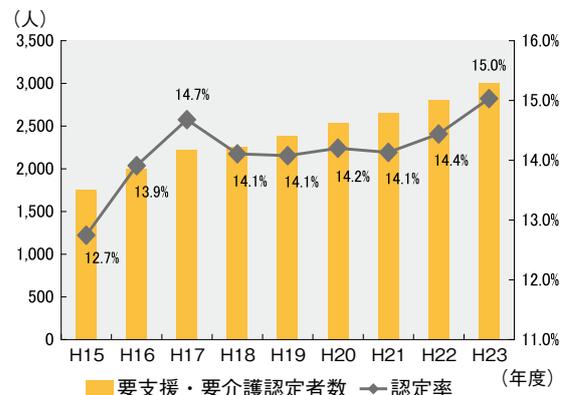
- ◇高齢者の介護予防や地域交流を目的としたミニデイ(サロン)^(※3)が、平成25年(2013年)1月現在、市内28カ所で開催されています。
- ◇高齢者の介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護などを総合的に行う地域包括支援センターが、市内に4カ所設置されています。

シルバー人材センターを介した実就労者数



資料：伊勢原市介護高齢福祉課

要支援・要介護認定者数と認定率の推移



資料：伊勢原市介護高齢福祉課

(※1)老人福祉センター

高齢者の健康増進、教養の向上、各種イベントやレクリエーションの場の提供等のサービスを行い、健康で生き生きとした生活を送っていただくことを目的とした施設。本市では「阿夫利荘」を指す。

(※2)シルバー人材センター

定年等で仕事をやめた人が、培った知識や経験などを地域社会に役立て、働くことやボランティア活動を通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化を図ること目的とした組織

課題

- 高齢者がいつまでも元気な生活を送るためには、高齢者が生きがいをもって暮らせる仕組みを整える必要があります。
- 地域で行われる一次予防の取組を継続的に行っていくためには、地域に介護予防の指導者としての役割を担う人材の確保が必要になります。
- 介護予防事業の参加者に、伸び悩みや固定化などの傾向が見られるため、更なる事業周知を図るとともに、多くの人が利用しやすい環境づくりが必要です。
- 市内各地域で行われている、ミニデイ(サロン)などの自主活動グループの活動を活性化するためには、各グループ間の情報交換や人的交流を活性化する必要があります。
- 地域包括支援センターが取り扱う、高齢者に関する相談件数の増加や相談内容の複雑化などにより、地域包括支援センターを統括する機能や、サポートする機能の構築が必要になっています。

目標とする状態

- 就労やボランティア活動、趣味を通じた自己啓発や仲間づくりなどの社会参加を活発に行う、元気な高齢者が増えています。

目標の達成度を測る指標

指 標	高齢者の就業率	
	現状値 [平成24(2012)年度]	目標値 [平成29(2017)年度]
	17.8%	23%
指標の定義	65歳以上の就労者の割合[地域福祉に関するアンケート調査]	
指 標	要支援・要介護認定率	
	現状値 [平成24(2012)年度]	目標値 [平成29(2017)年度]
	15.3%	現状維持
指標の定義	10月1日現在における介護保険の第1号被保険者 ^(*4) に対する要支援・要介護認定者の割合	

(*3)ミニデイ(サロン)

高齢者の介護予防や地域交流を目的として、地域のボランティアなどの協力により、軽い体操や茶話会での交流などを行う、小地域で開催する地域コミュニティの場

(*4)第1号被保険者

介護保険被保険者(40歳以上の人)のうち、65歳以上の人

主な事業

主な事業	事業の概要
高齢者生きがいづくり推進事業	高齢者に多様な就業機会やボランティア、教養趣味活動などの社会参加活動の機会を提供し、高齢者が生きがいをもち、活動できるよう支援します。
いきいきシニア事業 (一次予防事業)	介護予防活動を担う人材の育成、ミニデイ（サロン）への支援、介護予防教室の開催など、すべての高齢者を対象に、要支援、要介護状態になることを予防する取組を行います。
地域包括ケア体制構築事業	地域で高齢者を支える地域包括支援センターの機能の充実を図り、同センターを中核とした地域包括ケア体制の構築を進めます。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
恵まれた医療を活用した健康づくり推進事業 (p48) 体力づくり推進事業 (p48)	暮らし力	自ら取り組む健康づくりの推進
地域の支え合い・助け合い活動推進事業 (p55) 社会的孤立防止事業 (p55) 成年後見制度利用促進事業 (p55)	暮らし力	多様な連携による地域福祉の推進
生涯学習活動情報提供事業 (p83) 生涯学習推進事業 (p83) スポーツ・レクリエーション活動推進事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
虐待防止事業（児童・高齢者・障害者） (p109)	安心力	互いに尊重し合うまちづくりの推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進

障害者の地域生活支援の充実

障害者の地域生活を支援するため、障害福祉サービスに関する利用援助や社会生活力を高めるための支援などを総合的に行う障害者の相談支援体制と、障害者の就労を通じた社会参加を推進する就労支援体制を強化し、ノーマライゼーション^(※1)の理念のもと、障害者がすべての人と分け隔てられることなく、地域の一員として自立した社会生活を営むことができる環境をつくります。

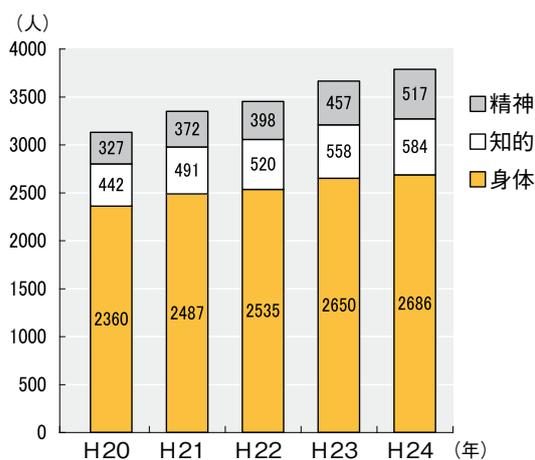
現 状

- ◇身体、知的及び精神障害者の認定を受ける件数が年々増加しています。
- ◇障害福祉サービスと相談支援は、障害者が地域で生活する上で欠かすことのできないサービスであり、サービスの利用者は増加傾向にあります。
- ◇市内の就労継続支援事業所^(※2)や作業所等を利用する障害者に対し、平成23(2011)

年度に実施した就労希望に関するアンケートでは、6割以上の方が「就労したい」と回答しています。

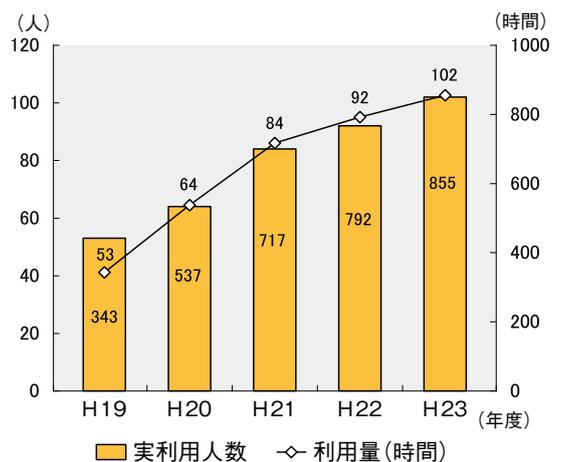
- ◇障害児者を介護している親や家族の一時的な介護からの解放(レスパイト)などを目的とした日中における一時支援サービスの利用希望者は増加傾向にあり、高い潜在的ニーズがあります。

身体、知的、精神障害者手帳 交付者数の推移



資料：伊勢原市障害福祉課

日中一時支援事業利用者数、利用量の推移



資料：伊勢原市障害福祉課
「伊勢原市障害者計画 第3期障害福祉計画」

(※1)ノーマライゼーション

誰もがお互いに人間として尊重し合いながら、家庭や住み慣れた地域で普通の生活ができるようにするという考え方

(※2)就労継続支援事業所

一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練を行う障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設

課題

■障害者の日常生活を支援するためには、障害者自身や家族からの多様な相談に対応し、自立した生活を営むために必要となるサービス情報を多角的に提供することが必要です。

■就労を希望する障害者に対しては、求職活動を支援する関係機関や企業、NPOなどと連携を図り、障害者の就労移行を支援する必要があります。

■医療ケアが必要な重症心身障害児者を預かることのできる日中一時支援事業所は、現在、市内で1事業所のみであり、受入事業所の拡大が必要です。

目標とする状態

- 障害者が、地域社会の中で自立した生活を送り、その適性や能力に応じた社会参加の機会を選択できています。

目標の達成度を測る指標

指 標	障害者の年間就労移行者数	
	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	10人	12人
指標の定義	就労支援による一般就労 ^(*3) 移行者数	

指 標	グループホーム・ケアホーム ^(*4) 入居者数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	50人	76人
指標の定義	グループホーム・ケアホームに入居し、地域での生活を送っている障害者の人数	

(*3)一般就労

民間企業等で雇用関係に基づき働くこと

(*4)グループホーム・ケアホーム

障害者総合支援法に基づく居住系サービス。数名の障害者が、世話人や生活支援員の支援、介護を受けながら、地域社会の中で共同生活を行う住居

主な事業

主な事業	事業の概要
障害者相談支援事業	相談支援体制などの強化を図り、身体、知的、精神の三障害の総合的な支援を行います。
障害者就労支援事業	障害者の就労に向けた知識や技術習得への支援を行うとともに、福祉サービス事業所や教育・雇用関係機関、行政機関などで構成する障害者自立支援協議会の活動などを通じ、障害者の就労に関する支援体制を充実します。
重症心身障害児者日中一時利用支援事業	医療ケアが必要な重症心身障害児者の家族介護を支援するため、家族が病気などの理由で日中の介護ができなくなった時や、家族の休息などが必要な場合における障害児者の一時預かりの環境を整備します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
地域の支え合い・助け合い活動推進事業 (p55) 社会的孤立防止事業 (p55) 成年後見制度利用促進事業 (p55)	暮らし力	多様な連携による地域福祉の推進
通級指導教室推進事業 (p76)	暮らし力	きめ細やかな教育の推進
スポーツ・レクリエーション活動推進事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
虐待防止事業 (児童・高齢者・障害者) (p109)	安心力	互いに尊重し合うまちづくりの推進
ノンステップバス導入促進事業 (p154)	都市力	バリアフリー対策の推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進

基本政策 1-2

子どもの成長をみんなで見守る まちづくり

施策展開の方向 1-2-1

子どもを産み育てやすい環境のまちをつくる

- 子育て家庭に相談や交流ができる場を提供するとともに、医療費の助成などにより、子育てを地域全体で支援し、子どもを産み、育てやすいまちをつくります。
- 保護者の就労形態に応じた多様な保育サービスを充実するなど、仕事と子育てが、無理なく両立できるまちをつくります。

施策 1-2-1-06

子育て家庭への支援の充実

施策 1-2-1-07

多様な働き方が選択できる保育の充実

子育て家庭への支援の充実

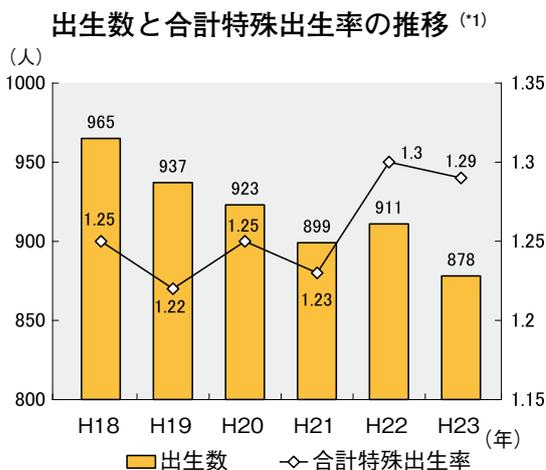
子育て家庭に相談や交流、情報交換ができる場を提供し、身近な地域での子育て相談や保護者同士の仲間づくりを促進するなど、地域で子育て家庭を応援し、支え合う仕組みづくりを進めます。

また、子育ての悩みや不安に対する専門職による個別支援を充実し、子育てサポーターなど地域の応援者を養成するとともに、医療費や治療費の助成などにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

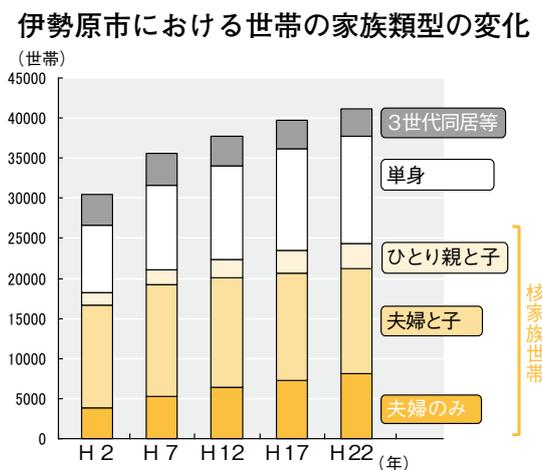
現 状

- ◇本市における出生数は、年々減少する傾向にあります。
- ◇核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く社会環境が変化してきており、保護者が家庭内で孤立することで育児の負担感が大きくなっています。

- ◇市内における子育て支援のための拠点として、子育て支援センターの他に、地域へ出向く巡回型の「子育てひろば」を6カ所、地域における常設型の「つどいの広場」を1カ所、設置しています。
- ◇助産師などの専門職、民生委員児童委員及び子育てサポーターが、新生児、乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供を行っています。



資料：伊勢原市子育て支援課



資料：総務省「国勢調査」

(*1) 合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの数を表すもので、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計

課 題

- 身近な地域に子育て家庭が気軽に集まれるスペースを提供することで、保護者の負担やストレスを軽減する必要があります。
- 子育ての経験不足などから個別のサポートが必要となる家庭に対し、専門職による支援を充実する必要があります。

- 地域における子育て支援を充実するため、乳幼児をもつ保護者の子育てをサポートする人材(ボランティア)の増員とスキルアップが必要です。
- 子育て家庭をめぐる社会経済状況が変化しても、安心して子どもを産み育てられる環境を整える必要があります。

目標とする状態

- 保護者同士や子育て応援者などとの交流が活発に行なわれ、育児の負担やストレスが軽減されています。
- 社会環境や経済環境の変化によらず、安心して子どもを産み育てることができています。

目標の達成度を測る指標

指 標	子育て親子の交流組数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	10,005組	12,000組
指標の定義	子育て支援センター、子育てひろば、つどいの広場の延べ利用組数	
指 標	年間出生数	
	現状値〔平成23(2011)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	878人	現状維持
指標の定義	1年間に生まれた子どもの人数	

主な事業

主な事業	事業の概要
子育て支援センター事業	子育て家庭の親子に相談、交流の場を提供し、母親たちの孤立感や育児不安の軽減、解消を図ります。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	新生児や乳児のいるすべての家庭を専門職、民生委員児童委員及び子育てサポーターが訪問し、育児状況の相談や子育て情報などの提供を行います。
子育てサポーター養成事業	地域ぐるみの子育てを推進するため、子育てサポーターを養成し、サポーターのスキルアップを図ります。
小児医療費助成事業	小児の健やかな成長を支援するため、保険診療対象医療費の自己負担分について助成を実施するとともに、助成対象年齢の拡大を検討します。
不育症治療費助成事業	不育症に関する知識の普及啓発を行うとともに、不育症治療費の一部を助成し、子どもをあきらめていた人への支援を行います。

⇒ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
家庭的保育推進事業 (p68) 子ども・子育て支援事業 (p68)	暮らし力	多様な働き方が選択できる保育の充実
放課後子ども教室推進事業 (p72)	暮らし力	次代を担う子ども・若者の育成支援の推進
虐待防止事業 (児童・高齢者・障害者) (p109)	安心力	互いに尊重し合うまちづくりの推進

多様な働き方が選択できる保育の充実

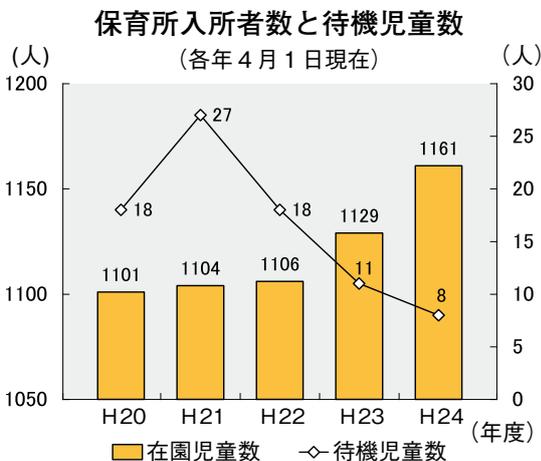
保護者の仕事と子育ての両立を支援し、多様化する就労形態に伴うニーズに対応するため、休日保育、延長保育、病児保育などの保育サービスの充実と、児童コミュニティクラブの安定的な運営を推進するとともに、地域の人材や資源を活用した保育の展開を図ります。

また、誰もが伊勢原で子育てをしたくなるような、質の高い幼児期の教育・保育の提供などの子育て支援を総合的に推進します。

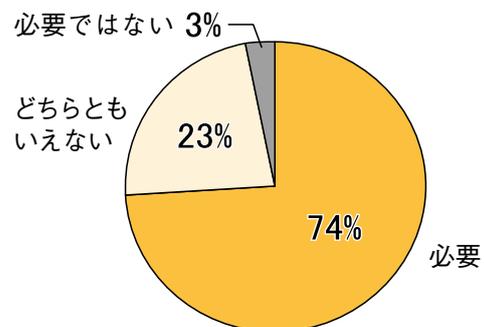
現 状

- ◇本市の未就学児童数は減少傾向にあるものの、保育所への入所児童数は増加傾向にあります。
- ◇休日に仕事がある保護者の保育ニーズに対応するため、平成24(2012)年度から社会福祉法人が実施している休日保育を支援しています。
- ◇保育所入所待機児童数は、平成24年(2012年)4月1日現在、8人です。平成22(2010)年度以降3年連続で減少していますが、解消には至っていません。

- ◇放課後の時間帯に、保護者が就労などにより家庭にいない児童を預かる、児童コミュニティクラブは、市内の小校区ごとに設置されており、また、民間事業者の参入も進んでいます。
- ◇国は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、すべての子どもが健やかに成長するよう社会全体で子育てを応援する、総合的な子ども・子育て支援制度を推進しています。



病児保育の必要性
平成23年度保育所入所世帯アンケート調査



資料：伊勢原市保育課

課題

- 保護者の就労形態の多様化などに伴い、パート就労や、休日における就労、さらには児童の病中における就労などに対応した、多様な保育サービスが求められています。
- 保育を必要とする家庭の児童は今後も増加すると考えられるため、認可保育所における児童の受入体制の充実に加え、様々な保育形態の導入を検討し、引き続き待機児童の解消に取り組む必要があります。
- 子育て家庭の利用ニーズに対応するため、年間を通じて児童コミュニティクラブの入所定員を確保するとともに、実施環境を整える必要があります。
- 国が推進する、新たな子ども・子育て支援制度への対応が必要となります。

目標とする状態

- 保育サービスの利用を希望する家庭が、個々のニーズに応じたサービスを選択し、多様な働き方ができています。
- 保育所への入所を希望する家庭の児童が希望する施設へ入所し、保護者が仕事と育児を両立しています。

目標の達成度を測る指標

指 標	多様な保育サービスを利用する児童数	
	現状値〔平成 23 (2011) 年度〕	目標値〔平成 29 (2017) 年度〕
	13,807人	17,000人
指標の定義	休日保育、延長保育、病児・病後児保育の利用児童数	

指 標	保育所待機児童数	
	現状値〔平成 24 (2012) 年度〕	目標値〔平成 29 (2017) 年度〕
	8人	0人
指標の定義	4月1日現在における厚生労働省の基準による待機児童数	

主な事業

主な事業	事業の概要
保育サービス推進事業	休日保育や延長保育、病児保育、一時預かりなど、保護者の就労や病気など、個々の理由に応じた多様な保育サービスを提供します。
家庭的保育推進事業	市が認定した家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携を図りながら、少人数の乳幼児の保育を行います。
児童コミュニティクラブ事業	市内全小学校区で、放課後等に保護者が就労などで家庭にいない小学校の児童を預かります。
子ども・子育て支援事業	幼児期における教育・保育の一体的提供、家庭における養育支援の充実などを推進します。

⇔ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
子育て支援センター事業 (p65)	暮らし力	子育て家庭への支援の充実
放課後子ども教室推進事業 (p72)	暮らし力	次代を担う子ども・若者の育成支援の推進



暮らし力

施策展開の方向 1-2-2

子どもや若者の成長と自立を支えるまちをつくる

- 多様な体験学習や地域との交流を通じ、次代を担う子どもや若者の自立と社会参加を支援し、子どもや若者が家庭や地域に見守られながら健やかに成長するまちをつくります。

施策 1-2-2-08

次代を担う子ども・若者の育成支援の推進

次代を担う子ども・若者の育成支援の推進

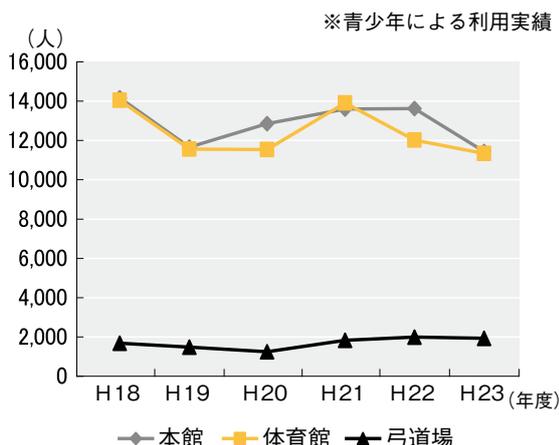
子ども・若者への支援を教育、福祉、保健、医療、雇用などに関わる様々な機関がネットワークをつくり、連携しながら取り組むことができる仕組みづくりを推進します。

体験学習や地域活動などを通じ、子どもや若者の自立や社会参加を支援するとともに、子どもと地域の交流を促進します。また、子ども・若者が気軽に相談できる環境を充実し、思春期における様々な悩み、ニートやひきこもりなどへの対応を図ります。

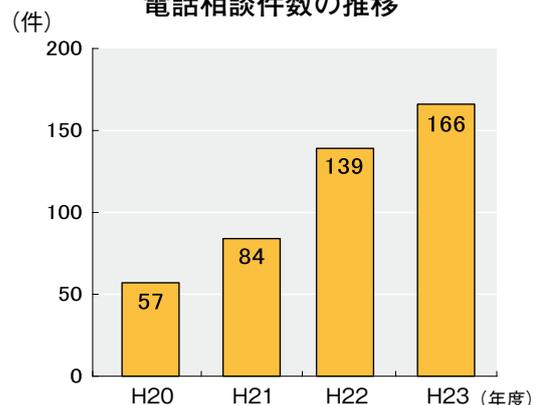
現 状

- ◇インターネットを介した有害情報の氾濫などにより、子ども・若者を取り巻く環境が悪化しています。
- ◇少子化や核家族化の進行などにより、子どもが、地域の中で子ども同士や大人と交流する機会が少なくなっています。
- ◇雇用環境の変化などから、非正規雇用、フリーター、ニートの数は全国的に高止まりとなっています。
- ◇国は、子ども・若者育成支援施策の基本的な方針として「子ども・若者ビジョン」を策定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進しています。
- ◇市では、子どもや若者に関する相談を電話、メールなどにより実施しています。
- ◇青少年センター本館は、耐震診断の結果、耐震性についての対策が必要とされました。また、天井にアスベストの使用が確認された体育館は、利用者の安全確認のため、定期的に飛散の有無を調査しています。

施設別青少年センター延べ利用者数



子ども・若者を対象とした
電話相談件数の推移



資料：伊勢原市青少年課

課 題

- 国の子ども・若者育成支援体制に連動し、子ども・若者育成支援への総合的な取組が必要です。
- 子どもや若者が情緒豊かな人間性をはぐくむためには、豊かな自然や、様々な世代の人々との交流の中で行われる体験学習やスポーツ・文化活動、地域活動などへの参加機会の充実が求められます。
- 子ども・若者やその保護者が、いつでも気軽に自分自身や家族のことを相談できる体制の強化が必要です。
- 深刻化する悩みや相談については、専門機関との連携による支援が必要になります。
- 青少年センターの計画的な改修を行い、子どもや若者が安心して活動できる場所の確保を図る必要があります。

目標とする状態

- 次代を担う子ども・若者が、体験学習や地域の人々との交流を通じ、将来に希望をもち、健やかに成長しています。
- 若者が、地域社会と関わり多様な価値観に触れることで、社会性を身につけ自立しています。

目標の達成度を測る指標

指 標	多様な体験学習へ参加した子どもの延べ人数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	3,209人	5,300人
指標の定義	子ども体験活動事業に参加した子どもの延べ人数	

指 標	市や地域の事業などに参画した若者の延べ人数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	50人	250人
指標の定義	若者の健全育成に関するイベントとして市や地域が実施する事業の企画・運営に参画した若者(18歳から29歳)の延べ人数	

主な事業

主な事業	事業の概要
子ども・若者計画策定事業	子ども・若者計画を策定し、子どもと若者の自己形成や社会参加などを促す、子ども・若者育成支援を総合的に推進します。
放課後子ども教室推進事業	地域住民などの参画により、子どもたちが放課後の時間に安全に過ごすことのできる遊び場や活動の場を、地域の中に確保します。
子ども・若者相談事業	子ども・若者を対象とした相談、困難を抱える子ども・若者の支援、非行・被害防止活動などを実施します。
青少年センター改修事業	青少年センターの耐震化工事など、維持管理に必要な改修を推進します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
地域人材家庭教育支援事業 (p76) 教育相談事業 (p76)	暮らし力	きめ細やかな教育の推進
生涯学習推進事業 (p83) スポーツ・レクリエーション活動推進事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
防災教育推進事業 (p92)	安心力	みんなで取り組む地域防災力の強化



基本政策 1-3

人がつながり未来を拓く 学び合うまちづくり

施策展開の方向 1-3-1

子どもの生きる力をはぐくむまちをつくる

- 本市の地域資源や人材を生かした特色ある教育、柔軟な指導体制によるきめ細やかな教育により、子どもたちの学習や生活を支援し、次代を担う子どもたちの「生きる力」をはぐくむまちをつくります。
- 小中学校の校舎等の計画的な修繕や機能更新により、安全で快適な教育環境への改善に取り組み、子どもたちの成長を支援するまちをつくります。

施策 1-3-1-09

きめ細やかな教育の推進

施策 1-3-1-10

安全で快適な教育環境の整備

きめ細やかな教育の推進

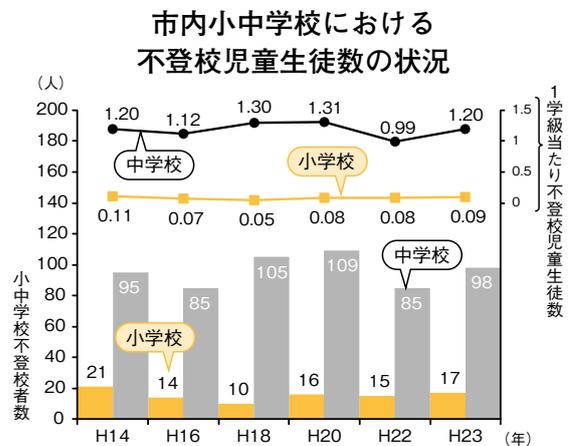
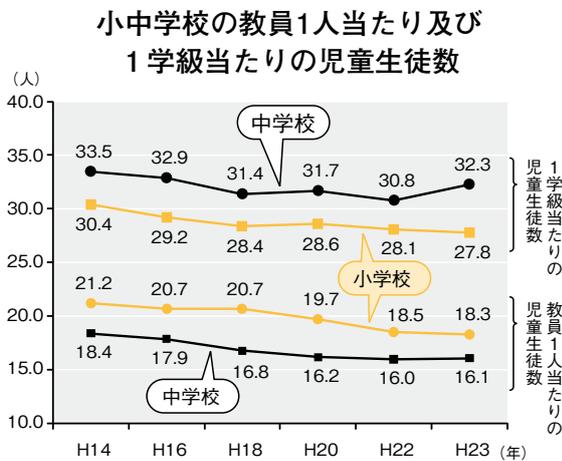
本市の豊かな自然や伝統文化の活用など、郷土を愛し、人を思いやる伊勢原らしい教育を、地域や団体などと協力しながら推進し、児童生徒の学習や生活の支援の充実を図ります。

また、学校教育の質の向上を図るため、少人数の学級編成や少人数授業、教科担当制など、指導方法の工夫や複数の教職員が指導する体制づくりを進めるとともに、特別支援学級への介助員の配置、教育相談員やスクールカウンセラーの配置など、きめ細やかな教育体制を推進します。

現 状

- ◇小中学校で、1学級を分割して学習する少人数指導や担任の授業を補助する指導補助員を配置し、きめ細やかな指導に努めています。
- ◇中学生及び小学校5、6年生を対象に、外国語指導助手を配置しています。
- ◇小中学校の不登校の児童生徒数は、小学生では20人前後、中学生では100人前後で推移しています。

- ◇教育センターには教育相談員を、小中学校にはスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の相談などに応じています。
- ◇集団行動やコミュニケーション、言葉の理解や表現が苦手な児童が、学校生活に適應できるよう、通級指導教室「まなびの教室」「ことばの教室」を設置しています。



資料：文部科学省「学校基本調査」

課 題

- 豊かな人間性や社会性をはぐくむため、自然体験活動や郷土の伝統文化を学び、その良さを継承発展させる教育が必要です。
- いじめや不登校、集団生活にうまく適応できないなど、児童生徒が抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られます。これらの対応には、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要であり、また、教職員による対応だけではなく、専門の相談員、地域の人たちが協力し合い、地域全体で対応する新たなサポート体制の構築が必要です。
- 小学校の高学年においては、専門的な教科指導の実施が求められています。また、小学校から中学校への円滑な接続に向け、複数の教員による指導体制を確立することが必要です。
- グローバル化や情報化など、社会環境の変化に対応した教育が必要です。
- 小中学校では、児童生徒の学習や生活に対する個々のニーズに応じた支援が必要です。

目標とする状態

- 教職員の指導体制の充実、児童生徒の一人ひとりに適した指導が行われ、児童生徒が確かな学力を身につけています。
- 地域の特色を生かした教育の推進、学校、家庭、地域の連携した支援などにより、児童生徒が豊かな心をはぐくんでいます。

目標の達成度を測る指標

指 標	勉強がわかると答えている児童生徒の割合	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	小学生 88.4%	小学生 92%
中学生 68.7%	中学生 73%	
指標の定義	市内各小中学校における学校評価調査結果の平均値	

指 標	不登校児童生徒数	
	現状値〔平成24(2012)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	115人	80人
指標の定義	長期欠席者のうち不登校児童生徒数の合計〔学校基本調査5月1日〕	

主な事業

主な事業	事業の概要
小学校教科担当制等推進事業	小学校に教科担当制等を導入し、学力の向上と円滑な中学校生活への適応を図ります。
特色ある教育モデル推進事業	豊かな自然や伝統文化などの地域学習を推進するとともに、外国語活動の充実などにより、グローバル人材の育成を図ります。
外国語教育推進事業	英語を母語として話す外国人による指導の時間を増やし、小中学生の英語力の向上を図ります。
地域人材家庭教育支援事業	地域の様々な人材を活用し、学校や家庭、関係機関と連携した親向けプログラムの実施や親同士の情報交換等の場を提供するとともに、いじめや不登校、児童虐待などに対応するサポート体制を構築します。
教育相談事業	スクールカウンセラーの配置などにより、いじめや不登校等への適切な対応を図り、児童生徒の健やかな成長を支えます。
通級指導教室推進事業	「まなびの教室」「ことばの教室」を設置し、集団生活への適応、言葉の表現、コミュニケーション能力向上への支援を図ります。

⇄ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
子ども・若者相談事業 (p72)	暮らし力	次代を担う子ども・若者の育成支援の推進
防災教育推進事業 (p92)	安心力	みんなで取り組む地域防災力の強化
環境学習・啓発推進事業 (p146)	都市力	自然共生社会の構築



◇施策 1-3-1-10

安全で快適な教育環境の整備

小中学校の校舎等建物の計画的な保全と劣化による建物構造への影響を極力抑えるため、屋上や外壁の修繕を計画的に実施し、学校施設の安全性を維持します。

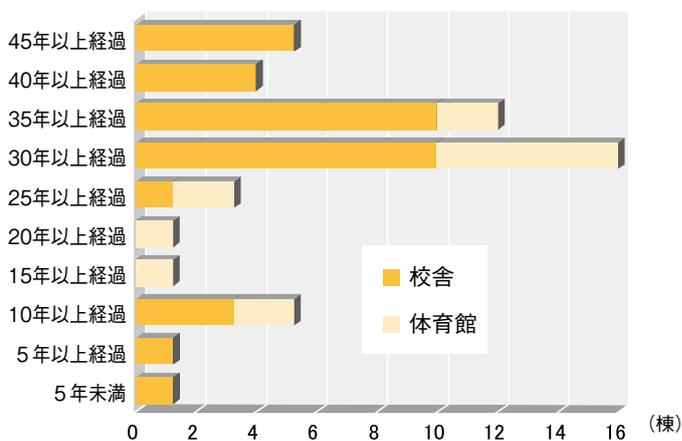
また、小中学校のトイレなどの設備の機能更新、教室の夏季における体感温度の上昇を抑えるための対策を推進し、快適な学習環境への改善を図ります。

現 状

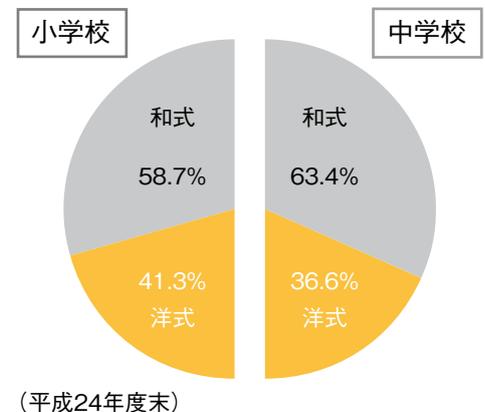
- ◇市内小中学校の、校舎35棟、体育館14棟の建物のうち耐震化が必要な建物は、耐震補強工事や改築などによりすべて耐震化が図られ、地震への対策が完了しています。
- ◇市内小中学校の建物の多くは建築後30年以上が経過し、設備などの老朽化が進んでいます。
- ◇小中学校のトイレのリニューアルや洋式化など、学校における環境衛生面の改善を進めています。

- ◇近年の地球温暖化やヒートアイランド現象^(※1)などから、学校における夏季の気温上昇による影響が心配されており、一部の小中学校では、教室に扇風機を設置するなどの対策が図られています。
- ◇市内中学校への給食導入に向けて、様々な検討が進められています。

小中学校の校舎及び体育館の
建築経過年数別棟数の状況 (平成24年度末)



小学校・中学校トイレの
洋式便器の整備状況



資料：伊勢原市教育総務課

(※1) ヒートアイランド現象

建物や自動車から出る排熱、アスファルトからの放熱などが多く、都市部を中心に気温が高くなる現象

課 題

- 老朽化した学校施設の計画的な改修、修繕を図り、安全な教育環境を維持することが必要です。
- すべての学校トイレのリニューアルが完了していないことから、順次トイレの改修を進めていく必要があります。特に、快適な学校生活環境への改善を図るため、また、災害避難場所として高齢者や様々な方の利用を考慮し、洋式化修繕を優先的に取り組む必要があります。
- 学校における熱中症対策や授業に集中できる環境を確保するなど、児童生徒が健康で快適な学校生活を送るため、学校における室内環境対策を進める必要があります。
- 児童生徒に対し、栄養バランスのとれた食生活を促すなど、食育指導の充実を図るための環境整備が必要です。

目標とする状態

- 小中学校の校舎等の機能が適切に保全され、児童生徒が安全に学校生活を送っています。
- 小中学校の学習環境が改善され、児童生徒が快適な環境の中で意欲的に学習しています。

目標の達成度を測る指標

指 標	扇風機設置率	
	現状値〔平成 24 (2012) 年度〕	目標値〔平成 29 (2017) 年度〕
	小学校 13.8%	小学生 100%
中学校 28.5%	中学生 100%	
指標の定義	市内各小中学校の扇風機の設置教室の割合	

指 標	学校トイレの洋式化率	
	現状値〔平成 24 (2012) 年度〕	目標値〔平成 29 (2017) 年度〕
	39.6%	50%
指標の定義	市内各小中学校の男女全大便器数のうち洋式便器の占める割合	

主な事業

主な事業	事業の概要
小中学校校舎屋上・外壁修繕事業	老朽化した学校施設の屋上防水や外壁の修繕を実施し、教育環境の安全性を維持します。
小中学校校舎等改修事業	トイレなどの学校施設の機能や性能を向上させ、快適な教育環境への改善を図ります。
小中学校扇風機設置事業	小中学校の教室に扇風機を設置し、学習環境の改善を図ります。
中学校給食導入検討事業	中学校における栄養バランスのとれた給食の導入に向け、検討を進めます。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
食を通じた健康づくり推進事業 (p48)	暮らし力	自ら取り組む健康づくりの推進
地域防犯活動推進事業 (p102)	安心力	地域とともに取り組む防犯対策の推進
安全な歩行空間整備事業 (p154)	都市力	バリアフリー対策の推進



暮らし力

施策展開の方向 1-3-2

いつまでも学び生きがいもてるまちをつくる

- 市民一人ひとりが生涯にわたって、様々な機会や場所で学習し、誰もが気軽にスポーツに取り組める環境を整え、生涯学習や生涯スポーツが活発なまちをつくります。
- 歴史的建造物の保存修理への支援や貴重な文化財のまちづくりへの活用などにより、歴史的財産や伝統文化を後世に引き継ぐことができるまちをつくります。

施策 1-3-2-11

学習成果を生かせる生涯学習の推進

施策 1-3-2-12

歴史・文化遺産の継承

◇施策 1-3-2-11

学習成果を生かせる生涯学習の推進

生涯学習活動団体などの活動情報などを積極的に提供し、青少年から高齢者まで、いつでも生涯学習活動に参加できる機会の充実を図るとともに、学校、地域、団体などと連携した生涯学習に取り組み、様々な人たちが交流し、学習の成果を生かすことができる仕組みづくりに取り組みます。

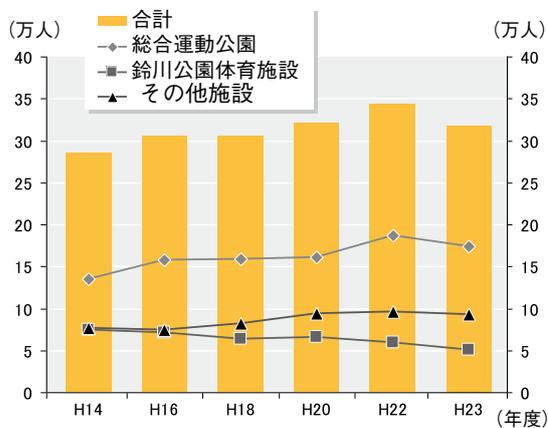
また、身近にスポーツができる環境を整え、自主的に参加できる機会を充実するなど、生涯スポーツの振興を図ります。

現 状

- ◇学びを生かす生涯学習社会の実現に向けた総合的な取組を推進するため、伊勢原市生涯学習推進指針を策定しています。
- ◇公民館では、様々な世代を対象とした生涯学習講座などを開催し、学習機会の提供に取り組んでいます。
- ◇学習の機会や交流の場を広げられるよう、公民館における市民活動団体を対象に、相互の連携を進めています。

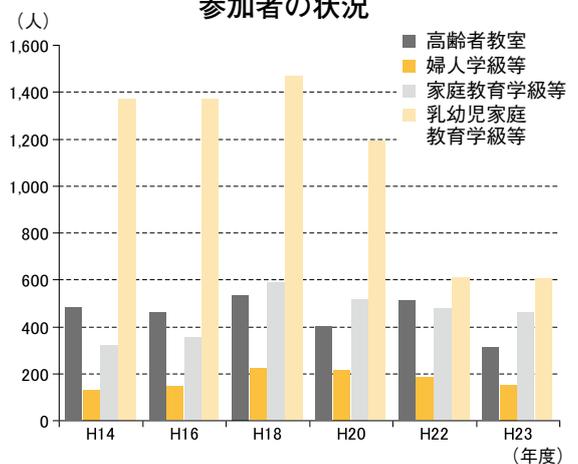
- ◇市内の体育館やテニスコート、野球場などにおいて、多くのスポーツ団体による活動が活発に行われています。
- ◇本市には、県内でも数少ない射撃場（県立伊勢原射撃場）があり、多くの人の利用が見込まれます。

市内スポーツ施設の延べ利用者数の推移



資料：伊勢原市スポーツ課

公民館における主な生涯学習講座の参加者の状況



資料：伊勢原市社会教育課

課 題

- 地域で生涯学習活動を自主的に展開するための場づくりや、生涯学習に関する更なる情報提供の充実が必要です。
- 少子高齢社会が進展する中で、パソコン操作や伝統文化など、世代やニーズに応じた学習機会の充実や、様々な世代が交流できる場が求められています。
- 生涯学習の成果を、地域づくりに生かすことができる仕組みづくりが求められています。
- 生涯学習を多くの人に広めていくため、指導できる人材の育成や活躍の場づくりが必要です。
- 誰もが、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツ環境の整備が必要です。
- スポーツ施設を活用し、優秀なスポーツ選手の育成や競技大会の開催など、スポーツ振興への取組が必要です。

目標とする状態

- 生涯学習に関する情報を活用し、様々な場所で、様々な世代が交流しながら、誰もが、積極的に学習活動に取り組んでいます。
- 多くの人が日常的にスポーツに親しみ、スポーツの楽しみ・感動を分かち合っています。

目標の達成度を測る指標

指 標	生涯学習活動状況の情報提供件数	
	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	500件	600件
指標の定義	サポートブック掲載情報数	
指 標	週に2日以上運動やスポーツをする人の割合	
	現状値〔平成23(2011)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	37.4%	43%
指標の定義	30分以上の運動を週に2回、1年以上継続している人の割合 〔市民の体力・スポーツに関する調査〕	

主な事業

主な事業	事業の概要
生涯学習活動情報提供事業	生涯学習活動の状況をまとめたサポートブックの充実を図り、市民や市民活動団体に情報提供を図ります。
生涯学習推進事業	幼児から、青少年、高齢者までの多様な世代に対する生涯学習の充実を図るとともに、学習成果を市民活動に生かせる仕組みづくりや、生涯学習推進リーダーの養成を推進します。
スポーツ・レクリエーション活動推進事業	各種競技大会・講習会等の開催を充実し、誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを市民・競技団体等との協働により推進します。

⇄ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
体力づくり推進事業 (p48)	暮らし力	自ら取り組む健康づくりの推進
高齢者生きがいづくり推進事業 (p58)	暮らし力	高齢者の地域生活支援の充実
放課後子ども教室推進事業 (p72)	暮らし力	次代を担う子ども・若者の育成支援の推進
市民活動サポートセンター運営事業 (p170) 市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進



歴史・文化遺産の継承

歴史的に貴重な建造物の保存修理への支援など、伊勢原の歴史や文化財、生活の様子などを次代に伝え残していく取組を推進するため、文化財調査の実施により伊勢原の文化財の評価、歴史の解明を図るとともに、文化財の魅力をまちづくりに活用し、地域全体で文化・歴史遺産を継承していく仕組みづくりに努めます。

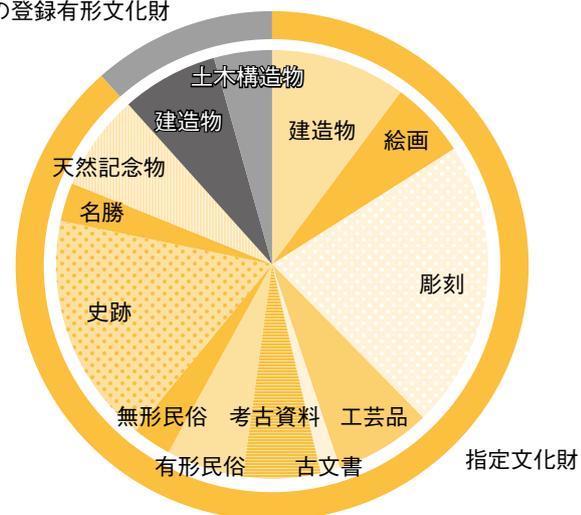
現 状

- ◇本市には、先人から受け継いだ長い歴史と伝統的な郷土文化や数多くの文化財など、豊かな文化遺産が多くあります。
- ◇本市の歴史情報を後世に伝えるための市史刊行や、伊勢原市の文化財の解説を实践する歴史解説アドバイザーの認定を進めています。
- ◇国指定文化財である日向宝城坊本堂の保存修理を支援しています。
- ◇文化財保護条例により、貴重な文化財の保存・継承とともに、まちづくりへの活用を図ることとしています。

市内における文化財の状況（平成23年度末現在）

区分	件数
指定文化財	61
建造物	7
絵画	4
彫刻	15
工芸品	5
古文書	1
考古資料	4
有形民俗	4
無形民俗	2
史跡	12
名勝	2
天然記念物	5
国の登録有形文化財	8
建造物	5
土木構造物	3

国の登録有形文化財



資料：伊勢原市文化財課

課題

- 本市にある多くの文化遺産を守り、継承していく必要があります。
- 本市の歴史的環境や文化遺産を、学校教育、社会教育、観光機関などとの相互連携により、多角的な活用を図っていく必要があります。
- 出土した考古資料、寄贈を受けた民俗資料などを展示する施設の確保が必要です。
- インターネットを活用した文化財関連サイトを充実するなど、伊勢原の歴史や指定文化財などの魅力発信に継続的に取り組む必要があります。
- 歴史解説アドバイザーの自主的な活動が求められています。

目標とする状態

- 豊富な文化財がまちづくりに活用され、様々な人が歴史・文化遺産に興味を抱いています。
- 多様な情報発信により、歴史的な魅力が多くの人に伝わり、貴重な文化財を大切に引き継いでいます。

目標の達成度を測る指標

いせはら歴史解説アドバイザー認定者数		
指 標	現状値〔平成 24 (2012) 年度〕	目標値〔平成 29 (2017) 年度〕
	70人	100人
指標の定義	年度末時点におけるいせはら歴史解説アドバイザーの認定者の数	
いせはら文化財サイトアクセス数		
指 標	現状値〔平成 24 (2012) 年度〕	目標値〔平成 29 (2017) 年度〕
	5,396件	8,000件
指標の定義	伊勢原市のホームページ「いせはら文化財サイト」への年間延べアクセス数	

主な事業

主な事業	事業の概要
宝城坊本堂保存修理支援事業	国指定文化財である本堂の保存修理を支援し、貴重な文化財の継承を図ります。また、修理事業の機会を利用して、修理現場の公開等を行い、地域の文化財の価値と保護への理解に努めます。
文化財情報発信事業	文化財のホームページなどにより、文化財調査で収集した資料の情報発信を強化し、市民が文化遺産に触れる機会の充実を図ります。
文化財公開・活用事業	歴史文化散策コースの設定、文化財展示室の整備などにより、多様な機関と連携を図り、文化遺産を体感できる環境づくりを進めます。

⇔ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
特色ある教育モデル推進事業 (p76)	暮らし力	きめ細やかな教育の推進
生涯学習推進事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
大山魅力再発見事業 (p123) 日向魅力アップ事業 (p123) 観光拠点ネットワーク事業 (p123) 花・歴史・健康散策コースづくり事業 (p123)	活 力	伊勢原ならではの観光魅力づくり
シティセールス推進事業 (p126)	活 力	いせはらシティセールスの推進
景観まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進



安心力

まちづくりの目標2

地域で助け合う安全で安心なまち

「安心力」によりめざす将来のまちの姿

災害や犯罪などから命や財産を守り、みんなで助け合いながら安全で安心な生活を送っています。また、誰もが平等でお互いに尊重し合い、男女がともに個性と能力を発揮できる地域社会となっています。

基本政策 2-4

災害に強い安全な まちづくり

施策展開の方向 2-4-1

災害から市民のいのちを守るまちをつくる

- 防災知識の普及などにより、災害時に女性や子どもなど誰もが適切に行動でき、お互いに助け合うことができる、地域の防災力が強化されたまちをつくります。
- 様々な団体や企業などと連携し、災害時の応急対策を強化するとともに、多様な情報伝達手段の確保などにより、災害や危機事態に的確に対応できるまちをつくります。
- 市内における建物の耐震化や浸水対策、災害時の避難体制の強化などにより、被害が拡大しないまちをつくります。

施策 2-4-1-13

みんなで取り組む地域防災力の強化

施策 2-4-1-14

いざという時の危機対応力の強化

施策 2-4-1-15

被害を最小限に抑える減災対策の推進

みんなで取り組む地域防災力の強化

災害が発生した際、市民の一人ひとりが自分の身を守ることができ、地域ではお互いに助け合うことができるよう、地域防災の担い手の育成や正しい防災知識の普及啓発など、地域の防災力の強化を図ります。

また、高齢者や障害者が安心して避難生活を送ることができる環境を整備するなど、災害時の要援護者支援体制の充実を図ります。

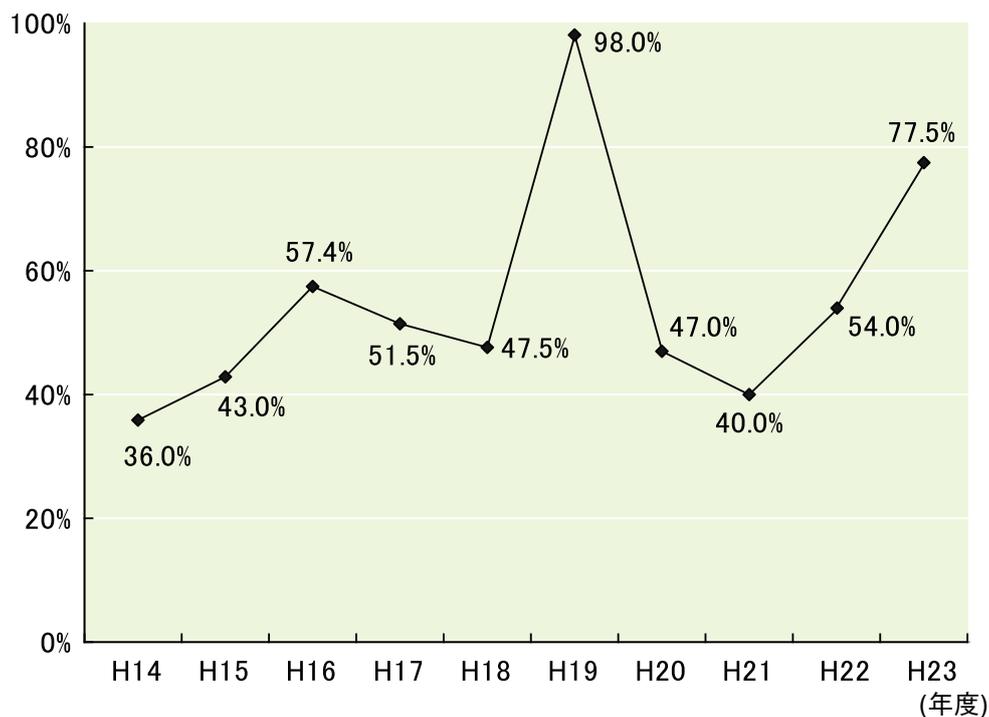
現 状

◇東日本大震災など近年の大規模な災害の発生を受け、各家庭での備蓄や地域の支え合いの大切さが見直されています。

◇本市では、すべての自治会に自主防災会が組織されています。また、東日本大震災を契機に防災訓練を行う組織が増加しています。

◇被災地の教訓として、避難所生活において、高齢者や障害者などに対する配慮や援助が必要であることが確認されています。

自主防災会が行う防災訓練実施率



※平成19年度は、県・市合同総合防災訓練が実施され、ほとんどの自主防災会の参加があった。

資料：伊勢原市防災課

課題

- 地域住民の先頭に立って自主防災活動を推進していく、地域防災の中心的な役割を担う人材育成の充実が必要です。
- 災害の発生に備え、各家庭が食料や飲料水を自ら備蓄するなど、市民一人ひとりが適切な防災対策をとることのできる正しい知識と備えの普及が求められています。
- 防災訓練を実施していない自主防災会があることから、すべての自主防災会が実施するよう促していく必要があります。
- 高齢者や障害者など、小学校などの避難所で生活することに支障を来す人向けの避難所の確保が求められています。

目標とする状態

- 市民一人ひとりが災害時に適切に対応でき、地域ではお互いに助け合っています。
- 災害時に高齢者や障害者が安心して避難生活を送っています。

目標の達成度を測る指標

指 標	自主防災会が行う防災訓練実施率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	77.5%	100%
指標の定義	全自主防災会に対する防災訓練などを実施した自主防災会の割合	

指 標	災害時の高齢者・障害者の避難施設数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	1カ所	15カ所
指標の定義	災害時に高齢者や障害者向けの避難所として利用することができる福祉施設数	

主な事業

主な事業	事業の概要
地域の防災リーダー育成推進事業	地域の自主的な防災活動を充実・強化するため、防災リーダーの育成などに取り組みます。
防災教育推進事業	市民の防災意識の向上を図るため、子どもや女性を対象とした防災教育を推進します。
防災訓練推進事業	地域の特性を踏まえた実践的な防災訓練をすべての自主防災会が実施するよう支援します。
災害時の居場所づくり事業（高齢者、障害者）	市内の福祉施設と連携し、災害時に高齢者や障害者が安全に安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

⇄ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
地域の支え合い・助け合い活動推進事業 (p55) 社会的孤立防止事業 (p55)	暮らし力	多様な連携による地域福祉の推進
市政情報多重化推進事業 (p95) 防災備蓄推進事業 (p95)	安心力	いざという時の危機対応力の強化
土砂災害・浸水被害避難体制整備事業 (p98)	安心力	被害を最小限に抑える減災対策の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進



いざという時の危機対応力の強化

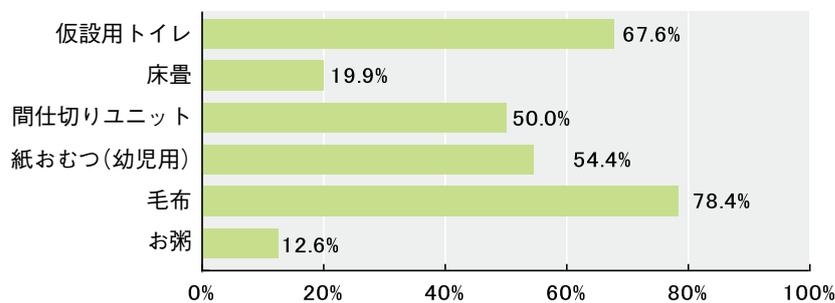
様々な危機事態に適切に対応でき、行政機能を早期に復旧できる体制づくりを推進するとともに、防災体制を実行性の高いものとするため、国や県、市内の事業者・大学等と連携した災害対策の強化を図ります。

また、市民に災害情報を確実に提供できる情報伝達手段の確保や災害応急対策に必要な設備の整備、資機材の備蓄を推進するなど、災害発生時の危機対応力の強化を図ります。

現 状

- ◇大規模な自然災害のほか、新型インフルエンザなどの感染症、原子力災害など、様々な危機事態が心配されます。
- ◇国土交通省と「災害時の情報交換に関する協定」、県等と「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、国・県や他市町村と連携した防災体制づくりを進めています。
- ◇防災行政無線やくらし安心メールに加え、コミュニティFM^(*1)や携帯電話のエリアメール^(*2)を活用した災害情報の提供体制を整えています。
- ◇市では、災害に備えた備蓄を計画的に進めており、切迫性が指摘される東海地震に対する備蓄は概ね目標量に達しています。
- ◇近年の大規模地震災害を踏まえ、災害発生時の避難地としてだけでなく、その後の救援活動や仮設住宅の設置場所として、公園の重要性が見直されています。

備蓄の強化が必要な主な備蓄品の備蓄率^(*3)



平成24年3月31日現在

資料：伊勢原市防災課

(*1) コミュニティFM

通常のFMより出力の小さい市町村単位の小規模なFMラジオ放送

(*2) エリアメール

緊急地震速報や津波警報などを、特定エリアへ一斉配信するサービス

(*3) 備蓄率

東海地震を想定した備蓄率

課 題

- 大規模自然災害や新型コロナウイルスなどに適切に対応できる危機管理体制の整備と、市民生活に必要な優先業務を継続し、また、早期に通常体制に回復できる業務継続体制の整備が求められています。
- 民間施設を活用して観光客の一時滞在施設の確保を図るなど、市内の事業者や大学等と連携した防災対策の推進が必要です。
- 災害発生時に、誰もが確実に情報を入力できる状態とするために、できるだけ多くの情報伝達手段の確保が求められます。
- 東海地震に備え、備蓄目標に満たない物品の備蓄強化が必要です。さらに、大幅に見直された被害想定を考慮した避難所用資機材全般の備蓄強化も求められます。
- 本市の公園は、災害対応可能な施設整備が行われているものが少ないため、防災公園整備計画に基づく対応が求められます。

目標とする状態

- いざという時に適切な対応が可能な体制や十分な備えが整い、市民が安心して日常生活を送っています。

目標の達成度を測る指標

指 標	災害時協力の協定数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	32件	50件
指標の定義	災害時の円滑な応急対策の確保を目的とする行政間や民間事業者、各種団体等との災害時協力の協定数	
指 標	備蓄の強化が必要な主な備蓄品の平均備蓄率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	47.2%	70%
指標の定義	東海地震を想定した備蓄目標に達していない主な備蓄品(お粥、毛布、乳児用紙おむつ、間仕切りユニット、床畳、仮設用トイレ)の平均備蓄率	

主な事業

主な事業	事業の概要
危機対応力アップ推進事業	業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）などの計画策定、市内の事業者等との協定の締結、観光客などにも対応可能な避難対策を推進します。
市政情報多重化推進事業	災害時に市民へ情報を確実に提供できるよう、情報伝達手段の多重化を推進します。
防災備蓄推進事業	災害時に必要な防災資機材などの備蓄を強化するとともに、家庭や企業に対する備蓄の啓発活動を推進します。
防災公園整備計画推進事業	防災公園整備計画に基づき、災害時に様々な役割を担う防災公園の整備を推進します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
伊勢原協同病院移転新築支援事業 (p51)	暮らし力	安心できる地域医療体制の充実
小中学校校舎等改修事業 (p79)	暮らし力	安全で快適な教育環境の整備
災害時の居場所づくり事業（高齢者・障害者）(p92)	安心力	みんなで取り組む地域防災力の強化
消防救急無線デジタル化整備事業（活動波）(p104)	安心力	迅速で適切な消防・救急体制の充実
高機能消防指令センター更新整備事業 (p104)		
消防水利施設整備事業 (p104)		
新東名高速道路整備促進事業 (p161) 国道 246 号バイパス整備促進事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進
市政広報活動事業 (p176)	自治力	市民に身近な市役所づくり



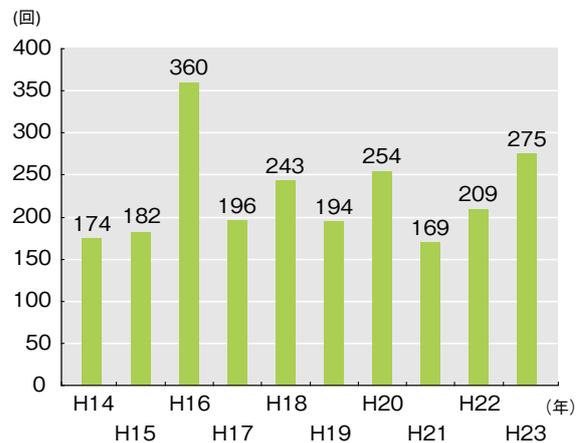
被害を最小限に抑える減災対策の推進

公共施設の地震対策、耐震基準に満たない木造住宅の耐震化の促進、浸水被害の軽減に向けた対策に取り組むとともに、風水害・土砂災害発生時に地域住民が迅速に避難できる体制の整備を図るなど、災害による被害が最小限となる減災対策を推進します。

現 状

- ◇東海地震の地震防災対策強化地域に指定されている本市では、様々な公共施設の耐震化を推進しています。災害時に避難所となる公立小中学校は、すべて耐震改修を完了しています。
- ◇建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を策定し、木造住宅の耐震診断・耐震改修への助成や耐震化に係る普及啓発活動に取り組んでいます。
- ◇市域全体の浸水想定区域を明らかにした洪水ハザードマップの全戸配布や土石流が発生した場合に被害を受ける恐れのある区域を明らかにした土砂災害ハザードマップを対象地区全戸に配布しています。
- ◇時間雨量 50 mm 以上の大雨の発生頻度は近年、全国的に増加しています。

1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数



資料：気象庁

土砂災害（特別）警戒区域の指定状況（平成 23 年度）

地 区	指定箇所数	住宅数	
日向川流域（高部屋地区）	土砂災害警戒区域	31 ヲ所	110 戸
	土砂災害特別警戒区域	21 ヲ所	—
鈴川流域地区（大山地区）	土砂災害警戒区域	37 ヲ所	458 戸
	土砂災害特別警戒区域	26 ヲ所	7 戸
栗原川流域地区（比々多地区）	土砂災害警戒区域	13 ヲ所	113 戸
	土砂災害特別警戒区域	12 ヲ所	11 戸

資料：神奈川県砂防海岸課

課題

- 重要なライフラインの一つである下水道の機能を確保するとともに、汚水の流出による公衆衛生被害の発生など二次被害を防ぐため、公共下水道の計画的な地震対策を進める必要があります。
- 地震災害に強いまちづくりを進めるためには、耐震性が低いとされる昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された木造住宅の耐震化の促進が必要です。
- 浸水被害や土石流が発生した際に、人的被害を少なくする取組が求められています。
- 台風や多発する短時間の集中豪雨などに対応した浸水対策が求められています。

目標とする状態

- 大規模な地震などの災害が発生しても被害や生活への影響を最小限に抑えられています。

目標の達成度を測る指標

指 標	公共下水道污水管(幹線)の耐震化率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	17%	41%
指標の定義	下水道污水管(幹線)の耐震化対象延長に対する耐震整備済み延長の割合	



主な事業

主な事業	事業の概要
公共下水道地震対策事業	大規模地震発生時における防災拠点（市役所）や医療拠点の流下機能を確保するため、汚水幹線管路などの耐震化を推進します。
木造住宅耐震化促進事業	木造住宅に対する耐震診断・耐震改修の普及啓発に努め、耐震化を促進します。
土砂災害・浸水被害避難体制整備事業	土砂災害や浸水被害等が想定される地区において、住民が迅速に避難できる体制整備を図るため、地域特性に応じた訓練等の実施や雨量計の設置などを推進します。
公共下水道浸水対策事業	集中豪雨時の浸水被害の軽減をめざし、浸水被害が多発している地区において雨水幹線を整備するなど、浸水対策を推進します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
青少年センター改修事業 (p72)	暮らし力	次代を担う子ども・若者の育成支援の推進
林業基盤整備事業 (p119)	活力	地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
都市計画道路田中笠窪線整備事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進
橋りょう長寿命化対策事業 (p164) 総合運動公園体育館天井改修事業 (p164)	都市力	公共施設の効率的な活用と維持管理・保全の推進

基本政策 2-5

暮らしの安心がひろがる まちづくり

施策展開の方向 2-5-1

暮らしの安全を守るまちをつくる

- 地域の自主的な防犯活動の支援や、犯罪の抑止効果のある環境づくりなどにより、犯罪が起きにくい安全なまちをつくります。
- 消防・救急活動に不可欠な施設や設備の充実を図り、迅速で適切な消防・救急体制を構築することにより、日常生活の安全・安心が守られたまちをつくります。

施策 2-5-1-16

地域とともに取り組む防犯対策の推進

施策 2-5-1-17

迅速で適切な消防・救急体制の充実

地域とともに取り組む防犯対策の推進

市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域の自主的な防犯活動を充実・強化し、地域の防犯力の向上を図ります。

また、夜間における照明対策や犯罪抑止に効果的な機器の設置により犯罪の起きにくい環境を整備するなど、市民、地域、行政が一体となった防犯対策を推進します。

現 状

- ◇市内の刑法犯発生件数は、平成14年(2002年)の2,506件から平成23年(2011年)には1,087件と、半分以下に減少していますが、最近の5年間は、ほぼ横ばいの状況が続いています。
- ◇地域では、様々な団体による子どもの見守り活動や夜間の防犯パトロールなどの取組が行われています。
- ◇平成24年(2012年)1月には、愛甲石田駅南口に「成瀬安全安心ステーション」を開設し、成瀬東部地区の自主防犯活動が活発に行われています。

防犯灯整備状況



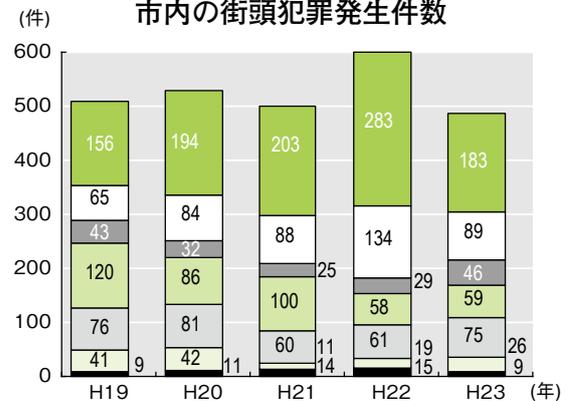
資料：伊勢原市交通防犯対策課

市内の刑法犯総発生件数



資料：伊勢原警察署

市内の街頭犯罪発生件数



■ 自転車盗 □ 車上ねらい
 □ オートバイ盗 □ 自販機ねらい
 ■ 自動車盗 ■ ひったくり
 ■ 部品ねらい

資料：伊勢原警察署

課題

■市内では、犯罪発生件数が減少しましたが、ひったくりや自転車盗などの街頭犯罪が依然として減少していないため、更なる地域防犯活動の充実が求められています。

■防犯灯の照度改善など、犯罪発生を抑止に効果を発揮する取組を進め、より安全で安心できる環境を整備していくことが必要です。

目標とする状態

- 市民の防犯意識が向上し、地域の自主的な防犯活動が活発となり、犯罪の発生が未然に防がれています。
- 防犯灯の照度改善など防犯施設の整備が進み、安全で安心な生活環境となっています。

目標の達成度を測る指標

指 標	街頭犯罪の発生件数	
	現状値〔平成23(2011)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	487件	420件
指標の定義	生活に身近な犯罪(ひったくり、自動販売機ねらい、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗)の年間発生件数	

指 標	防犯灯の高照度化率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	16.3%	37%
指標の定義	市内に設置してある防犯灯の高照度(LED)化した割合(※既存の20W型防犯灯を32W型化したものも含む。)	

主な事業

主な事業	事業の概要
地域防犯活動推進事業	子どもの見守り活動や夜間パトロールなど地域の防犯活動の支援、犯罪などを目撃した場合の通報制度の確立など、市民の防犯意識を高める取組を推進するとともに、防犯カメラの設置を推進します。
地域防犯拠点運営事業	地域住民による地域防犯活動拠点の安定的な運営体制を確立し、地域の自主的な防犯活動の活発化を促進します。
高照度防犯灯整備事業	夜間の犯罪抑止と安心感の向上を図るため、既存の20W型防犯灯の高照度(LED)化と必要性の高い個所への新設を推進します。

⇔ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進



◇施策2-5-1-17

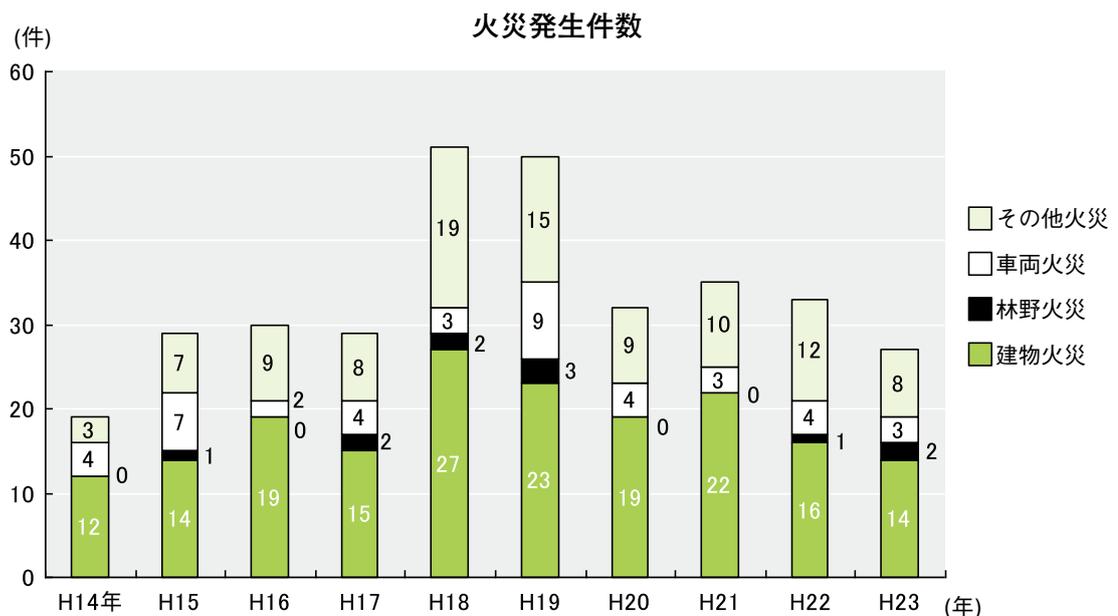
迅速で適切な消防・救急体制の充実

火災や急病・事故などに迅速かつ適切に対応できるよう、消防通信指令施設などの整備を図るとともに、消火活動に不可欠な消防水利の計画的な整備を推進するなど、暮らしの安心を支える消防・救急体制の充実・強化を図ります。

現 状

- ◇市内の火災発生状況は、直近の3年間では減少傾向を示しているものの、平成23年(2011年)には27件発生しています。
- ◇市民生活の安全確保に不可欠な消防力は、着実な整備を進めています。国の示す「消防力の整備指針」の消防車両の基準数に対し、はしご車、化学消防車、救助工作車の充足率は100%となっています。

- ◇現行のアナログ方式の消防救急無線は、電波法関係審査基準の改訂により、平成28年(2016年)5月31日までにデジタル方式へ移行することとされています。
- ◇本市に必要な消防水利は、国の示す「消防水利の基準^(*1)」により算出すると1,142カ所です。現在、1,010カ所に整備しており、充足率は88.4%となっています。



資料：伊勢原市消防本部

(*1) 消防水利の基準

市町村の消防に必要な水利の種類(消火栓、防火水槽等)や給水能力、配置等を消防法の規定に基づき消防庁が定める基準

課 題

■火災発生件数は減少傾向にありますが、火災への対応のみならず大規模災害にも備えるため、消防力の着実な充実・強化を進める必要があります。

■消防救急無線は、迅速・確実な消防活動を確保するため、電波法関係審査基準の規定に基づくデジタル化の整備が必要です。

■火災発生時の水利の確保は、消防活動の基本であり、引き続き計画的に整備していく必要があります。

目標とする状態

- 火災や急病・事故などに迅速かつ適切な対応ができ、市民が安心して暮らしています。

目標の達成度を測る指標

指 標	消防水利の充足率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	88.4%	90%
指標の定義	国の示す「消防水利の基準」で算出した本市に必要な消防水利(1,142カ所)に対する整備率	

主な事業

主な事業	事業の概要
消防救急無線デジタル化整備事業(活動波)	消防救急活動に必要な無線通信エリアの維持と、より信頼性の高い情報伝達手段を確保するため、無線をデジタル化整備します。
高機能消防指令センター更新整備事業	119番通報の受信から出動指令までを迅速・確実に行うため、高機能消防指令センターの機器及びシステムを更新整備します。
消防水利施設整備事業	消防水利施設整備計画に基づき、消防水利脆弱地域に消火栓及び耐震性を有する防火水槽の整備を進めます。

⇄ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
伊勢原協同病院移転新築支援事業 (p51) 救急医療体制整備事業 (p51)	暮らし力	安心できる地域医療体制の充実



安心力

施策展開の方向2-5-2

一人ひとりが大切にされるまちをつくる

- 平和な社会を次代へ引き継ぐとともに、誰もが性別に関係なく活躍でき、お互いに尊重し合い、思いやりながら暮らせるまちをつくります。

施策2-5-2-18

互いに尊重し合うまちづくりの推進

互いに尊重し合うまちづくりの推進

男女が平等で相互に理解し合い、自らの意思と選択によって生き生きと活躍することができる男女共同参画社会の実現に取り組むとともに、虐待・DVの防止と被害者への支援を充実するなど、すべての人が尊重される地域社会づくりを推進します。

また、かけがえのない平和をいつまでも継承していくため、普及・啓発活動の充実を図ります。

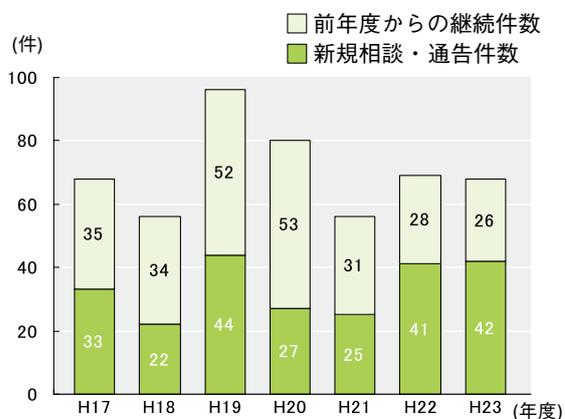
現 状

◇本市では、男女共同参画プランに基づき、様々な啓発活動に取り組んでいます。地方公共団体の取組状況を表す指標の1つである各種審議会等での女性委員の割合は、平成23(2011)年度の内閣府の調査結果によると本市は34.9%で、県内で上位に位置しています。

◇人権意識に関する様々な啓発活動の推進により、お互いに尊重し合う意識は浸透しつつありますが、児童や高齢者、障害者など社会的弱者に対する虐待、DV^(*1)などの相談件数が増えています。

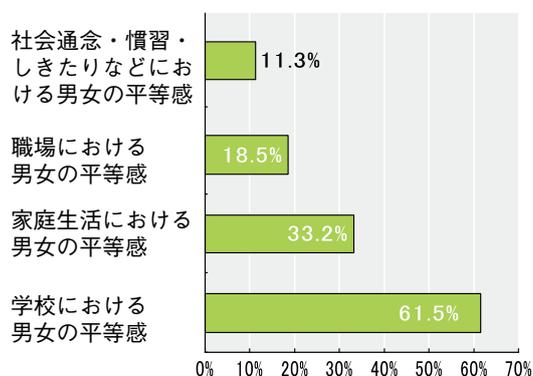
◇平成5年(1993年)に制定した「平和都市宣言」に基づき、恒久平和、核兵器廃絶に向けた平和意識啓発事業を推進しています。

児童虐待防止要支援件数



資料：伊勢原市子育て支援課

男女の平等感意識調査結果



資料：神奈川県「平成23年度県民ニーズ調査」

(*1)DV

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力

課 題

■平成23年(2011年)の県民ニーズ調査では、社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等感について、平等であると思う人の割合が11.3%にとどまっています。男女共同参画社会の実現に向けた一層の取組が必要です。

■児童や高齢者、障害者への虐待、DVを未然に防ぐ取組とともに、虐待などが発生した際の適切な支援体制の充実が求められています。

■戦争を体験した世代が年々少なくなる中、悲惨な戦争の歴史が風化していくことが懸念されており、平和の大切さを後世に語り継いでいくことが必要です。

目標とする状態

- すべての人が性別に関係なく、自らの意思により社会の様々な分野で活躍しています。
- 誰もが虐待されることなく、おだやかな日常生活を送っています。
- 戦争の悲惨さが語り継がれ、市民一人ひとりが平和の尊さを理解しています。

目標の達成度を測る指標

各種審議会の女性委員の割合		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	34.9%	38%
指標の定義	各種審議会委員総数に対する女性委員の割合	
児童虐待防止支援終了(閉止)率		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	45.6%	53%
指標の定義	虐待により支援が必要なケース数(新規相談・通告件数+前年度から支援を継続する件数)に対する支援の終了(閉止)したケースの割合	
平和意識の啓発事業の実施数		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	3事業	4事業
指標の定義	平和意識の啓発を目的とした事業の実施数(現状は「中学生平和作文の募集」「中学生ヒロシマ平和の旅」「平和のつどい」)	

主な事業

主な事業	事業の概要
男女共同参画推進事業	男女共同参画プランに基づく各種啓発事業の実施、DV防止の啓発、被害者に対する相談や一時保護、自立支援の充実を図ります。
虐待防止事業（児童、高齢者、障害者）	児童や高齢者、障害者への虐待の未然防止に向けた啓発活動や通報、相談、保護体制の充実を図ります。
平和推進事業	平和意識を啓発する各種イベントを実施するとともに、平和史料の収集・展示事業などを新たに展開します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
地域の支え合い・助け合い活動推進事業 (p55)	暮らし力	多様な連携による地域福祉の推進
高齢者生きがいづくり推進事業 (p58)	暮らし力	高齢者の地域生活支援の充実
障害者相談支援事業 (p61)	暮らし力	障害者の地域生活支援の充実
子育て支援センター事業 (p65)	暮らし力	子育て家庭への支援の充実
保育サービス推進事業 (p68) 家庭的保育推進事業 (p68) 児童コミュニティクラブ事業 (p68) 子ども・子育て支援事業 (p68)	暮らし力	多様な働き方が選択できる保育の充実
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進



活 力

まちづくりの目標3

個性豊かで活力あるまち

「活力」によりめざす将来のまちの姿

農林業、商業、工業と多彩な産業が盛んで、女性や若者など様々な人たちが希望をもって働いています。また、多くの人でまちが賑わい、様々な交流がひろがり、地域の特性を生かした持続的に発展する都市となっています。

基本政策 3-6

産業の活力があふれる元気な まちづくり

施策展開の方向 3-6-1

地域の産業が盛んなまちをつくる

- 商業や工業などの地域産業を振興し、消費や雇用機会の拡充など地域の経済活動を活性化するとともに、新たな産業の集積や多様な産業の連携などにより、地域の産業が活発なまちをつくりまします。
- 大都市近郊の利点を生かし、新たな付加価値を生み出す農業を振興するとともに、水源林など大切な森林の保全と管理により、潤いのあるまちをつくりまします。

施策 3-6-1-19

地域を支える商業・工業の振興

施策 3-6-1-20

地域とつながる都市農業・森林づくりの推進

地域を支える商業・工業の振興

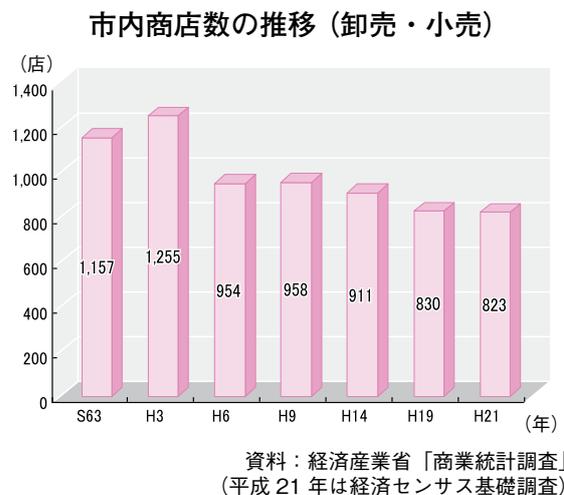
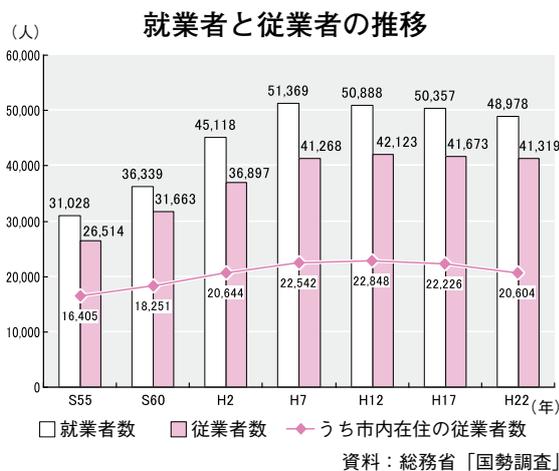
新たな産業基盤の創出と合わせ、地域の優位性を生かした戦略的な企業誘致を推進するとともに、本市の成長・発展を支えてきた地域産業の活力の維持・向上を図るため、産業の集積や交流促進、産学官の連携、起業支援など、伊勢原生まれの技術や産業の振興を図ります。

また、地域の生活を支える商店・商店街の活性化を支援するとともに、観光や農産物など様々な地域の資源を活用した賑わいや魅力づくりを推進します。

現 状

- ◇市内在住の15歳以上就業者^(※1)は48,978人(平成22年)です。5年前と比較して、厳しい雇用環境や団塊の世代が退職時期を迎えていることから1,380人減少しています。
- ◇市内の事業所などに勤めている従業者数^(※2)は41,319人で、ほぼ横ばいに推移し、その内約半数の20,604人が市内在住者です。

- ◇市内の商店数は、平成3年(1991年)の1,255店をピークに減少を続け、平成21年(2009年)では823店と3割減少し、商業従事者の高齢化や後継者の不足、空き店舗の拡大がみられます。
- ◇神奈川県では、さがみ縦貫道路沿線地域における「さがみロボット産業特区」構想を推進し、関係市町や団体とともに関連産業の集積や研究開発・実証実験環境の充実を促進しています。



(※1)就業者
市内在住者の事業所などに勤めている就業者(従業地は問わない)

(※2)従業者
市内の事業所などに勤めている従業者(居住地は問わない)

課題

- 地域の経済活動を活発化するため、それぞれの産業の特性をまちづくりに発揮し、様々なサービスを通じて便利で快適な市民生活を支える産業の活性化が必要です。
- 本市の持続的発展には、産業特区構想などを活用した積極的な企業誘致により、新たな企業の立地や集積を促進するとともに、企業の経営基盤の強化や操業環境の向上など、産業の活力を増進し、交流人口や雇用機会の拡充を図ることが必要です。
- 元気な地域産業を育むため、起業支援や市内の大学との連携による取組など、新たなアイデアを生み出す様々な機会をつくる必要があります。
- 商業地の賑わいや魅力を高めるため、関係団体と連携を図り、様々な資源を活用した商店街の活性化の取組が必要です。また、高齢社会が進展する中では、暮らしに身近な地域で買い物や交流ができるなど、地域の商業の魅力向上が求められます。

目標とする状態

- 地域産業の活力が高まり、交流人口の増加とともに多くの人が市内で働いています。
- 商店や商店街が活性化し、消費者とのコミュニケーションが活発に行われています。

目標の達成度を測る指標

指 標	市内事業所の従業者数及び市内在住の従業者数	
	現状値〔平成22(2010)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	従業者数：41,319人 うち市内在住者数：20,604人	従業者数：41,500人 うち市内在住者数：21,000人
指標の定義	市内の事業所に勤めている従業者の総数と（市内に居住し市内の事業所に勤めている就業者数）〔国勢調査10月1日〕	

指 標	市内の商店数	
	現状値〔平成21(2009)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	823店	830店
指標の定義	市内の商店数〔商業統計調査10月1日（平成21年は経済センサス基礎調査7月1日）〕	

主な事業

主な事業	事業の概要
産業ビジョンの推進	今後のまちづくりにおける産業展開のビジョンを市内外に発信し、新たな都市基盤整備を契機とした産業振興や産業間の連携など、産業ビジョンを推進し、地域経済の活性化を図ります。
企業立地促進事業	研究・医療などの地域産業やさがみロボット産業特区制度を活用し、新規企業の誘致を戦略的に展開するとともに、既存企業の流出防止や再投資の促進など、産業の集積を図ります。
ものづくり創造・連携推進事業	伊勢原生まれの技術や製品開発に挑む起業家、第二創業経営者等への支援とともに、産学官連携による地域資源を活用した取組を推進し、地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図ります。
商店街活性化支援事業	第2次商業振興計画に基づき、市内商店街の各エリアの魅力を高め、利便性の向上や商い力の強化、観光との連携、空き店舗対策など、商業の活性化を図ります。また、県道61号（平塚伊勢原）電線地中化事業など関連するまちづくりと連携を図り、賑わいのある商店街づくりを進めます。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
農産物ブランド化推進事業 (p119)	活 力	地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
シティセールス推進事業 (p126) いせはらイメージアップ推進事業 (p126)	活 力	いせはらシティセールスの推進
東部第二土地区画整理推進事業 (p130) 北インター周辺まちづくり推進事業 (p130)	活 力	地域特性を活かした新たな産業基盤の創出
伊勢原駅北口周辺地区整備事業 (p133)	活 力	交流がひろがる拠点の形成
景観まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
新東名高速道路整備促進事業 (p161) 国道246号バイパス整備促進事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進



地域とつながる都市農業・森林づくりの推進

新たな担い手の確保や農業基盤の整備など、生産性の高い農業経営の安定化をめざすとともに、農産物のブランド化、農業の6次産業化^(※1)など、新たな付加価値を生み出す活力ある農業を振興し、関係機関と連携して都市近郊の利点を生かす都市農業^(※2)を推進します。

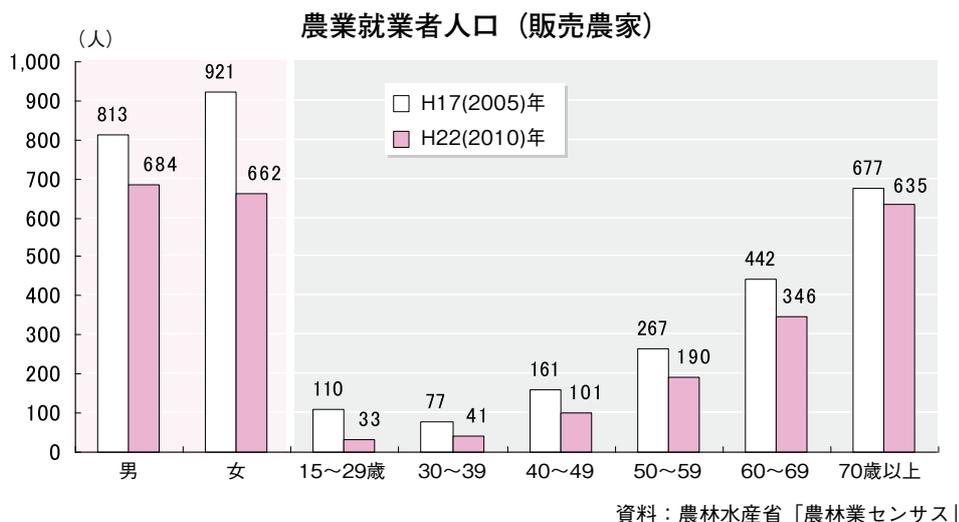
また、森林の持つ水源のかん養など多面的な公益的機能を保全し、計画的な施業管理を行うとともに、林産物の生産性の向上など、林業を支える基盤づくりを推進し、豊かな森林を次代に継承します。

現 状

- ◇市域の約2割を占める農地では、稲作、野菜、果樹、畜産など多種多様な農業生産活動が営まれています。
- ◇農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農作物被害など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農地の荒廃・遊休化の拡大の要因となっています。
- ◇市域の約4割を占める森林は、モミ・ブナに代表される貴重な天然樹林帯とともに、

人工林が約半数を占めています。森林の荒廃化に歯止めをかけ、森林のもつ様々な公益的機能を発揮するために、森林所有者と森林関係団体が協力して、次代に継承する森林づくりに努めています。

- ◇平成19(2007)年度から県の水源環境保全税が創設され、豊かな水資源を確保する貴重な水源地として、水源林の整備など持続的な取組が行われています。



(※1) 農業の6次産業化

農林漁業者が、生産・加工・流通(販売)を一体的に取り組み、所得の増大をめざすこと

(※2) 都市農業

首都圏近郊で大消費地に近い利点を生かした新鮮な農産物の供給に留まらず、農業体験や直売、緑地空間などの都市住民との交流、災害時のオープンスペースなど、農地のもつ魅力や多面的な役割も含めた農業

課題

■優良な農地の保全と農業経営基盤の強化を図るため、新たな担い手の育成や農業基盤の整備など、農業の生産性を向上させる必要があります。

■農地の荒廃・遊休化を防ぎ営農環境の向上を図るため、企業の参入や農地の集約化など、農地の効率的な利用を促進するとともに、鳥獣による被害防除対策を強化する必要があります。

■消費地に近い農業というメリットを生かし、農産物のブランド化や農商工の連携、農業の6次産業化など、新たな付加価値を生み出していく必要があります。

■森林は、水源のかん養や土砂災害の防止、環境の保全など市民生活に様々な恵みをもたらします。この豊かな森林を次代に継承するため、森林の施業管理の効率化や林産物の生産性の向上など、林業を支える基盤づくりが必要です。

目標とする状態

- 多様な担い手により優良な農地が維持され、消費者のニーズを捉えた新鮮で安心・安全な地場農産物が幅広く普及し、多岐に及ぶ農業が盛んに行われています。
- 市の貴重な財産である森林などの自然資源が、次代に確実に引き継がれています。

目標の達成度を測る指標

指 標	農地の集約化面積	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	60.8ha	75ha
指標の定義	農業の担い手への農地の貸借により、集約化・効率化が促進される農地の面積	

指 標	森林管理可能エリア率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	33%	100%
指標の定義	林道から200mの範囲の森林施業管理区域(694ha)における作業路網の整備などによる管理可能面積の割合〔伊勢原市森林整備計画〕	

主な事業

主な事業	事業の概要
農業基盤整備促進事業	農業経営と農村環境の向上を図るため、下小稲葉地区の用排水路や農道など農業基盤施設の整備を進めます。
農業経営基盤強化対策事業	優良な農地を保全するため、企業の参入など新たな担い手の確保や農地の集約化を促進し、遊休農地や荒廃農地の解消に努めます。
有害鳥獣対策事業	鳥獣による被害防除対策を地域とともに効果的に推進し、鳥獣による被害の軽減とヤマビルの生息域の縮小を図ります。
農産物ブランド化推進事業	農産物のブランド化や地場製品の販売促進など、関係機関と連携して付加価値を生む地域農業の振興を図るとともに、農商工連携や6次産業化など、新たな商品開発を進めます。
林業基盤整備事業	林産物の生産性向上や森林のもつ多面的な公益的機能を保全するため、水源の森林づくりエリア内に作業路網を計画的に整備します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
産業ビジョンの推進 (p116) ものづくり創造・連携推進事業 (p116)	活 力	地域を支える商業・工業の振興
大山魅力再発見事業 (p123) 日向魅力アップ事業 (p123) 花・歴史・健康散策コースづくり事業 (p123)	活 力	伊勢原ならではの観光魅力づくり
シティセールス推進事業 (p126)	活 力	いせはらシティセールスの推進
北インター周辺地区まちづくり推進事業 (p130)	活 力	地域特性を生かした新たな産業基盤の創出
景観まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
水源環境保全再生事業 (p146)	都市力	自然共生社会の構築

活 力

施策展開の方向3-6-2

多くの人を訪れる賑わいのあるまちをつくる

- 魅力的な地域資源を最大限に活用し、伊勢原ならではの観光地づくりや歴史的なつながりのある地域との連携などにより、観光が盛んで賑わいのあるまちをつくりまします。
- 豊かな自然や文化遺産、充実した医療や子育て環境など、本市がもつ特徴的な魅力の積極的な発信により、多くの人を訪れ、暮らしてみたいと選ばれるまちをつくりまします。

施策3-6-2-21

伊勢原ならではの観光魅力づくり

施策3-6-2-21

いせはらシティセールスの推進

伊勢原ならではの観光魅力づくり

大山・日向を中心とした数多くの歴史・文化遺産を活用し、伊勢原ならではの個性を磨くとともに、地域資源や観光施設などとの連携による回遊性を高め、四季を通じて多くの人を引きつける魅力ある観光地づくりを推進します。

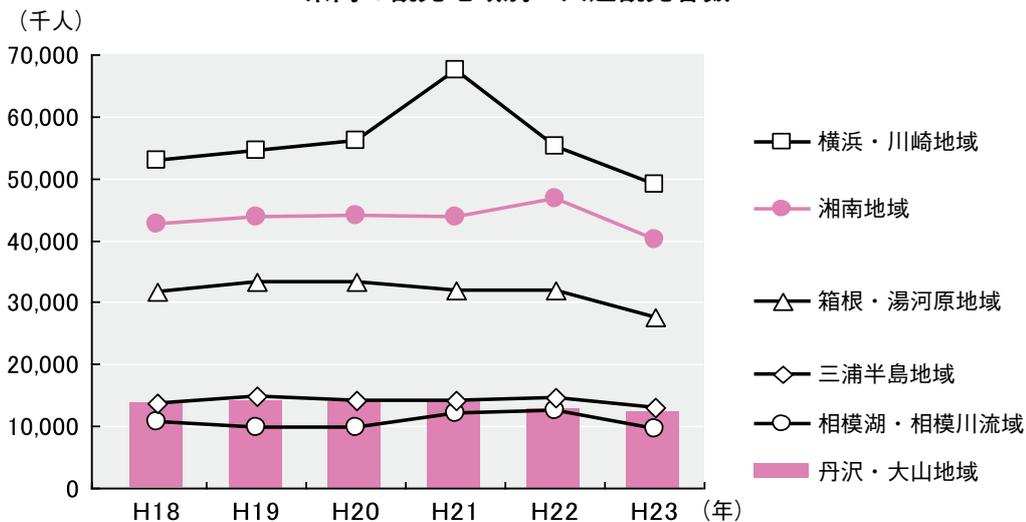
また、大山街道に関わる地域や歴史的につながりのある地域との連携を図るとともに、市民や事業者との協働により、地場産品を活用した体験型の企画イベントなど、新たな観光魅力づくりを推進します。

現 状

- ◇市内には、大山・日向地域をはじめとした豊かな自然環境や歴史的に貴重な遺跡、伝承・文化、観光農園など、多彩で優れた観光資源に恵まれています。
- ◇平成23年(2011年)の観光客総数は約170万人で、このうち約95%が日帰り観光客です。ここ数年、観光客数は横ばいの傾向で推移しています。

- ◇大山・日向地域では、神奈川県が進めている横浜、鎌倉、箱根に次ぐ、新たな観光の核づくり事業^(※1)の認定を受け、国際的な観光地をめざし、地域や大学、関係機関と連携を図りプロジェクトを推進しています。
- ◇日向・宝城坊の国指定文化財本堂では、江戸時代以来となる保存修理が進められ、見学会では多くの人を訪れています。

県内の観光地域別 入込観光客数



資料：神奈川県入込観光客調査（平成23年）

(※1) 新たな観光の核づくり認定事業

横浜・鎌倉・箱根に次ぐ新たな観光の核づくりの取組を事業認定する神奈川県で、認定されたものは県によるピーアールなど、必要な支援が行われる事業

課題

■整備が進められている広域幹線道路や都市計画道路西富岡石倉線、大山バイパスの完成によって、観光地へのアクセスや観光地間の連携が飛躍的に向上します。こうしたアクセス性の向上を捉え、大山・日向地区の駐車場整備など観光客の受入体制の構築とともに、市内に点在する観光資源と連携するなど、訪れた観光客の滞在時間を延ばす取組が必要です。

■更なる観光誘客を図り、地域経済の活性化につなげていくためには、観光資源の再発見や農業資源とのコラボレーション、民間活力を活用した誘客施設の導入、他都市との連携による広域観光など、新たな観光への取組が必要です。

■自然環境への関心の高まりや健康志向、体験・学習、本物志向など、新たなニーズに対応するとともに、市民や事業者など様々な主体と連携した取組を一層充実していく必要があります。

目標とする状態

- 地域資源を生かした様々な交流が活発化し、1年を通じて多くの観光客で賑わっています。
- 交流を大切にするおもてなしの心がひろがり、国際的な観光地として、国内外から多くの人を訪れています。



目標の達成度を測る指標

伊勢原に迎える観光客数		
指 標	現状値〔平成23(2011)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	170万人	185万人
指標の定義	1年間の観光客総数	
観光客が市内で消費する観光消費額		
指 標	現状値〔平成23(2011)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	10億円	13億円
指標の定義	1年間の観光客消費総額	

主な事業

主な事業	事業の概要
大山魅力再発見事業	県の新たな観光の核づくり事業の認定を受けた「平成大山講プロジェクト」を推進し、大山・日向を中心とした丹沢大山の地域振興や観光地づくりを進めます。また、温泉資源など地域資源の活用について、研究・検討を進めます。
日向魅力アップ事業	日向薬師など歴史・文化と豊かな自然の魅力を生かした個性的なまちづくりを進め、他地区との連携による地域の活性化を図ります。
観光拠点ネットワーク事業	大山街道や歴史的に関わりのある地域との交流や連携などを図り、広域観光の拡大を推進します。
花・歴史・健康散策コースづくり事業	四季折々の花の名勝や歴史遺跡など、おなじみのスポットから隠れた名所まで、健康づくりにも貢献する散策コースづくりや交流拠点の充実を図り、様々な資源と連携した観光の活性化を進めます。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
文化財情報発信事業 (p86) 文化財公開・活用事業 (p86)	暮らし力	歴史・文化遺産の継承
危機対応力アップ推進事業 (p95)	安心力	いざという時の危機対応力の強化
産業ビジョンの推進 (p116)	活 力	地域を支える商業・工業の振興
農産物ブランド化推進事業 (p119)	活 力	地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
シティセールス推進事業 (p126) いせはらイメージアップ推進事業 (p126)	活 力	いせはらシティセールスの推進
北インター周辺地区まちづくり推進事業 (p130)	活 力	地域特性を生かした新たな産業基盤の創出
伊勢原駅北口周辺地区整備事業 (p133)	活 力	交流がひろがる拠点の形成
景観まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
新東名高速道路整備促進事業 (p161) 国道 246 号バイパス整備促進事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進

いせはらシティセールスの推進

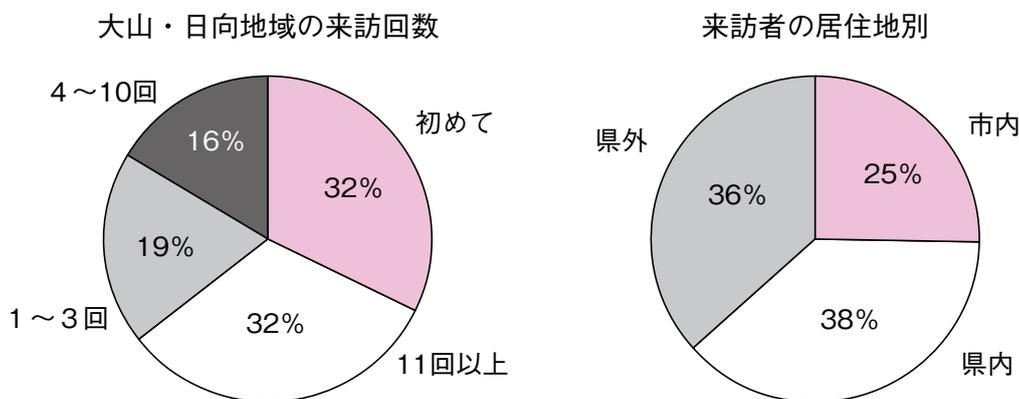
本市には豊かな自然環境や歴史・文化遺産、農産物、優れた医療環境や子育て・福祉・教育環境、アクセス性の高い交通網など、地域の魅力や資源が豊富にあります。市の魅力や地域資源などを効果的に広く内外に情報発信することにより、市のイメージや知名度の向上を図るとともに、観光や就業など多様な交流人口を増やし、地域経済活動の活性化を促進します。

現 状

- ◇市の魅力発信では、ホームページや広報紙を中心に適時情報を発信するとともに、観光キャラバンや、イベントごとのパンフレット・ポスターの作成など、情報の発信に努めています。
- ◇大山山麓・食の文化祭(平成24年)で実施したアンケート調査によると、大山・日向地区の来訪回数は、初めてと11回以上がそれぞれ約3割と、初めての方も多く訪れているとともにリピーターが定着していることがうかがえます。

- ◇市内へ転入する方の理由では、約6割の方が就職や転勤、通勤・通学を理由にしていますが、約1割の方は自然環境の豊かさなど優れた住環境を理由に本市が選ばれています。

大山山麓・食の文化祭アンケート調査



資料：大山山麓・食の文化祭アンケート調査
(平成24年)

課題

- 伊勢原の都市イメージを確立するため、プロモーション活動やイベントの創出を行い、魅力ある資源や話題性のある情報などを戦略的に発信する仕組みをつくる必要があります。
- 伊勢原の知名度を高めるため、観光事業者など多様な主体との連携による各種イベントや大会の誘致により、観光集客やリピーターの増加を図ることが必要です。

- 伊勢原の地理的優位性や医療、子育て、福祉、教育などの優れた居住環境を積極的にアピールし、定住人口の確保とともに観光や企業誘致などによる交流人口の増加を図り、都市の活力を高めていく必要があります。

目標とする状態

- 伊勢原の都市イメージが定着し、市内外に伊勢原の魅力や取組が分かりやすく伝わり、様々な交流が盛んに行われています。

目標の達成度を測る指標

指 標	様々なメディアを活用したピーアール件数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	307件	525件
指標の定義	新聞各社等における伊勢原市のピーアールにつながる記事掲載数(年間)	

指 標	人口の社会動態	
	現状値〔平成23(2011)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	転出超過	転入超過
指標の定義	1年間の伊勢原市への転入者数(社会増)と、市外へ転出者数(社会減)の差。「転入超過」は転出者より転入者が多い状態を示す。	

主な事業

主な事業	事業の概要
シティセールス推進事業	市民・事業者・市などオール伊勢原の推進体制を構築し、市の知名度の向上をめざすとともに、様々な魅力ある資源を市内外に広く発信し、地域の活性化を図ります。
いせはらイメージアップ推進事業	本市の魅力や特色を市内外に効果的に発信するため、公式のマスコットキャラクターやご当地ナンバープレートなどを導入するとともに、イベントや観光キャラバンなどへ積極的に活用し、知名度の向上やイメージアップを図ります。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
恵まれた医療を活用した健康づくり推進事業 (p48)	暮らし力	自ら取り組む健康づくりの推進
恵まれた医療を活用した疾病予防推進事業 (p48)		
救急医療体制整備事業 (p51)	暮らし力	安心できる地域医療体制の充実
保育サービス推進事業 (p68)	暮らし力	多様な働き方が選択できる保育の充実
特色ある教育モデル推進事業 (p76)	暮らし力	きめ細やかな教育の推進
文化財情報発信事業 (p86)	暮らし力	歴史・文化遺産の継承
文化財公開・活用事業 (p86)		
産業ビジョンの推進 (p116)	活力	地域を支える商業・工業の振興
企業立地促進事業 (p116)		
農産物ブランド化推進事業 (p119)	活力	地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
大山魅力再発見事業 (p123)	活力	伊勢原ならではの観光魅力づくり
日向魅力アップ事業 (p123)		
観光拠点ネットワーク事業 (p123)		
花・歴史・健康散策コースづくり事業 (p123)		
東部第二土地区画整理推進事業 (p130)	活力	地域特性を生かした新たな産業基盤の創出
北インター周辺まちづくり推進事業 (p130)		
伊勢原駅北口周辺地区整備事業 (p133)	活力	交流がひろがる拠点の形成
景観まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
水源環境保全再生事業 (p146)	都市力	自然共生社会の構築
新東名高速道路整備促進事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進
国道 246 号バイパス整備促進事業 (p161)		

基本政策 3-7

都市の活力を生み出す魅力ある まちづくり

施策展開の方向 3-7-1

都市の骨格を支えるまちをつくる

- 新東名高速道路や国道246号バイパスの開通に伴う広域的な交通利便性の向上や充実した医療環境など、地域の特性、優位性を生かした産業基盤の整備や積極的な企業誘致を進め、新たな都市の活力を創造するまちをつくります。
- 伊勢原駅北口周辺をはじめとする本市の玄関口にふさわしい中心市街地の整備や商店街の活性化など、民間活力を生かした魅力あるまちをつくります。

施策 3-7-1-23

地域特性を生かした新たな産業基盤の創出

施策 3-7-1-24

交流がひろがる拠点の形成

地域特性を生かした新たな産業基盤の創出

新東名高速道路インターチェンジ周辺、都市計画道路横浜伊勢原線沿道地域では、豊かな自然環境や住環境との調和を図りながら新たな産業用地を創出し、計画的な市街地の拡大を進めます。あわせて、優れた医療環境や広域交通のアクセス性など、地域の優位性を生かした積極的な企業誘致に取り組み、進出企業のニーズをとらえた計画的な産業集積を促進します。

現 状

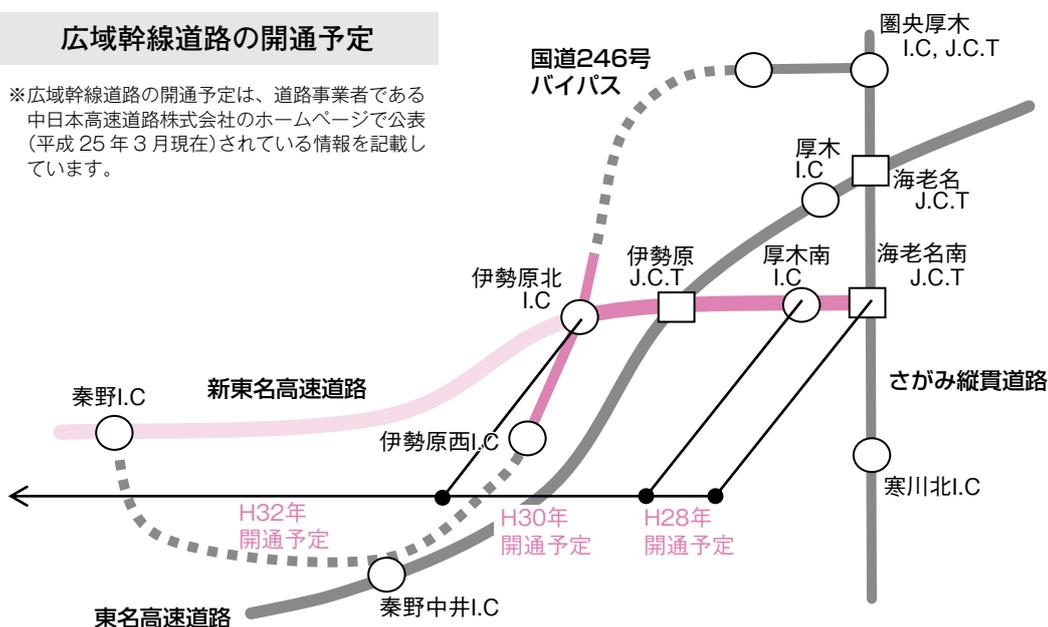
- ◇本市の市街化区域の面積は1,141haで、市域の20.6%です。その内、工業系の用途地域は18.7%、商業系用途地域は5.6%です。
- ◇新東名高速道路は、さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）から（仮称）伊勢原北IC区間は平成30（2018）年度に、その先の御殿場ICまでは平成32（2020）年度に開通が予定されています。また、国道246号バイパスの（仮称）伊勢原北ICから（仮称）伊勢原西ICまでも同じ時期に開

通が予定されるなど、広域幹線道路のネットワーク構築が進んでいます。

- ◇都市計画道路横浜伊勢原線沿道では、伊勢原市東部第二土地区画整理組合設立準備委員会が設立され、早期の事業着手に向けた取組を進めています。
- ◇伊勢原北インターチェンジ周辺地区では、上粕屋地区土地利用研究会を発足し、地域のまちづくりについての研究・検討が進められています。

広域幹線道路の開通予定

※広域幹線道路の開通予定は、道路事業者である中日本高速道路株式会社のホームページで公表（平成25年3月現在）されている情報を記載しています。



課題

■広域幹線道路の開通による整備効果を適切に受けとめるため、豊かな自然環境や恵まれた医療環境など、地域の特性を生かした広域交流拠点の形成を図り、産業の振興や地域経済の活性化に寄与する有効な土地利用を推進することが必要です。

■都市計画道路横浜伊勢原線沿道地区では、周辺環境との調和を図り、積極的な企業誘致と進出企業のニーズを踏まえた計画的な産業用地の創出を同時に進めていくことが必要です。

■伊勢原北インターチェンジ周辺地区では、豊かな自然環境や集落環境、観光や農業などの地域産業との調和を図ったまちづくりを推進し、産業用地の創出など新たな広域交流の拠点形成が求められます。

■企業誘致、産業集積を促進するために、神奈川県「さがみロボット産業特区」構想を活用し、沿線地域や関係機関との連携を図ることが必要です。

目標とする状態

- 地域を大切にしている企業が集積し、雇用機会が創出され、新たな市街地の交流が始まっています。

目標の達成度を測る指標

指 標	産業系市街化区域の拡大面積	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	—	22ha
指標の定義	土地区画整理事業により市街化調整区域から市街化区域に編入する新たな産業系区域の面積	

指 標	新たな産業用地における企業進出の割合	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	0%	100%
指標の定義	東部第二土地区画整理地区内の産業用地に対する企業進出面積の割合	

主な事業

主な事業	事業の概要
東部第二土地区画整理推進事業	都市計画道路横浜伊勢原線沿道において、歌川産業スクエアに続く新たな産業用地を創出します。
北インター周辺地区まちづくり推進事業	伊勢原北インターチェンジ開設に併せ、豊かな自然環境や集落環境と調和した新たな交流拠点としての機能を創出します。

⇔ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
産業ビジョンの推進 (p116) 企業立地促進事業 (p116) ものづくり創造・連携推進事業 (p116)	活 力	地域を支える商業・工業の振興
シティセールス推進事業 (p126)	活 力	いせはらシティセールスの推進
新東名高速道路整備促進事業 (p161) 国道 246 号バイパス整備促進事業 (p161) 都市計画道路西富岡石倉線整備促進事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進



◇施策3-7-1-24

交流がひろがる拠点の形成

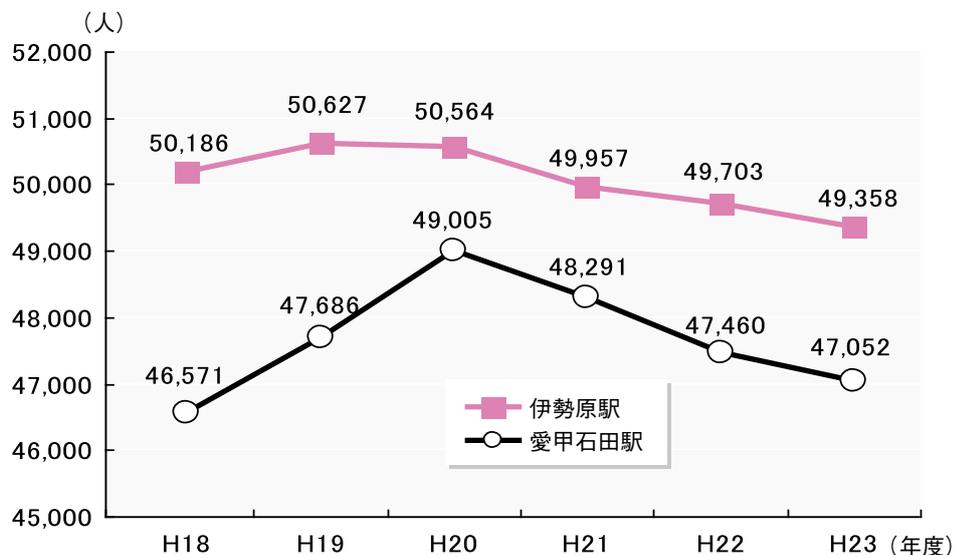
伊勢原駅北口周辺地区における街路や駅前広場などの市街地整備を推進するとともに、民間活動の誘発効果を高め、商業・業務の集積など中心市街地としてふさわしい秩序ある土地利用を促進し、通勤通学者、買い物客、観光客など多くの人が行き交い、賑わいと活力のある交流拠点の整備を進めます。

現 状

- ◇伊勢原駅の乗降客数は1日当たり49,358人、愛甲石田駅は47,052人(平成23年度)ですが、小田急線全70駅の中では21、23番目と高い利用状況です。
- ◇伊勢原駅周辺地区では、平成20(2008)年度に伊勢原駅自由通路が、平成23(2011)年度には南口の街路整備が完成しました。伊勢原駅自由通路では、1日当たり1万人の駅南北間の往来者と5万人の駅利用者で賑わっています。

- ◇伊勢原駅北口地区では、再開発事業の後継事業が検討され、平成21年(2009年)に伊勢原駅北口整備推進協議会を設立し、早期の事業化に向けた取組が進められています。

伊勢原駅・愛甲石田駅の一日あたり乗降客数



資料：小田急電鉄株

課 題

- 本市の中心拠点である伊勢原駅周辺地区は、商業の集積や交通の結節点として、市内外から人が集う玄関口にふさわしい、賑わいのある拠点の形成が必要です。
- そのためには、早期の事業化とともに、観光地大山・日向方面や医療・行政機能が集積する行政センター地区とのつながりなど、本市の魅力を引き出し、都市の活力につなげるまちづくりが求められています。

- 事業化にあたっては、市街地再開発事業の都市計画変更や事業手法の決定、事業計画の作成、合意形成など、一つひとつの課題を解決し、着実に進めていくことが必要です。

目標とする状態

- 伊勢原駅周辺の市街地整備が進み、多くの人が行き交い、まちが賑わっています。

目標の達成度を測る指標

指 標	街なか南北往来者数	
	現状値〔平成24(2012)年〕	目標値〔平成29(2017)年〕
	9,400人/14h	10,000人/14h
指標の定義	伊勢原駅自由通路における鉄道利用者を控除した南北往来者数 (平日の6時~20時までの14時間を計測)	
指 標	都市計画道路伊勢原駅前線の用地取得の割合	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	28%	49%
指標の定義	都市計画道路伊勢原駅前線の未整備区間における用地取得面積の割合 (現状値には、現在の道路面積も含む)	

主な事業

主な事業	事業の概要
伊勢原駅北口周辺地区整備事業	市の玄関口である伊勢原駅北口周辺地区を整備し、街路や駅前広場など交通の結節点機能の向上と、中心市街地の賑わいの創出・再生を図ります。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
産業ビジョンの推進 (p116) 商店街活性化支援事業 (p116)	活 力	地域を支える商業・工業の振興
大山魅力再発見事業 (p123) 日向魅力アップ事業 (p123)	活 力	伊勢原ならではの観光魅力づくり
景観まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
安全な歩行空間整備事業 (p154)	都市力	バリアフリー対策の推進
地域公共交通対策事業 (p157)	都市力	移動しやすい交通対策の推進



都市力

まちづくりの目標4

住み続けたい快適で魅力あるまち

「都市力」によりめざす将来のまちの姿

緑豊かな美しい自然環境を大切に守り、住み続けたいという愛着と誇りを持ち、みんなでまちづくりに取り組んでいます。また、公共施設の適正な維持管理や長寿命化対策が進み、安全で機能的な都市が整備され、誰もが快適な生活を営んでいます。

基本政策 4-8

自然と調和した住みよい まちづくり

施策展開の方向 4-8-1

愛着のある美しいまちをつくる

- 地域特性を生かした街並みや市民主体の住みよい良好な生活空間の形成により、誰もが住み続けたいと思える愛着のあるまちをつくります。
- 市民の美化意識が向上し、身近な生活環境の改善が図られるとともに、様々な団体が主体的に公共施設などの美化活動に取り組む、きれいで快適なまちをつくります。

施策 4-8-1-25

地域の個性あふれるまちづくりの推進

施策 4-8-1-26

生活環境美化の推進

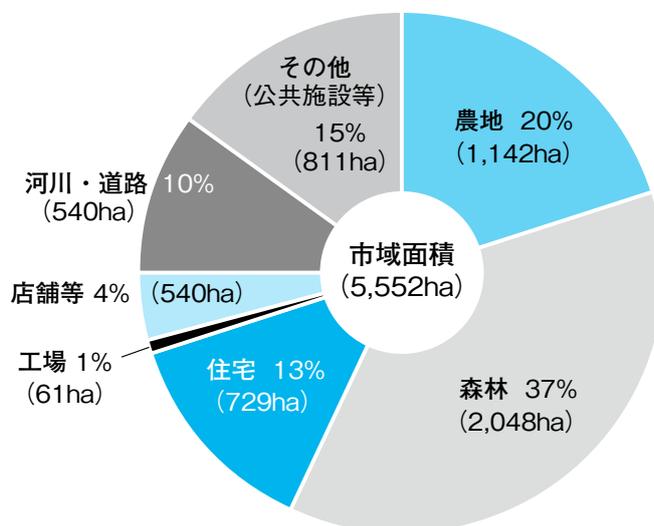
地域の個性あふれるまちづくりの推進

本市の豊かな自然環境など、様々な地域特性を生かし、市民が主体となって取り組む地域のまちづくり活動や景観のまちづくり活動への支援を進め、地域の個性を発揮した魅力あふれるまちづくりを推進します。

現 状

- ◇本市は、首都圏近郊に位置しながらも、豊かな自然環境に恵まれています。
- ◇本市の地形は、大山を頂点として北西から南東に向かってなだらかに傾斜した地形となっています。この特徴的な地勢により、市域を「やま、おか、まち、さと」の4つに区分し、まちづくりを進めています。
- ◇地域主体のまちづくりや、開発事業の協議調整のしくみを定めた地域まちづくり推進条例に基づく取組とともに、景観法に基づく景観行政団体としての良好な景観形成に向けた取組を、市民とともに進めています。
- ◇国道246号バイパスの整備が進み、比々多地区には、(仮称)伊勢原西インターチェンジの開設が見込まれています。
- ◇愛甲石田駅南口には、駅前広場が整備され、交通利便性の向上が図られています。

市域の利用区分別面積



資料：神奈川県土地統計資料

課題

- 「やま、おか、まち、さと」の4つの地域特性をもつ本市の特徴を踏まえながら、それぞれの地域資源を生かし、個性と魅力を一層発揮していくことが必要です。
- 地域まちづくり推進条例によるまちづくりの仕組みにより、地域が主体となって取り組み、地域の特性に応じたまちづくりが望まれています。
- 大山の眺望や田園風景の広がりなど、本市のもつ多様な景観特性を生かしたまちづくりを進めることが必要です。
- (仮称)伊勢原西インターチェンジの周辺では、整備が進められている県立いせはら塔の山緑地公園や周辺の自然環境、また、地域の農産物や歴史的建造物などを活用したまちづくりが求められています。
- 愛甲石田駅南口周辺地区は、狭あいな道路の対策などによる住環境の改善が必要です。

目標とする状態

- 市民が主体となって、地域の特性や資源を生かしたまちづくりに取り組んでいます。

目標の達成度を測る指標

指 標	市民が主体となったまちづくりの取組団体数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	—	5団体
指標の定義	地域まちづくり推進条例に基づき活動する市民まちづくり団体の数	



主な事業

主な事業	事業の概要
地域まちづくり推進事業	地域まちづくり推進条例に基づき市民主体のまちづくりの推進や開発事業の協議調整などを行い、地域の特性を生かした良好なまちの形成を図ります。
景観まちづくり推進事業	景観計画・条例を策定し、地域の景観を生かしたまちの形成を図ります。
西部地区まちづくり推進事業	(仮称)伊勢原西インターチェンジや県立公園の整備を踏まえ、地域のまちづくり計画を地域とともに策定を進めます。
愛甲石田駅南口周辺地区まちづくり推進事業	狭あいな道路の対策など、住環境の改善に、地域とともに取り組みます。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
文化財公開・活用事業 (p86)	暮らし力	歴史・文化遺産の継承
農業基盤整備促進事業 (p119) 林業基盤整備事業 (p119)	活 力	地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
東部第二土地区画整理推進事業 (p130) 北インター周辺地区まちづくり推進事業 (p130)	活 力	地域特性を生かした新たな産業基盤の創出
新東名高速道路整備促進事業 (p161) 国道 246 号バイパス整備促進事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進

生活環境美化の推進

市民一人ひとりの美化意識を高め、自ら積極的にまちの美化活動に取り組むよう意識啓発活動を推進するとともに、たばこの吸い殻や空き缶など、ごみの散乱を防止し、清潔で快適な生活環境の維持に努めます。

また、公園や河川散策路など身近な公共施設の清掃・保全活動を市民と協働で取り組み、きれいで美しいまちづくりを進めます。

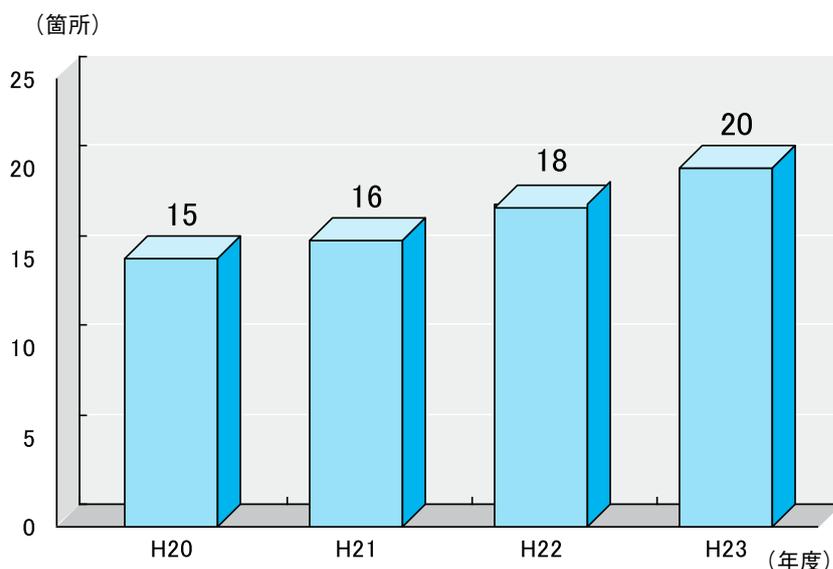
現 状

- ◇市民総ぐるみ大清掃など、身近な道路や公園などの清掃活動が、市民の協力により行われています。
- ◇市街地周辺や観光地の路上、公園などでは、たばこの吸い殻や空き缶、犬のふんなどがまちの美観を損ねている状況が見受けられます。こうした状況に対応するため、「ごみ処理等の適正化に関する条例」を一部改

正し、ポイ捨てに関する規定や飼い犬のふんに関する規定、公共の場での禁煙に関する規定を追加しました。

- ◇市民団体との協働により公園や河川などの美化活動が行われています。平成23(2011)年度の公園の美化活動団体の登録数は20団体となり、活動日数は約200日となっています。

登録団体による美化活動が行われた公園数の推移



資料：伊勢原市公園緑地課

課 題

■ごみのポイ捨てに関する市民のマナーやルールなどについて、引き続き啓発を図り、まちの美観が損なわれないようにすることが大切です。

■美化活動を実施する市民団体の数やその活動日数の拡大を図り、公園や河川周辺など市民と協働による美化活動に取り組む必要があります。

目標とする状態

- 自分の住むまちをきれいにしようとする意識が高まり、きれいで美しいまちづくりに取り組む輪が広がっています。

目標の達成度を測る指標

指 標	ポイ捨て防止に関する啓発活動日数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	—	21日
指標の定義	条例施行後のポイ捨て防止に関する年間啓発活動日数	
指 標	美化活動が行われている公園の数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	20公園	25公園
指標の定義	登録団体による美化活動が行われている公園の数	

主な事業

主な事業	事業の概要
生活環境美化推進事業	環境美化に関するマナーやルールの啓発、ポイ捨てや不法投棄に関する規制、パトロールの実施などにより、ごみの散乱を防止します。
身近な公共施設の美化推進事業	公園愛護会活動や市民協働などにより、身近な公園、河川散策路などの美化を推進します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進



施策展開の方向4-8-2

みんなの力で環境にやさしいまちをつくる

- 環境教育や啓発活動の充実により、自然の大切さを伝えるとともに、市民、事業者、行政が一体となって自然との共生に取り組む、環境にやさしいまちをつくります。
- 省エネルギー化の推進、ごみの減量化や資源化を進め、地球環境にやさしい持続可能な社会が実現できるまちをつくります。

施策4-8-2-27
自然共生社会の構築

施策4-8-2-28
低炭素・循環型社会の構築

◇施策4-8-2-27

自然共生社会の構築

誰もが自然と共生する暮らしの大切さを理解するよう、家庭や地域、学校など、様々な場で環境教育を実施するとともに、環境保全に関する啓発活動の充実を図ります。

また、きれいな水や豊かな緑など、本市のもつ優れた自然環境を次代に引き継ぐため、持続可能な自然共生型の地域づくりを推進します。

現 状

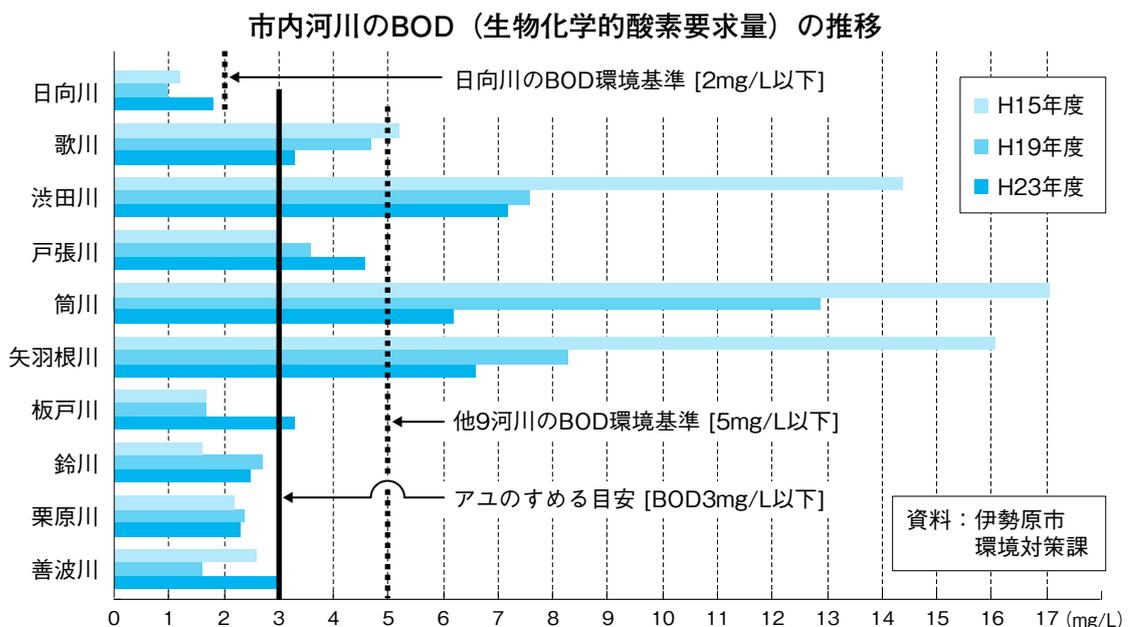
◇環境問題に関する講演会や研修会などを開催し、良好な自然環境の保全に向けた啓発活動を行っています。

◇市内の河川の水質は、平成23(2011)年度において7河川がBOD^(※1)の環境基準値(5mg/L以下。日向川のみ2mg/L以下)をクリアしています。そのうち、4河川では、アユがすめるレベルのきれいな川(3mg/L以下)となっています。

BOD(生物化学的酸素要求量)と、すめる魚の目安

BOD	すめる魚の目安
2mg/L以下	ヤマメ、イワナなど
3mg/L以下	サケ科魚類、アユなど
5mg/L以下	コイ、フナなど

資料：環境基本法による環境基準を編集



(※1) BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって一定時間内に酸化分解される時に必要な酸素量。この数値により、生息できる魚の種類が異なり(別表参照)、数値が小さいほど水質は良好であることを示す。

(※2) 河川の環境基準

「AA,A~E」までの6段階で分類する河川の環境基準。市内に流れる10河川のうち、日向川はBODが2mg/L以下のA類型に、他の9河川は5mg/L以下のC類型に分類される。

課題

- 森林、河川、農地、そこに生きる動植物など、自然を大切にする市民の意識を高めるため、環境教育や啓発活動を充実していく必要があります。
- 市民一人ひとりの行動により、河川の水質の維持、改善が図られ、多様な生物がすめる環境にしていく必要があります。

- 自然環境を保全し、水生生物の生息環境や植物の良好な育成環境に配慮した水路の整備が必要です。

目標とする状態

- 市民の自然環境を大切にする意識が高まり、数々の動植物とともに暮らすことができ、自然からの恵みを受けています。

目標の達成度を測る指標

指 標	環境学習実施回数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	64回	70回
指標の定義	環境学習の年間開催回数	
指 標	アユがすめるレベルの河川数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	4河川	7河川
指標の定義	市内のBOD 3mg/L以下の河川数	

主な事業

主な事業	事業の概要
環境学習・啓発推進事業	教育機関や市民、事業者と連携し、環境教育や環境保全に関する啓発イベントなどを実施します。
水源環境保全再生事業	水路の多自然型護岸整備により、日向地区の水源環境を保全し、水生生物の生息環境を守ります。
生活系雑排水対策事業	合併処理浄化槽の普及促進により、生活雑排水による水質汚濁を防止し、河川の良好な水質を守ります。

⇐ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
農業基盤整備促進事業 (p119) 林業基盤整備促進事業 (p119)	活 力	地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
身近な公共施設の美化推進事業 (p143)	都市力	生活環境美化の推進
公共下水道整備事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進



低炭素・循環型社会の構築

太陽光発電をはじめとする新エネルギー^(*1)や省エネルギーの普及など、温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

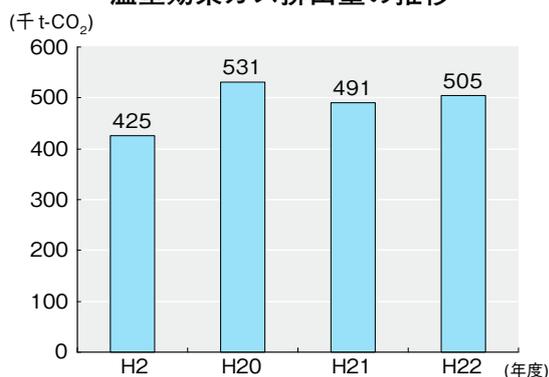
また、ごみの減量化・資源化など循環型社会の構築に向けた取組を推進し、環境負荷の少ない社会の実現を図ります。

現 状

- ◇地球温暖化や大気汚染、酸性雨など地球規模で環境問題が深刻化しています。
- ◇市内事業所では、温室効果ガスの排出や廃棄物の発生抑制など、環境負荷を軽減させる取組が進められています。
- ◇本市の温室効果ガスの排出量は、平成2(1990)年度の約42万5千トンCO₂から、平成22(2010)年度には約50万5千トンCO₂となり、約19%増加しています。

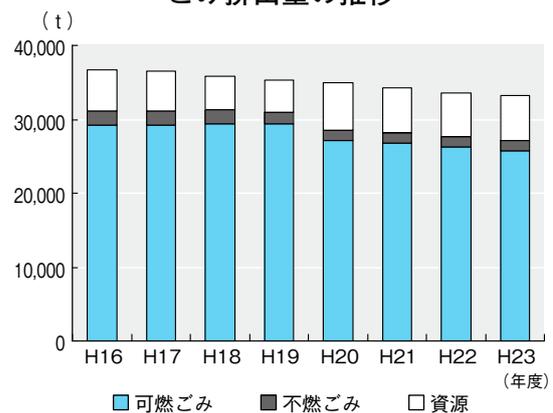
- ◇ごみの分別が進んでいることから、資源物は増加し、可燃ごみや不燃ごみは減少しています。
- ◇小型電子機器等に使用されているレアメタル^(*2)など、希少金属の多くは、回収されずに廃棄されています。

温室効果ガス排出量の推移



資料：伊勢原市環境対策課

ごみ排出量の推移



資料：伊勢原市環境美化センター

(*1)新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」と定義されている太陽光発電や風力発電、バイオマスなど10種類

(*2)レアメタル

地球上に存在している量(埋蔵量)が非常に少ない金属で、経済産業省ではニッケルやタングステンなど31種類を指定

課題

- 増加している温室効果ガスの排出量の削減を図るため、電気自動車や新エネルギー、省エネルギーの普及促進など、環境負荷の軽減に向けた取組を進める必要があります。
- 温室効果ガスや廃棄物の発生の抑制、節電、節水など、市民や事業者に対し自主的な環境負荷の軽減を働きかけることが必要です。
- リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、限りある資源を効率的に使用することが必要です。
- デジタルカメラやゲーム機などに使用されるレアメタルなどを回収し、再資源化を促進していくことが必要です。

目標とする状態

- 市民・事業者の新エネルギーや省エネルギーの導入意識が向上し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組が進んでいます。
- 市民・事業者がごみの排出量の抑制に努め、更なる資源化に取り組み、限りある資源が有効に活用されています。

目標の達成度を測る指標

市内における太陽光発電総出力量		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	3,000kW	6,800kW
指標の定義	市内世帯の売電契約を結んでいるパネル総出力量	
一般廃棄物の資源化率		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	20.9%	26%
指標の定義	ごみ排出量に対し資源化が図られた割合	

主な事業

主な事業	事業の概要
新エネルギー導入推進事業	新エネルギーの普及を促進するとともに、太陽光発電設備の公共施設への設置を図ります。
低炭素社会をめざす省エネルギー推進事業	温室効果ガスの削減や省エネ対策として、みどりのカーテンの普及や市民・事業者に向けた啓発活動を推進します。
ごみの減量化・資源化推進事業	市民、事業者、行政が一体となっごみの分別、減量化、資源化を推進します。
小型家電リサイクル事業	小型家電リサイクル法に基づく小型電子機器等に使用されるレアメタル（希少金属）等の回収を、福祉事業所と連携を図る神奈川県独自の回収システムにより推進します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
高照度防犯灯整備事業 (p102)	安心力	地域とともに取り組む防犯対策の推進
環境学習・啓発推進事業 (p146)	都市力	自然共生社会の構築
地域公共交通対策事業 (p157)	都市力	移動しやすい交通対策の推進
市民協働推進事業 (p170)	自治力	市民や様々な団体との市民協働の推進
地域活動支援事業 (p173) 地域コミュニティ推進事業 (p173)	自治力	多様なつながりで支える地域運営の推進



基本政策 4-9

快適で暮らしやすい まちづくり

施策展開の方向 4-9-1

安全で円滑な移動ができるまちをつくる

- 歩行空間や公共交通機関のバリアフリーの推進などにより、誰もが安心して移動できるまちをつくりまます。
- 新たな交通システムの導入や交通安全教育の充実などにより、安全で移動しやすい快適なまちをつくりまます。

施策 4-9-1-29

バリアフリー対策の推進

施策 4-9-1-30

移動しやすい交通対策の推進

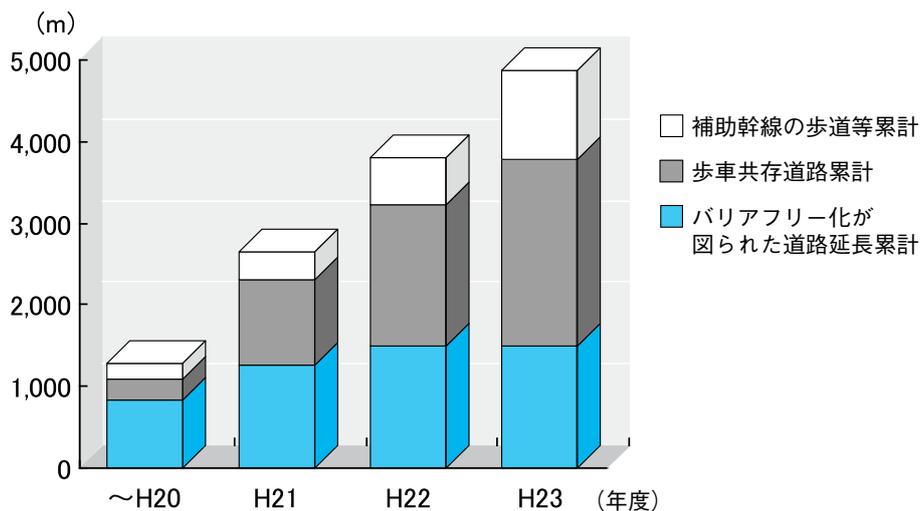
バリアフリー対策の推進

子どもや高齢者、障害者など誰もが、安全で円滑に移動できるよう、歩行空間のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通のバリアフリー化を支援し、公共交通機関を利用する方の利便性の向上を図ります。

現 状

- ◇伊勢原駅、愛甲石田駅の周辺地区では、誰もが安全に移動できる環境とするため、道路のバリアフリー化を継続して進めています。
- ◇小中学生の登下校時の安全を確保するため、学校や地域、行政などによる通学路の合同点検が行われ、安全対策の検討が行われています。
- ◇通学路をはじめとする市道の歩道や歩車共存道路^(*1)などの整備を進めています。
- ◇交通事業者による公共交通のバリアフリー対策として、バス車両の低床化が進められています。

歩行空間の整備延長の推移



資料：伊勢原市道路整備課

(*1)歩車共存道路

道路拡幅等による歩道整備が困難な箇所、既存道路幅員内の歩行空間部分をグリーンベルト舗装するなど、車道と歩道を視覚的に明確化することで有効な安全対策効果が期待できる整備手法のひとつ

課 題

- 安全で円滑に移動できるよう、地域の実情や地形などを踏まえたバリアフリー対策を、引き続き進めていくことが必要です。
- 通学路の合同点検の結果を踏まえ、歩道整備などの安全対策を国や県と連携・協力し、重点的に進める必要があります。

- 安全で円滑に移動できるよう、バス事業者と協調しながら、ノンステップバスの導入などを促進する必要があります。

目標とする状態

- 日常的に利用する道路や公共交通のバリアフリー化が進み、誰もが、安全で円滑に移動しています。

目標の達成度を測る指標

指 標	歩行空間が改善された道路の整備率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	44.4%	100%
指標の定義	今後5年間の歩行空間の目標整備延長10,977m(重点整備地区 ^(*2) 内のバリアフリー化道路、歩車共存道路及び補助幹線市道の歩道の整備の累計)に対する整備率(現状値は21プラン後期基本計画中に整備された率)	

(*2)重点整備地区

伊勢原市交通バリアフリー基本構想で移動円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進すると位置付けられた地区。伊勢原駅、愛甲石田駅を中心として、それぞれ1km圏(徒歩圏)を目安に、高齢者や身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる公共施設・公益施設や大規模店舗などの立地を考慮して指定

主な事業

主な事業	事業の概要
安全な歩行空間整備事業	通学路をはじめとする市道の安全で安心な交通環境の向上を図るため、歩道や歩車共存道路等を整備します。
ノンステップバス導入促進事業	バス事業者と協調しながら、ノンステップバス導入を促進し、路線バスの乗降時の段差解消を図ります。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
伊勢原駅北口周辺地区整備事業 (p133)	活 力	交流がひろがる拠点の形成
都市計画道路田中笠窪線整備事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進



移動しやすい交通対策の推進

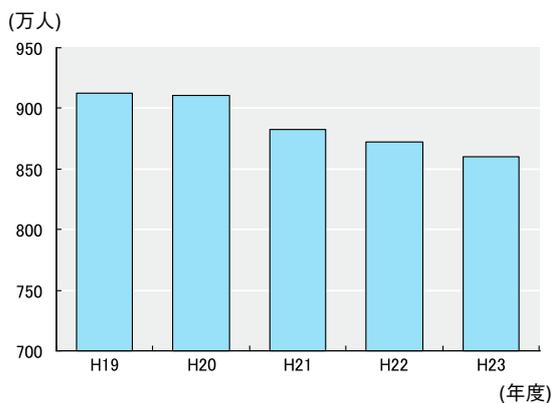
バスの利用が不便な地域を対象とした新たな交通システムの導入や、バス路線の新設などを、関係機関と連携して推進します。

また、自転車の交通安全教育や交通マナーの啓発活動の充実を図り、安全で移動しやすい交通環境づくりを推進します。

現 状

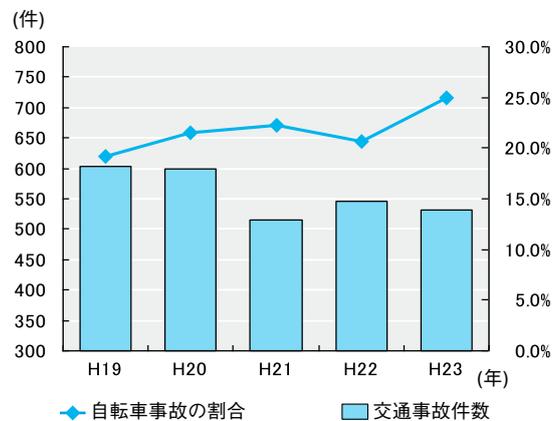
- ◇バスの利用者は減少傾向にあり、バス事業者によるバス路線の廃止の検討が行われています。
- ◇愛甲石田駅南口では駅前広場が整備され、バス交通の確保に向けて関係機関と調整が進められています。
- ◇バス事業者や鉄道事業者と協力し、公共交通の利便性の向上に取り組んでいます。
- ◇買い物や通勤・通学などの日常生活における身近な移動手段として幅広く活用されている自転車の交通マナーの理解不足が見受けられます。
- ◇市内の交通事故件数は減少傾向となっていますが、自転車利用者が関わる事故の割合が増加しています。

路線バス輸送人員



資料：神奈川中央交通(株)

交通事故件数及び自転車事故の割合の推移



資料：伊勢原市交通防犯対策課

課 題

- 路線バスでは十分な対応ができない公共交通不便地区については、新たな交通システムなど、移動手段を確保する取組が必要です。
- 市東部における生活拠点としての交通機能を確保するため、愛甲石田駅南口広場と郊外を連絡する路線バスの開通が望まれています。

- 鉄道利用者の利便性がさらに向上するよう、鉄道の運行内容や駅施設の改善などの働きかけを引き続き行っていくことが必要です。
- ルールやマナーの遵守など、自転車の安全な利用促進を図る必要があります。また、自転車と歩行者の安全な通行のため、必要な道路施設について検討していくことが求められます。

目標とする状態

- 便利で利用しやすい公共交通の確保や交通安全対策・運転マナーが向上し、誰もが安全で快適に移動しています。

目標の達成度を測る指標

指 標	路線バス輸送人員	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	859万人	現状維持
指標の定義	路線バスによる年間輸送人員	
指 標	全交通事故に占める自転車に関する交通事故率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	24.9%	20%
指標の定義	全交通事故に占める自転車に関する交通事故の割合	

主な事業

主な事業	事業の概要
愛甲石田駅南口バス路線開設事業	愛甲石田駅南口広場と郊外を連絡する路線バスを開設し、安全で快適な交通環境を確保します。
地域公共交通対策事業	路線バス機能の維持拡充のほか、コミュニティ交通などの新たな交通システムの導入に向けて取り組むとともに、鉄道の運行内容や駅施設の改善などについて鉄道事業者へ要請するなど、地域公共交通の利便性の向上を図ります。
自転車交通安全対策事業	自転車利用者が関わる交通事故を減らすため、交通安全教育の充実と指導啓発活動を行います。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
伊勢原駅北口周辺地区整備事業 (p133)	活力	交流がひろがる拠点の形成
安全な歩行空間整備事業 (p154)	都市力	バリアフリー対策の推進
都市計画道路田中笠窪線整備事業 (p161)	都市力	都市の機能を高める基盤施設整備の推進



施策展開の方向4-9-2

便利で機能的なまちをつくる

- 幹線道路網の構築や下水道の整備など、暮らしに身近な都市基盤施設の機能更新が図られた、便利で機能的なまちをつくります。
- 橋りょうや公園など、既存公共施設の計画的な維持管理や保全による長寿命化を図るとともに、公共施設の有効活用により、既存ストックを大切かつ上手に使うまちをつくります。

施策4-9-2-31

都市の機能をもつめる基盤施設整備の推進

施策4-9-2-32

公共施設の効率的な活用と維持管理・保全の推進

◇施策4-9-2-31

都市の機能を高める基盤施設整備の推進

新東名高速道路や国道246号バイパスとそのアクセス道路の整備を促進するとともに、市域の道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進し、交通利便性の向上を図り都市の機能を高めます。

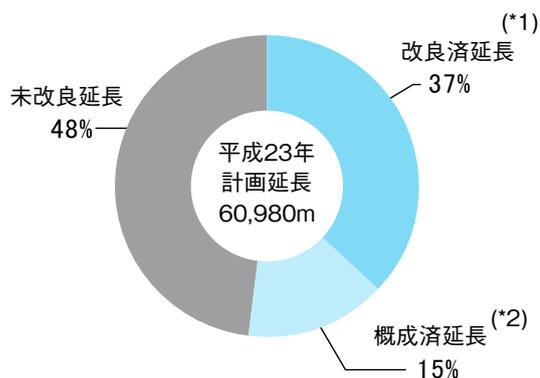
また、公共下水道汚水幹線の整備を推進し、快適な生活環境の充実に図ります。

現 状

- ◇市内の都市計画道路の計画延長は約61kmで、平成23(2011)年度末では約23kmが整備されています。
- ◇平成23(2011)年度末における市街化区域内の公共下水道整備率は、84.5%となっています。

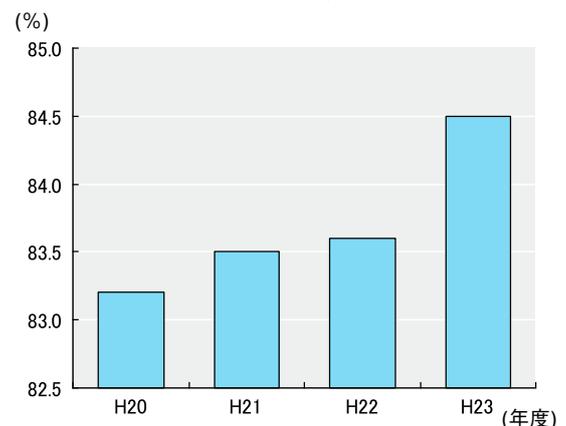
- ◇市内では、新東名高速道路や国道246号バイパスなどの広域幹線道路、都市計画道路西富岡石倉線などの整備が進められています。
- ◇広域幹線道路の高架下の有効利用について、関係機関と検討が行われています。

都市計画道路の整備状況



資料：伊勢原市都市総務課

公共下水道整備率（市街化区域内）



資料：伊勢原市河川・下水道整備課

(*1) 改良済：計画幅員どおり道路用地が確保され、一般の通行の用に供されている区間

(*2) 概成済：整備済以外の区間のうち計画幅員の概ね2/3以上の幅員を有する区間

課 題

■市内の交通ネットワークを構築するため、都市計画道路の着実な整備を推進することが必要です。

■市民の快適な生活環境と公衆衛生を確保するため、公共下水道の整備を推進していくことが必要です。

■新東名高速道路や国道246号バイパス、都市計画道路西富岡石倉線などの事業については、本市の都市機能の向上に重要な路線であることから、引き続き国や県と連携し整備の促進を図ることが必要です。

■広域幹線道路の整備に合わせ、高架下の公共公益的な有効利用の検討を更に進めることが必要です。

目標とする状態

- 広域幹線道路、市域の幹線道路の整備や公共下水道の整備などにより、都市機能の向上が図られ、便利で快適な暮らしを送っています。

目標の達成度を測る指標

都市計画道路田中笠窪線の供用延長		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	90m	490m
指標の定義	事業認可区間690mに対する供用延長 (県道44号〔伊勢原藤沢〕～県道61号〔平塚伊勢原])	
公共下水道整備率(市街化区域内)		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	84.5%	90%
指標の定義	市街化区域面積に対する公共下水道整備面積の割合	

主な事業

主な事業	事業の概要
都市計画道路田中笠窪線整備事業	地域間の交通利便性の向上を図るため、都市計画道路の整備を推進します。
公共下水道整備事業	公共下水道の幹線及び未整備地区の面整備を推進します。
広域幹線道路高架下利活用促進事業	広域幹線道路の高架下の有効利用を図ります。
新東名高速道路整備促進事業	新東名高速道路の開通に向けて、関係機関と連携し、整備を促進します。
国道246号バイパス整備促進事業	国道246バイパスの開通に向けて、関係機関と連携し、整備を促進します。
都市計画道路西富岡石倉線整備促進事業	都市計画道路西富岡石倉線の開通に向けて、関係機関と連携し、整備を促進します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
公共下水道地震対策事業 (p98) 公共下水道浸水対策事業 (p98)	安心力	被害を最小限に抑える減災対策の推進
東部第二土地区画整理事業 (p130) 北インター周辺地区まちづくり推進事業 (p130)	活 力	地域特性を生かした新たな産業基盤の創出
伊勢原駅北口周辺地区整備事業 (p133)	活 力	交流がひろがる拠点の形成
安全な歩行空間整備事業 (p154)	都市力	バリアフリー対策の推進
橋りょう長寿命化対策事業 (p164)	都市力	公共施設の効率的な活用と維持管理・保全の推進

◇施策 4-9-2-32

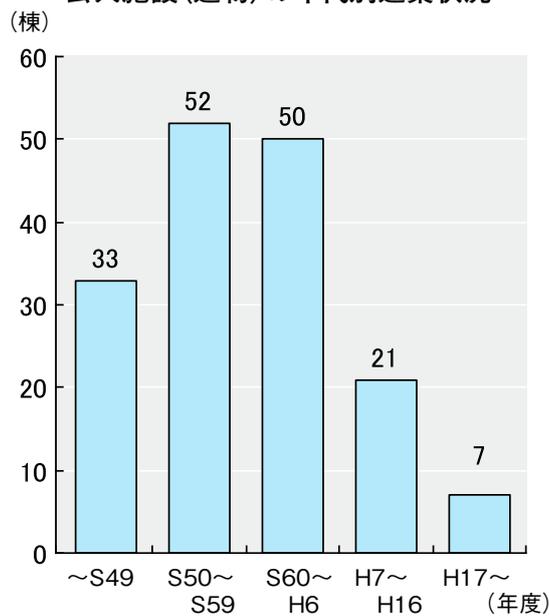
公共施設の効率的な活用と維持管理・保全の推進

修復期や更新時期を迎える公共施設の計画的な修繕や維持管理などにより、公共施設の長寿命化を図るとともに、多目的利用などの有効利用を進め、効率的で機能的な施設管理を推進します。

現 状

- ◇本市では、人口の急増に対応するため、特に昭和40年代以降公共施設の整備が進められてきましたが、これらの施設には老朽化した施設が見受けられます。
- ◇老朽化した施設の大規模な改修や建て替えには、多額の費用がかかることが予想されます。
- ◇市民利用施設の中には、利用者の多様化や社会環境の変化などに伴い、時代のニーズに対応することが難しい施設が見受けられます。
- ◇市庁舎前の行政センター駐車場は市庁舎や文化会館、図書館・子ども科学館などの多くの公共施設の利用者が使用し、混雑している状況が見受けられます。

公共施設(建物)の年代別建築状況



資料：伊勢原市管財契約検査課

課題

■修復期や更新時期を迎える市民利用施設や橋りょう、下水道などを長期にわたり利用していくためには、予防保全の措置を行うなど、長寿命化に向けた計画的な修繕や更新を進め、経費の節減や平準化を図った適切な維持管理・保全を行う必要があります。

■市民利用施設では、時代のニーズに対応するため、施設の有効利用について検討が必要です。

■市庁舎駐車場は市庁舎周辺の公共施設の適正な利用を図るため、目的外利用などの車両を排除する対策が必要です。

目標とする状態

- 既存施設の長寿命化が図られ、適切な維持管理・保全により、市民が安心して施設利用ができています。

目標の達成度を測る指標

指 標	橋りょう長寿命化対策実施率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	－ %	12 %
指標の定義	橋りょう長寿命化修繕計画に位置付けられる道路橋(104橋)に対する整備を実施した割合	
指 標	公園長寿命化対策実施率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	－	28 %
指標の定義	供用開始後30年以上を経過した公園(53公園)に対する長寿命化対策を実施した割合	

主な事業

主な事業	事業の概要
橋りょう長寿命化対策事業	橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、震災時の緊急輸送路に位置づけがされている橋りょうの修繕などを計画的に実施し、長寿命化を図ります。
下水道長寿命化対策事業	下水道長寿命化計画に基づき、計画的な管更生等を行い、長寿命化を図ります。
市営住宅長寿命化対策事業	市営住宅長寿命化計画に基づき、受水槽や屋上防水の修繕など、計画的な改善により長寿命化を図ります。
公園長寿命化対策事業	公園施設や設備機器の計画的な長寿命化を推進するとともに、地域の利用実態などに応じた改善を図ります。
行政文化センター駐車場改善事業	行政文化センター駐車場の有料化を図り、移転新築される伊勢原協同病院駐車場との相互利用を進め、効率・効果的な利用を推進します。
総合運動公園体育館天井改修事業	体育館の天井の改修を行い、施設の維持・管理・保全を図ります。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
小中学校校舎屋上・外壁修繕事業 (p79) 小中学校校舎等改修事業 (p79)	暮らし力	安全で快適な教育環境の整備
公共下水道地震対策事業 (p98)	安心力	被害を最小限に抑える減災対策の推進



自治力

まちづくりの目標5

みんなで考え行動するまち

「自治力」によりめざす将来のまちの姿

日ごろの暮らしの中で、お互いの助け合いや支え合いの輪がひろがり、市民と行政がともに力を合わせ、地域での活動が活発に行われています。また、市役所では、市民にわかりやすく、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営が行われています。

基本政策 5-10

市民と行政がともに力を 合わせて歩むまちづくり

施策展開の方向 5-10- 1

地域の力が発揮できるまちをつくる

- 様々な世代の市民が持つ経験や知識をまちづくりに生かした市民活動や地域活動を支援し、多様な主体との市民協働の促進などにより、地域コミュニティが活性化したまちをつくりまします。
- 地域社会で互いに支え合い、つながり合う関係性を構築するとともに、地域で活動する様々な主体が連携し、地域の課題解決に取り組むなど、地域の力が発揮できるまちをつくりまします。
- 市民参加や協働の基盤となる市政情報を共有し、様々な主体と行政の連携の強化を図るなど、市民に身近な市役所として地域の力を支えるまちをつくりまします。

施策 5-10- 1-33

市民や様々な団体との市民協働の推進

施策 5-10- 1-34

多様なつながりで支える地域運営の推進

施策 5-10- 1-35

市民に身近な市役所づくり

市民や様々な団体との市民協働の推進

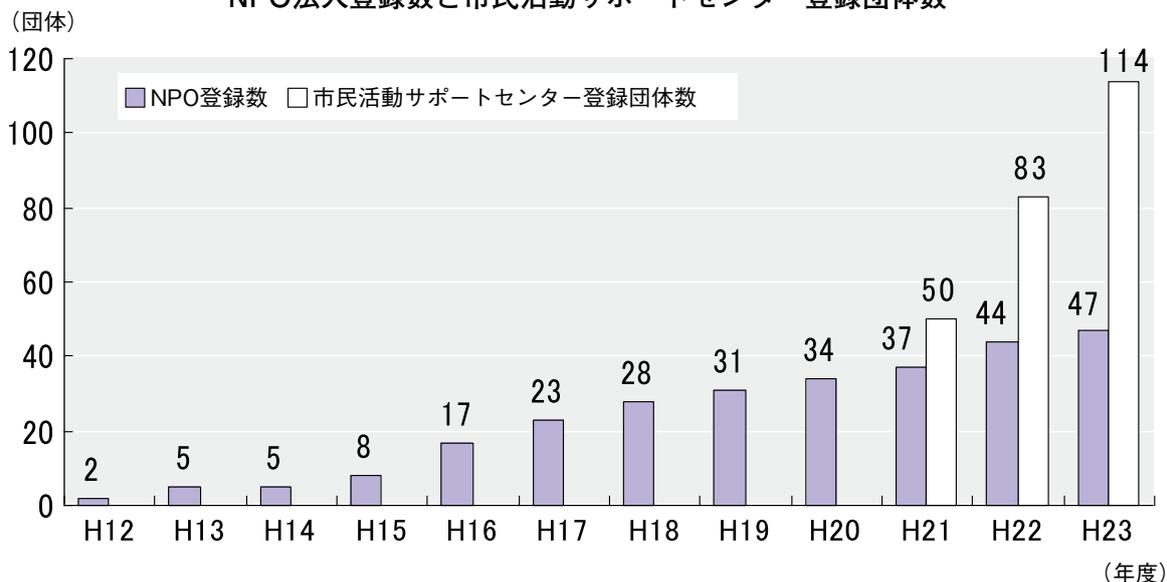
市民活動への参加を促進し、市民や団体の活動が自主的・継続的に進められるよう相談や育成、交流などの支援を実施するとともに、地域で活躍する様々な団体、事業者などと市が、積極的に協働関係を構築し、強いパートナーシップのもとに行動する市民協働のまちづくりを推進します。

現 状

- ◇市民協働のまちづくりの取組は、市民参加推進指針、市民活動促進指針に基づき、市民と市のパートナーシップにより進めています。
- ◇平成24年(2012年)1月には、それぞれの主体の市民協働に対する認識や理解を深めるために、市民協働マニュアルを策定するとともに、提案型協働事業制度を創設しました。

- ◇市内に主な活動拠点を置くNPO(特定非営利活動法人)は47団体(平成23年度末)で、年々新たな市民活動団体が設立されています。
- ◇平成21年(2009年)1月に開設した市民活動サポートセンターは、登録団体数114団体(平成23年度末)で、市民活動団体の活動や情報交換、交流の場として利用されています。

市内に主な活動拠点を置く
NPO法人登録数と市民活動サポートセンター登録団体数



資料：伊勢原市市民協働課

課 題

■市民の地域社会貢献への意欲をパートナーシップのまちづくりへつなげていくためには、活動している団体情報の提供や団体相互の交流、相談や育成の支援など、まちづくりの担い手となる市民活動団体を育てていく必要があります。

■参加から協働へと歩みを進め、市民や地域、事業者などが担う公共の領域は確実に広がってきています。この流れをこれからも継続し、更に参加と協働がしやすい環境をつくっていく必要があります。

目標とする状態

- 多彩な市民協働事業が活発に行われ、多くの市民が協働事業の主体となってまちづくりを進めています。

目標の達成度を測る指標

市民活動サポートセンター利用登録団体数		
指 標	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	114件	200件
指標の定義	市民活動サポートセンターを利用する登録団体数	
市民協働事業の協定締結数		
指 標	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	12件	22件
指標の定義	市民提案型協働事業制度に基づき協働事業として締結した年間の協定数	



主な事業

主な事業	事業の概要
市民活動サポートセンター運営事業	市民が行う公益的な活動を支援するとともに、市民活動団体の交流や情報提供、相談などの拠点機能を発揮し、市民活動の拡大を図ります。
市民協働推進事業	市民協働マニュアルなどによる普及啓発を図るとともに、提案型協働事業制度の運用により市民協働を促進し、市民活動の活発化を図ります。

⇒ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
地域福祉を支える人材育成事業 (p55) 社会的孤立防止事業 (p55)	暮らし力	多様な連携による地域福祉の推進
高齢者生きがいづくり推進事業 (p58)	暮らし力	高齢者の地域生活支援の推進
障害者就労支援事業 (p61)	暮らし力	障害者の地域生活支援の充実
生涯学習活動情報提供事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
文化財情報発信事業 (p86)	暮らし力	歴史・文化遺産の継承
地域防犯活動推進事業 (p102)	安心力	地域とともに取り組む防犯対策の推進
男女共同参画推進事業 (p109)	安心力	互いに尊重し合うまちづくりの推進
花・歴史・健康散策コースづくり事業 (p123)	活 力	伊勢原ならではの観光魅力づくり
シティセールス推進事業 (p126)	活 力	いせはらシティセールスの推進
景観まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
身近な公共施設の美化推進事業 (p143)	都市力	生活環境美化の推進
環境学習・啓発推進事業 (p146)	都市力	自然共生社会の構築
新エネルギー導入推進事業 (p150) 低炭素社会をめざす省エネルギー推進事業 (p150) ごみの減量化・資源化推進事業 (p150)	都市力	低炭素・循環型社会の構築

◇施策5-10-1-34

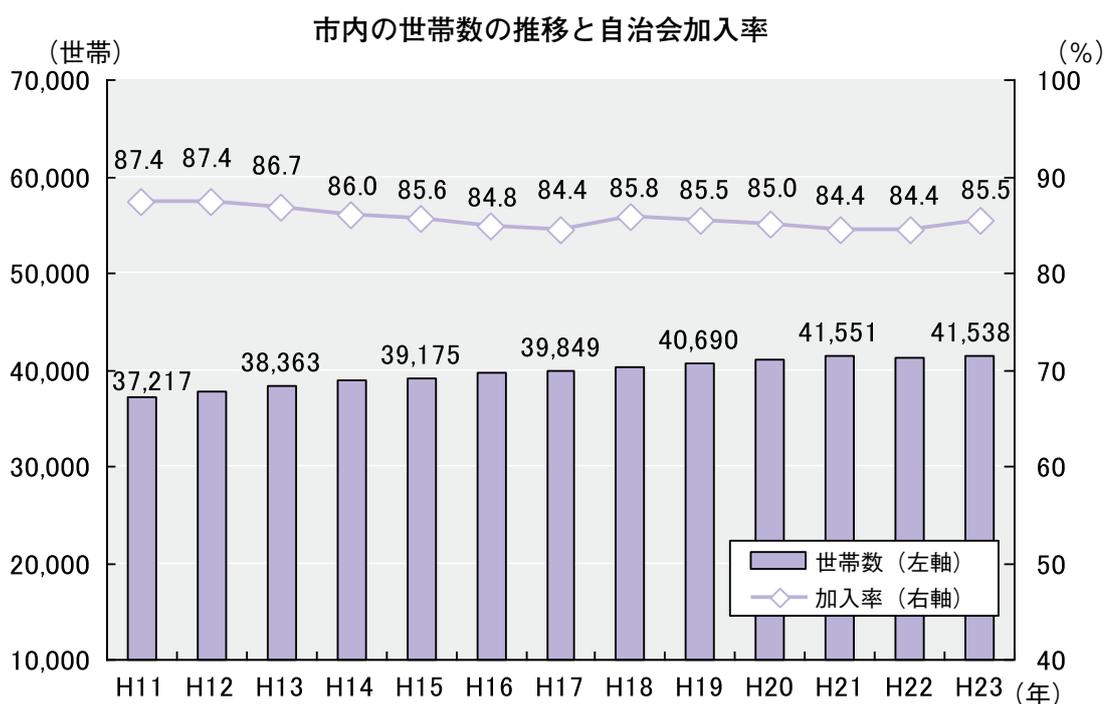
多様なつながりで支える地域運営の推進

地域コミュニティを活発化し、住民のつながりや支え合いの意識を高めるとともに、地域の様々な主体が連携し、地域の課題を自ら解決するなど、自主的な活動と自立的な運営を行うことができる、新たな地域コミュニティの仕組みや基盤づくりを推進します。

現 状

- ◇本市の自治会加入率は85.5%(平成23年度)と、県内市で3番目に高い加入率です。
- ◇少子高齢・核家族化の進展や生活スタイルの変化により、住民同士のつながりの希薄化など、地域が抱える課題は複雑化してきています。また、自治会や子ども会などの地域の組織では、役員の高齢化やなり手不足、未加入世帯への対応などの問題を抱えています。

- ◇NPO(特定非営利活動法人)やボランティア組織など、特定のテーマにより結びつく組織が数多く形成され、活躍の場を広げてきています。



資料：伊勢原市市民協働課・戸籍住民課

課題

■自治会やボランティア、NPOなど地域のコミュニティによる「つながり」「支えあい」は、東日本大震災の教訓から重要性が改めて見直され、それぞれの組織の機能や役割を強化していくことが必要です。

■住民がもつ経験や知識を地域づくりに生かすとともに、地域のコミュニティ活動の活発化を図り、住民の連帯意識を更に高めていくことが必要です。

■多様化する住民ニーズに応えるためには、行政だけではなく、住民自らが地域の課題を解決するなど、地域の主体的な活動が重要となります。持続的な地域活動を行うためには、多様な主体の連携とともに自立的に地域を運営する仕組みや基盤づくりが必要です。

目標とする状態

- 多くの市民が地域に関心をもち、地域の活動に積極的に関わっています。
- 地域の様々な主体の連携により、自立的な地域運営を行うコミュニティが形成されています。

目標の達成度を測る指標

指 標	自治会加入世帯数	
	現状値〔平成24(2012)年〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	35,416世帯	36,300世帯
指標の定義	4月1日現在における自治会加入世帯数	
指 標	地域情報化ホームページ作成数	
	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	0地域	7地域
指標の定義	市内7地域(伊勢原北、伊勢原南、大山、高部屋、比々多、成瀬、大田)単位で、地域の情報をまとめたホームページを作成している地域数	

主な事業

主な事業	事業の概要
地域活動支援事業	自治会活動や地域づくりの発展のための支援を行い、地域住民の連帯意識の醸成と地域活動の活性化を推進します。
地域コミュニティ推進事業	地域住民自らが地域課題を解決していくための仕組や組織連携などの活動基盤づくりの支援を行い、自立した地域運営を促進します。

⇔ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
地域福祉を支える人材育成事業 (p55)	暮らし力	多様な連携による地域福祉の推進
いきいきシニア事業 (一次予防事業) (p58)	暮らし力	高齢者の地域生活支援の推進
放課後子ども教室推進事業 (p72)	暮らし力	次代を担う子ども・若者の育成支援の推進
地域人材家庭教育支援事業 (p76)	暮らし力	きめ細やかな教育の推進
生涯学習推進事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
地域の防災リーダー育成推進事業 (p92)	安心力	みんなで取り組む地域防災力の強化
地域防犯拠点運営事業 (p102)	安心力	地域とともに取り組む防犯対策の推進
地域まちづくり推進事業 (p140)	都市力	地域の個性あふれるまちづくりの推進
身近な公共施設の美化推進事業 (p143)	都市力	生活環境美化の推進

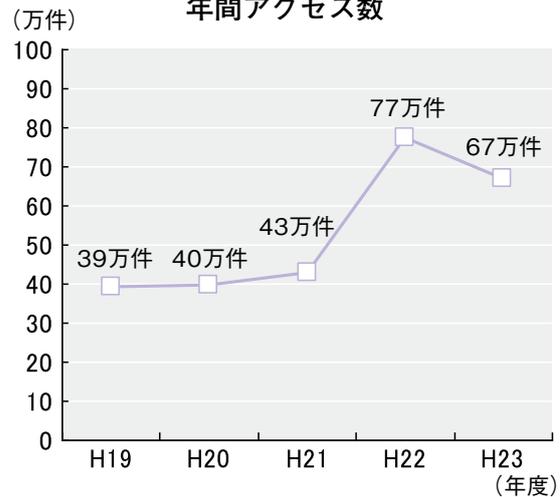
市民に身近な市役所づくり

行政情報を市民にわかりやすく公開し、市政に関する情報の共有化を図り、市民が身近に感じることが出来る透明性の高い市役所づくりを推進します。
 また、情報通信技術を活用した行政サービスの拡大や情報発信の多重化など、誰もが利用しやすく信頼性の高いシステムの構築を推進します。

現 状

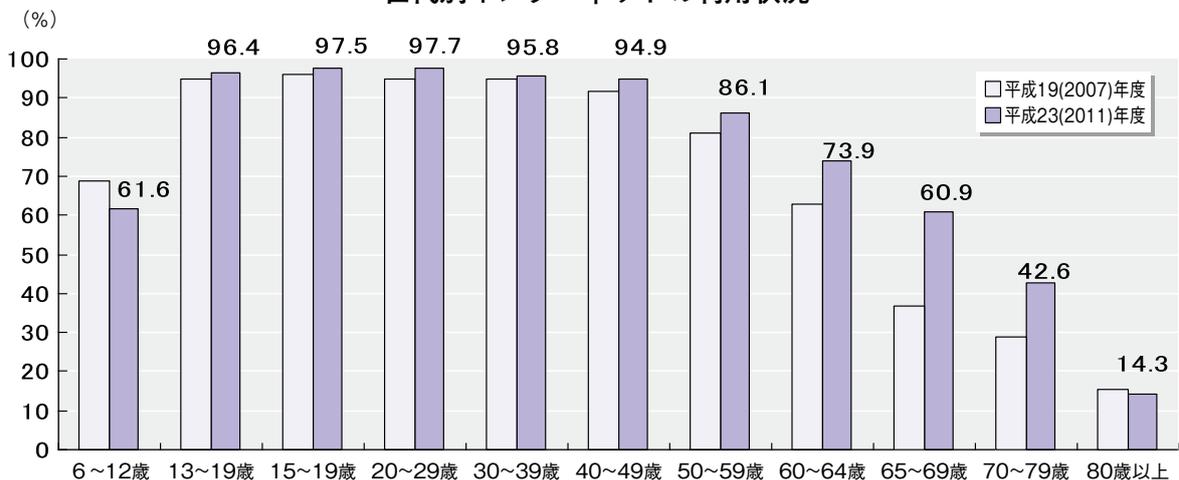
- ◇市公式ホームページのアクセス数は、年々増加しています。特に東日本大震災直後は急激に増加しており、ホームページは、様々な情報の取得手段となっています。
- ◇国の通信利用動向調査によると、現役世代のインターネット利用状況は高い利用率を示しており、今後は、インターネットを仕事などで利用していた方が高齢世代となり、高齢世代の利用率も高まることが予想されます。
- ◇市政情報コーナーによる情報提供の件数は、年間300件を越えています。

市公式ホームページ
年間アクセス数



資料：伊勢原市広報広聴課

世代別インターネットの利用状況



資料：総務省「通信利用動向調査」

課 題

■タイムリーで分かりやすい行政情報の提供は、市政の透明度を高めるとともに、市民参加の基盤となります。市民が必要な行政情報を手軽に入手し活用できるなど、市民と行政、地域の間でコミュニケーションの基礎となる様々な情報を共有することが必要です。

■情報通信技術は、市民生活の利便性向上などにますます重要な役割を果たしています。こうした技術を積極的、効果的に活用して、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることが必要です。

目標とする状態

- 市民誰もが必要な行政情報を手軽に利用し、多様なコミュニケーションや交流が活発に行われています。

目標の達成度を測る指標

指 標	市ホームページアクセス件数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	67万件	75万件
指標の定義	市ホームページへの年間延べアクセス件数	
指 標	電子申請・届出サービスメニュー数	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	12項目	20項目
指標の定義	神奈川県電子自治体共同運営サービスにおける伊勢原市手続きメニュー数	

主な事業

主な事業	事業の概要
市政広報活動事業	必要な情報を的確にわかりやすく提供するとともに、様々な媒体を活用した広報事業の充実を図ります。
オンライン化などによる行政サービスの拡大	電子申請・届出サービスのメニュー拡大や各種行政登録カードの統合など、情報通信技術を活用した行政サービス利用の普及促進と利便性の向上を図ります。

⇔ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
生涯学習活動情報提供事業 (p83)	暮らし力	学習成果を生かせる生涯学習の推進
文化財情報発信事業 (p86)	暮らし力	歴史・文化遺産の継承
市政情報多重化推進事業 (p95)	安心力	いざという時の危機対応力の強化
シティセールス推進事業 (p126)	活力	いせはらシティセールスの推進



施策展開の方向 5-10-2

次代へつながる確かな行財政運営ができるまちをつくる

- 財政健全化の体制を整え、市税収入の安定的な確保や新たな財源の確保などにより財政基盤を強化し、社会環境の変化に柔軟に対応できる健全で安定した財政運営を進めます。
- 事務事業の見直しや選択と集中など、簡素で効率的な執行体制を確立するとともに、様々な課題に柔軟に対応できる行政組織を構築し、市民から信頼される行政運営を進めます。

施策 5-10-2-36

健全で安定した財政運営

施策 5-10-2-37

市民に信頼される市政の推進

健全で安定した財政運営

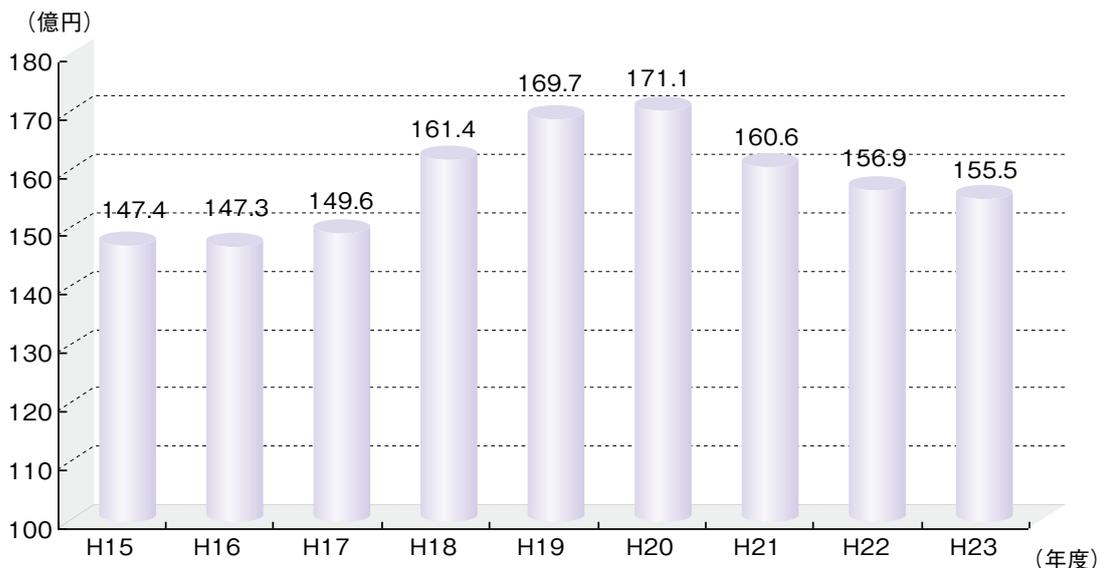
自主財源確保の取組や市債発行の抑制による市債残高の縮減、財政調整基金の確保など、安定的かつ自立した財政基盤を構築するとともに、財政環境の変化に柔軟に対応できる健全で安定した財政運営を図ります。

また、市民が特定のまちづくりを応援する仕組みの創設や広告事業の拡大など、新たな財源確保に向けた積極的な取組を推進します。

現 状

- ◇高齢社会の進展に伴い、社会保障経費の増加は避けられず、地方負担を前提とした国の制度創設や拡大により、地方自治体の一般財源は更に制約される傾向にあります。
- ◇本市の財政は、これまでにない厳しい状況が続いています。平成23年(2011年)10月には緊急財政対策本部を設置し、予算管理の厳格化など様々な対策を講じて予算の編成を行いました。
- ◇経常収支比率^(*1)は近年高止まり傾向にあり、平成23(2011)年度決算では96.4%です。
- ◇平成20(2008)年度から24(2012)年度までの5ヵ年を計画期間とした伊勢原市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、供用済み土地の買い取りを進めており、債務負担行為残高^(*2)の縮減が図られています。

市税収入の状況



資料：伊勢原市市民税課

(*1) 経常収支比率

人件費や扶助費(福祉的な経費)、公債費など経常的に支出する経費に、地方税・地方交付税などの経常的に入ってくる一般財源が、どの程度充てられているかを示す割合

(*2) 債務負担行為

公社からの用地取得など複数年度にまたがる契約を行う場合に必要予算措置

課 題

- 本格的な少子高齢社会、地方分権社会の進展に伴い、これからも拡大・多様化する公共サービス需要に応えるためには、将来にわたって健全で安定した財政の基盤を築くことが必要です。
- 財政の健全化に向けては、真に必要な行政サービスを最小のコストで提供できるよう徹底した見直しを行うとともに、市税収入の安定的な確保や創意と工夫による新たな財源の確保などが必要です。
- 安定的な財政基盤とするための方策を全庁的な体制により検討し、実施していくとともに、本市の財政運営に関する認識を市民と市が共有し、共通の理解のもとに取組を推進していくことが必要です。
- 新公益法人制度による新たな法人移行へ対応するため、伊勢原市事業公社の経営健全化計画に基づき、未償還債務の計画的な削減を進めることが必要です。

目標とする状態

- 市民と財政に関する認識の共有が図られ、財政規模に見合った健全で安定した財政運営が行われています。

目標の達成度を測る指標

指 標	経常収支比率	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	96.4%	94%
指標の定義	各年度の決算額に対する経常収支比率	
指 標	財政調整基金残高	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	0.6億円	5億円
指標の定義	年度間の財政の不均衡を調整するための基金の年度末現在高	
指 標	一般会計の市債残高	
	現状値〔平成23(2011)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	262.4億円	252億円
指標の定義	地方交付税の代替財源や建設事業などの財源調達のために行う借入金の年度末現在高(元金)	

主な事業

主な事業	事業の概要
財政運営の基本方針の推進	財政健全化推進組織を設置し、市民と行政の共通認識のもとに、経常収支比率の改善、市債発行の抑制による市債残高の縮減、財政調整基金の確保への取組などにより、財政の健全化を図ります。
財源確保の強化	計画的な土地利用転換や産業の活性化による税財源の拡充とともに、創意と工夫による新たな財源の確保に努めます。
賦課徴収事務の改善	徴収事務の改善や徴収対策の強化を図るとともに、納税方法の拡大についての調査検討を進めます。
事業公社の健全化	事業公社経営健全化計画に基づき、未償還債務の計画的な削減を進め、新たな法人移行に対応した経営の安定化を推進します。
まちづくり市民ファンド	市民活動への助成や教育、公共施設の整備など、市民がまちづくりを応援するまちづくり市民ファンドを創設します。

連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
産業ビジョンの推進 (p116) 企業立地促進事業 (p116) 商店街活性化支援事業 (p116)	活 力	地域を支える商業・工業の振興
農業経営基盤強化対策事業 (p119) 農産物ブランド化推進事業 (p119)	活 力	地域とつながる都市農業・森林づくりの推進
大山魅力再発見事業 (p123) 日向魅力アップ事業 (p123) 観光拠点ネットワーク事業 (p123)	活 力	伊勢原ならではの観光魅力づくり
シティセールス推進事業 (p126)	活 力	いせはらシティセールスの推進
東部第二土地区画整理推進事業 (p130) 北インター周辺地区まちづくり推進事業 (p130)	活 力	地域特性を生かした新たな産業基盤の創出
伊勢原駅北口周辺地区整備事業 (p133)	活 力	交流がひろがる拠点の形成

市民に信頼される市政の推進

最小の経費で最大の効果を上げるため、限られた財源や人員の配分を最適化し、事務事業の一層の見直し及び選択と集中を図るとともに、市民サービスの向上につながる広域的な連携など、より効果的かつ効率的な行政運営を行います。

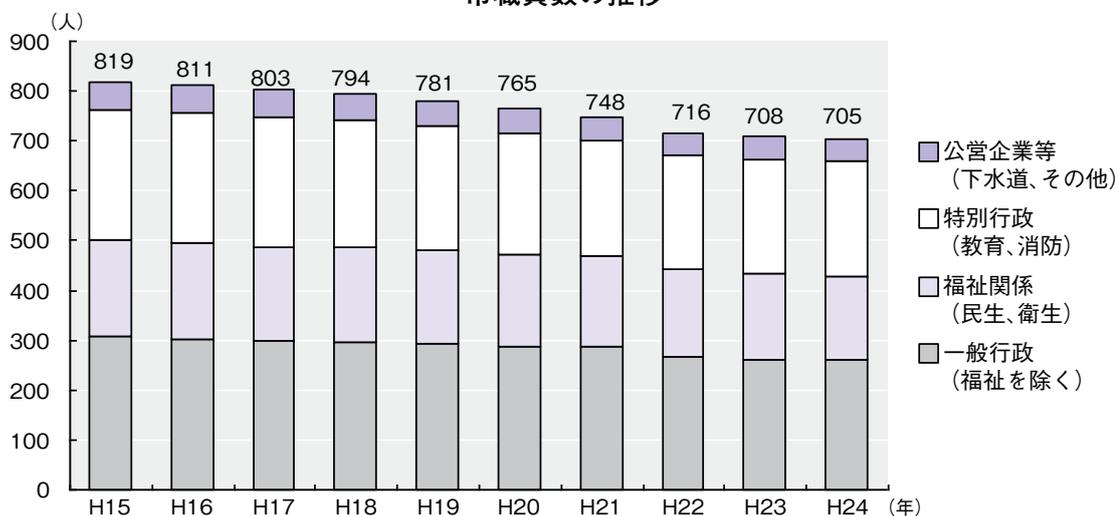
また、市役所職員の課題解決力の向上や経営の発想による事業の立案など、広範な活躍ができる人材を育てるとともに、部門間で横断的に事業を展開するなど、行政課題に的確に対応できる効果的で機能的な執行体制の構築を進めます。

現 状

- ◇「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年公布）により、地域主権戦略大綱を踏まえた230の関係法律が整備され、基礎自治体への権限移譲が進んでいます。
- ◇第三次行財政改革推進計画に基づき、「市民・NPO・企業等の協働によるまちづくり」「簡素で効率的な行政執行体制の確立」「財政の健全化」の3つの方向性を柱に、23の取組を掲げ行財政運営全般の改革を推進しています。

- ◇伊勢原市定員適正化計画により着実な職員の純減に取り組んできた結果、平成17（2005）年度を起点とした平成21（2009）年度までの5年間に80人の目標を上回る87人の減員となりました。引き続き職員数の純減に取り組み、平成24年（2012）年4月1日現在の職員は705人となっています。

市職員数の推移



資料：伊勢原市職員課

課 題

■地方分権社会の進展に伴い、より自立かつ主体的な行政運営を確立することが求められています。基礎自治体としての権能を高めるとともに、広域的な行政課題に柔軟に対応していくことが必要です。

■限られた経営資源で最大限の効果をあげるためには、前例にとらわれることなく常に現場を意識した事務事業の見直しを進め、より一層の事務の迅速化・効率化を図ることが必要です。

■複雑多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に応じていくためには、部門間を横断した事業を展開するとともに、職員の資質・能力の向上が求められます。

目標とする状態

- 市の財源、組織、職員などを効果的に活用し、市民に必要な行政サービスが適切に提供され、市民から信頼される市政が行われています。

目標の達成度を測る指標

指 標	市役所窓口サービスの満足度	
	現状値〔平成24(2012)年〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	91%	100%
指標の定義	市役所窓口に関するアンケート調査により、窓口サービスの全体的な印象について「満足」「やや満足」と回答した方の割合	
指 標	市民が市の施設と同様に利用できる近隣市町村の公共施設の数	
	現状値〔平成24(2012)年度〕	目標値〔平成29(2017)年度〕
	12施設	30施設
指標の定義	協定等の締結により相互利用が可能な他市町村の市民利用公共施設の数	

主な事業

主な事業	事業の概要
組織・定員の適正な管理	総合的な力を発揮できる柔軟で機動力のある組織の構築を進め、定員の適正な管理に努めます。
広域連携推進事業	公共施設の相互利用など広域連携の取組を推進するとともに、単独公共下水道の相模川流域への編入へ向けた調査・検討を進めます。
職員の人材育成の推進	職員の能力・意欲の向上を図り、市民とのパートナーシップや効率的な行政運営を支える人材の育成を進めます。
事務事業の見直し	事務事業の有効性、効率性、必要性などを点検し、事務事業の合理化、効率化を図ります。
窓口サービスの向上	市民に分かりやすくやさしい窓口をめざし、業務改善とともにワンストップサービス ^(※1) を推進し、窓口サービスの向上を図ります。

⇒ 連携ナビ

【他の施策分野の関連する主な事業(再掲)】

主な事業名	施策分野	
オンライン化などによる行政サービスの拡大 (p176)	自治力	市民に身近な市役所づくり
財源確保の強化 (p180)	自治力	健全で安定した財政運営



(※1)ワンストップサービス

複数の行政サービスを1つの窓口で受けることができる機能のことで、1カ所または1回で各種行政サービスを提供したり、手続きを終えたりできる仕組みの総称

4 個別計画

(1) 個別計画・指針

新総合計画をより効果的に推進するためには、各政策分野における特定の課題について、横断的かつ総合的に施策を展開することが必要です。このため、法令等に基づくものや特定課題に対応した個別計画・指針を策定し、総合計画の推進を補完するものとして、政策分野の特定課題に対する重点的な施策展開に取り組みます。

(2) 各政策分野における主な個別計画・指針

暮らし力		
計画・指針の名称	計画期間	所管部署
健康いせはら21(第2期)計画	平成25～29年度	保健福祉部
生活習慣病等の疾病予防を推進し、市民の「健康寿命」の延伸と生活の質の向上を目的とした、市民の健康づくりに関する基本的な方向性や目標などを総合的に定めた計画です。		
第2期伊勢原市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成25～29年度	保健福祉部
特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、生活習慣病の疾病予防を推進するとともに医療費の適正化を図るため、健康診査や保健指導の実施方法や目標値などの基本的な事項について定めた計画です。		
第2次伊勢原市食育推進計画	平成25～29年度	保健福祉部
生涯にわたる食育を推進し、望ましい食習慣の育成を通じて市民の健康の保持・増進を図るとともに、食に関する理解を促進するため、食育に関する取組を総合的に定めた計画です。		
第3期伊勢原市地域福祉計画	平成25～29年度	保健福祉部
だれもが互いに尊重し合い、ともに支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現を目指し、地域福祉の推進のための施策や体制を定めた計画です。		
第5期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成24～26年度	保健福祉部
高齢者保健福祉並びに介護保険事業の推進と、介護保険事業の安定的運営を図ることを目的に、高齢者施策の基本的な方向性や目指す取組を総合的かつ体系的に定めた計画です。		
伊勢原市障害者計画	平成24～26年度	保健福祉部
ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を基本理念とし、健康で生きがいのあるまちづくりを目指す、本市の障害者施策を総合的に推進するための指針となる計画です。		
第3期伊勢原市障害福祉計画	平成24～26年度	保健福祉部
本市の障害福祉に関する施策や取組を計画的に推進し、障害福祉サービスの充実を図るために、障害福祉サービスの必要量や確保のための方策に関する事項を定めた計画です。		
いせはらっ子応援プラン 伊勢原市次世代育成支援対策行動計画(後期)	平成22～26年度	子ども部
次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目指し、家庭、地域、行政等、地域全体の総力による次世代育成支援対策の方向性や目標を定めた本市の行動計画です。		

(仮称)子ども・子育て支援事業計画

平成27年度策定予定
～平成31年度

子ども部

質の高い幼児期の教育と保育の推進と、地域の子ども・子育て支援を充実するため、地域のニーズをふまえたサービス提供体制の確保の内容、実施時期等を定めた計画です。

(仮称)子ども・若者計画

平成27年度策定予定

子ども部

すべての子ども・若者の育成支援を社会全体で総合的に推進することを目的とし、子ども・若者等に対する施策の基本的な方向を定めた計画です。

伊勢原市教育振興基本計画

平成22～29年度

教育部

学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、市の豊かな伝統・文化の継承など、今後目指すべき教育の基本的な方向性や重点施策等を定めた計画です。

伊勢原市市民生涯スポーツ推進基本計画

平成25～34年度

教育部

生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを市民協働で推進するため、スポーツに関する情報提供、スポーツをする場所の整備や機会の充実などの施策を定めた計画です。

安心力

計画・指針の名称

計画期間

所管部署

伊勢原市地域防災計画

平成24年度改定

企画部

災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、事前の対策や応急対策、復旧・復興対策などを定めた計画です。

伊勢原市国民保護計画

平成18年度策定

企画部

武力攻撃やテロ等から市域における国民の生命、身体及び財産を保護し、被害や影響を最小とすることを目的に、国民保護措置等を定めた計画です。

伊勢原市災害時要援護者避難支援計画

平成19年度策定

保健福祉部

災害時要援護者の安全・安心体制を強化することを目的に、要援護者の自助及び居住する地域の共助を基本として、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制などを定めた計画です。

伊勢原市耐震改修促進計画

平成19～27年度

都市部

建築物の耐震化の促進を図り、安全・安心のまちづくりを進めることを目的として、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動の取組方針などを定めた計画です。

伊勢原市男女共同参画プラン(改訂版)

平成25～29年度

市民生活部

男女共同参画社会の実現をめざし、意識啓発をはじめとした施策を網羅し、市や市民、市民活動団体、事業所などが取り組む基本的な方向を定めた計画です。

伊勢原市人権施策推進指針

平成18年度策定

市民生活部

誰もが人として尊重され、一人ひとりがいきいきと暮らせる人権尊重の理念が息づく社会の実現をめざし、人権施策推進の基本理念や施策の推進方向などを定めた指針です。

伊勢原市消防水利施設整備計画

平成25～29年度

消防本部

火災発生時に迅速かつ効果的な消火活動を行うことで、火災による被害を最小限にすることを目的に、消防水利施設の計画的な整備について定めた計画です。

活 力

計画・指針の名称	計画期間	所管部署
伊勢原市産業ビジョン	平成25年度策定予定 ～平成34年度	経済環境部
本市の農業・林業・工業・商業・観光それぞれの長期的な産業ビジョンを明らかにし、各産業の目指す方向性を定めた指針です。		
伊勢原市商業振興計画	平成25年度改定予定 ～平成29年度	経済環境部
本市の商業振興における方向性及び事業者や行政などの基本的な役割分担を示し、市民と協働で商業の活性化を目指す計画です。		
伊勢原農業振興地域整備計画	平成22年度改定	経済環境部
農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に、農用地等として利用すべき土地の区分、農業生産の基盤整備等について定めた計画です。		
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成22年度改定	経済環境部
農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的に、農業経営基盤の強化の促進に関する目標や営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を定めた計画です。		
伊勢原市酪農・肉用牛生産近代化計画	平成23～32年度	経済環境部
畜産経営の安定化、担い手の育成、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、家畜改良と新技術の活用に向けた取組など、循環型社会に貢献することを目的に、持続可能な畜産経営を定めた計画です。		
伊勢原市鳥獣被害防止計画	平成23～25年度	経済環境部
有害鳥獣による農林畜産物の被害防止策を講ずるとともに、野生鳥獣の保護と調和を図りつつ、農業経営の安定と発展を図ることを目的に、総合的かつ効果的な被害防止策を定めた計画です。		
伊勢原市森林整備計画	平成25～34年度	経済環境部
森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的に、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めた計画です。		

都市力

計画・指針の名称	計画期間	所管部署
伊勢原市都市マスタープラン	平成9～26年度	都市部
長期的な視点に立ち、目標とする将来都市像やまちづくりの方向性を示すとともに、その実現のための都市計画の基本的な方針を定める計画です。		
伊勢原市緑の基本計画	平成20～34年度	都市部
都市における緑地の保全や緑化の推進を総合的に実施するため、その目標や方針を定めた基本的な計画です。		
伊勢原市景観計画	平成25年度策定予定 ～平成34年度	都市部
地域の特性を生かした個性あふれるまちづくり及び潤いある豊かな生活環境の創造を実現するため、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項等を定める計画です。		

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	平成24～33年度	経済環境部
循環型社会の構築を図るため、ごみの排出抑制や発生から最終処分に至るまでの適性管理や処理などの基本的な方針を定めた計画です。		
伊勢原市分別収集計画	平成23～27年度	経済環境部
循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物の中でも大きな比率を占める容器包装廃棄物の排出抑制の方策や分別収集に関する内容などを定めた計画です。		
第2次伊勢原市環境基本計画	平成25～34年度	経済環境部
良好な環境の保全と創造をめざし、環境教育・学習の充実や生活環境の保全、循環型社会の構築、新エネルギーの普及など、環境施策の総合的な基本指針を定めた計画です。		
伊勢原市地球温暖化対策計画	平成23～32年度	経済環境部
エネルギー多消費型の社会からエネルギー消費の少ない低炭素社会への転換を促すことを目的に、地球温暖化対策となる温室効果ガスの削減に向けた施策などを定めた計画です。		
第9次伊勢原市交通安全計画	平成23～27年度	市民生活部
交通事故のない安全で安心なまちづくりをめざし、道路交通環境の整備や交通安全に関する普及啓発活動などの方針を定めた計画です。		
伊勢原市橋りょう長寿命化計画	平成25～32年度	土木部
老朽化した橋りょうの長寿命化を図るため、健全度に関する点検・調査結果に基づいた予防保全的な措置や修繕などに係る経費の縮減・平準化策などを定めた計画です。		
伊勢原市下水道長寿命化計画 (処理場・ポンプ場)	平成25～29年度	土木部
老朽化していく処理場・ポンプ場施設の長寿命化を図るため、設備等の健全度に関する点検・調査結果に基づいた予防保全的な措置や修繕などに係る経費の縮減・平準化策などを定めた計画です。		
伊勢原市(下水道管路)長寿命化計画	平成27年度策定予定 ～平成32年度	土木部
老朽化していく管路施設の長寿命化を図るため、施設の健全度に関する点検・調査結果に基づいた予防保全的な措置などに係る経費の縮減・平準化策などを定める計画です。		
伊勢原市公営住宅ストック総合活用計画	平成16～25年度	都市部
住宅政策の方向性及び市営住宅の役割を明らかにし、各住宅を長期的に活用していくための改善の方向性等を検討し、今後の市営住宅のあり方を示す計画です。		
伊勢原市営住宅長寿命化計画	平成22～31年度	都市部
老朽化していく市営住宅の長寿命化を図るため、施設の有効活用の方針や予防保全的な措置、修繕などに係る経費の縮減・平準化策などを定めた計画です。		
伊勢原市有料公園長寿命化計画	平成26年度策定予定 ～平成35年度	都市部
老朽化していく公園の長寿命化を図るため、施設の健全度に関する点検・調査結果に基づいた予防措置的な措置や修繕などに係る経費の縮減・平準化策などを定める計画です。		

伊勢原市下水道整備総合計画 (下水道中期ビジョン)

平成23～32年度

土木部

安全・安心で快適なまちづくりに貢献する下水道の実現をめざし、地震対策、浸水対策、下水道普及、施設の改築更新の施策の方向を定めた計画です。

伊勢原市公共下水道全体計画

平成23～42年度

土木部

生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全という公共下水道の目的が達成されるよう、下水道施設の配置、規模などを定めた計画です。

伊勢原市下水道総合地震対策計画

平成24～33年度

土木部

大規模地震時に管路や処理場・ポンプ場が最低限、有すべき機能を確保することを目的に、「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するために定めた計画です。

自治力

計画・指針の名称

計画期間

所管部署

伊勢原市市民参加推進指針

平成17年度策定

市民生活部

市政への参加機会の制度的保証、行政内部の体制・基盤づくり、パートナーシップによるまちづくりへの展開を目的として、市民参加の仕組みや取組を定めた指針です。

伊勢原市市民活動促進指針

平成19年度策定

市民生活部

市民活動をいっそう活発化し、市民と市の協働を推進していくことを目的に、基本的な考え方や進むべき方向性を定めた指針です。

伊勢原市第三次行財政改革推進計画

平成23～25年度

総務部

行財政改革を不断の取組とし、市民協働の推進や効率的で効果的な行政経営を推進するために、行財政運営全般の改革を促進する計画です。

伊勢原市人材育成基本方針

平成20年度策定

総務部

経営感覚をもって様々な課題にチャレンジし、市民と協働でまちづくりに取り組む人材の育成をめざし、職員的能力開発を推進していくための考え方や方向性を定めた方針です。

伊勢原市定員管理計画

平成25年度策定予定
～平成29年度

総務部

行財政改革の一環として、無駄のない効率的な行政運営を実現するため、市職員の更なる適正化をめざし、引き続き定員管理に努めるための方針です。

財団法人伊勢原市事業公社経営健全化計画

平成24～37年度

総務部

公益法人制度改革への対応や円滑な公社資金の調達を推進することを目的に、事業公社へ建設委託した施設の計画的な買取りなど、経営安定化を図るために策定した計画です。

付属資料

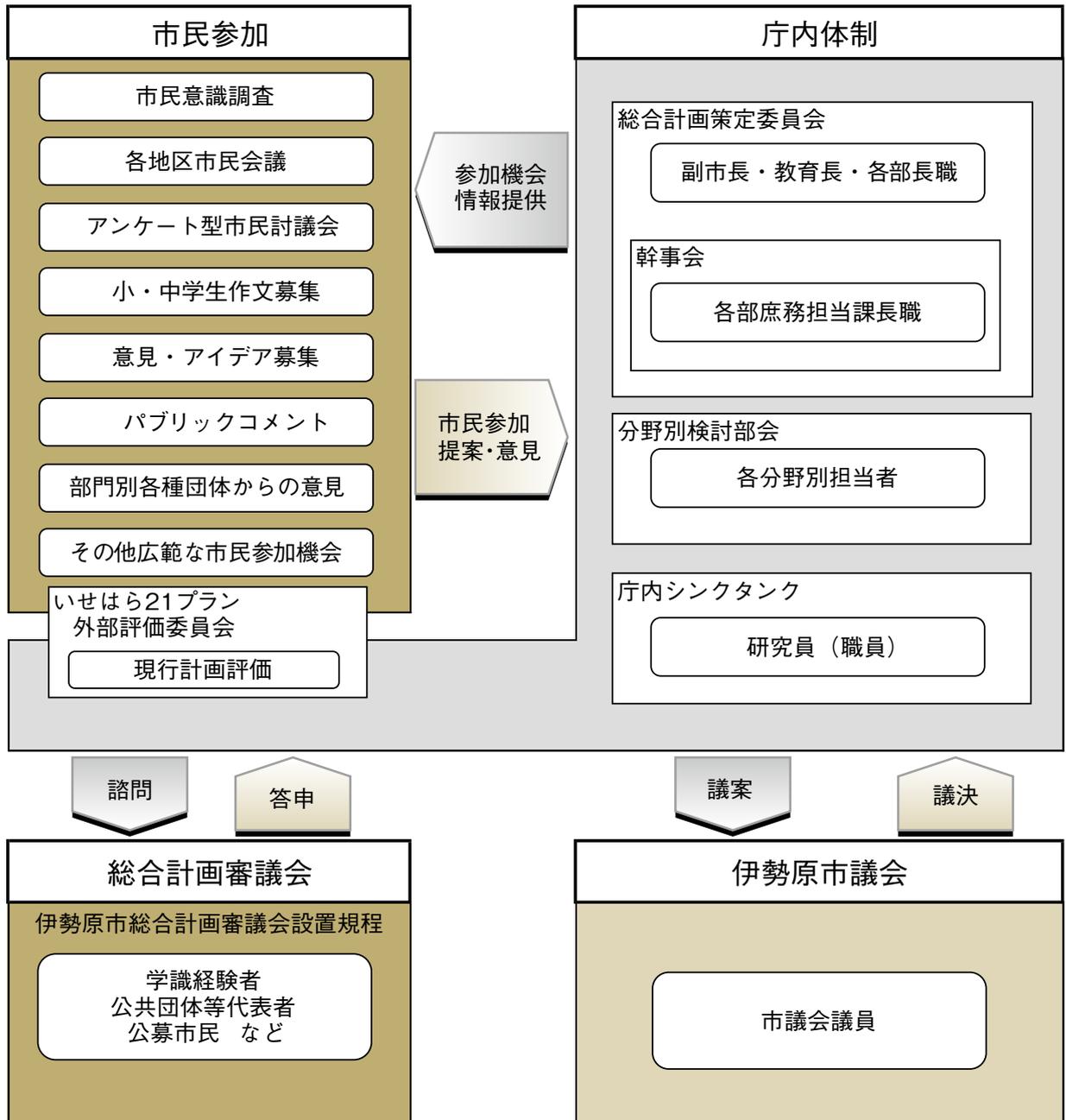
The background features a light beige gradient with several overlapping circles of varying sizes and opacities. Some circles are solid white, while others are semi-transparent white or light beige. The text '付属資料' is centered in a bold, dark beige font.



1 策定体制

第5次総合計画の策定にあたっては、市民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、積極的な市民参加のもと、全職員の英知を結集し、策定作業を進めました。

(1) 策定体制



(2) 全体の策定経過

年度	実施時期	実施内容等
平成21年度		
	平成22年1月	まちづくり市民意識調査
平成22年度		
	平成22年7月～8月	小・中学生まちづくり作文募集
	平成22年7月	計画策定基礎調査委託(人口推計)
	平成22年12月～2月	いせはら21プラン後期基本計画施策内部評価実施
	平成23年1月	広報いせはら特集号『新しい総合計画の策定が始まります』
	平成23年1月～2月	まちづくり意見・アイデア募集
	平成23年2月	各地区市民会議(第1回)
	平成23年2月～4月	いせはら21プラン後期基本計画施策外部評価実施
	平成23年3月	アンケート型市民討議会
平成23年度		
	平成23年7月	伊勢原市総合計画策定委員会設置
	平成23年7月	第1回策定委員会開催
	平成23年7月	(仮称)伊勢原市第5次総合計画策定方針 示達
	平成23年8月	各部事業立案シート作成・ヒアリング実施
	平成23年11月	第2回策定委員会開催
	平成23年12月	第3回策定委員会開催
	平成23年12月	総合計画審議会設置・第1回総合計画審議会開催
	平成23年12月	(仮称)伊勢原市第5次総合計画(案) 諮問
	平成24年1月	第4回策定委員会開催
	平成24年1月	第2回総合計画審議会開催
	平成24年2月	第3回総合計画審議会開催
	平成24年3月	第5回策定委員会開催
	平成24年3月	第4回総合計画審議会開催
平成24年度		
	平成24年4月	いせはら21プラン後期基本計画成果・検証報告書
	平成24年4月	第6回策定委員会開催
	平成24年5月	第7回策定委員会開催
	平成24年5月	(仮称)伊勢原市第5次総合計画基本構想骨子案 公表
	平成24年5月	広報いせはら特集号『いせはらの未来へ届ける力』
	平成24年5月	市議会で新総合計画研究会を設置
	平成24年5月～6月	基本構想骨子案パブリックコメント実施

年度	実施時期	実施内容等
	平成24年 5月	各地区市民会議(第2回)
	平成24年 5月～6月	市内各団体等意見募集
	平成24年 6月	市長と語ろう!タウンミーティング
	平成24年 7月	第8回策定委員会開催
	平成24年 7月	第5回総合計画審議会開催
	平成24年 7月～8月	各部事業立案シート作成・ヒアリング実施
	平成24年 8月	第9回策定委員会開催
	平成24年 8月	第6回総合計画審議会開催
	平成24年 8月	第7回総合計画審議会開催
	平成24年 9月	第10回策定委員会開催
	平成24年 9月	第8回総合計画審議会開催
	平成25年 1月～2月	市長政策と調整による見直し・ヒアリング実施
	平成25年 2月	第11回策定委員会開催
	平成25年 2月	第12回策定委員会開催
	平成25年 2月	第9回総合計画審議会開催
	平成25年 3月	市議会が第5次伊勢原市総合計画特別委員会を設置
	平成25年 3月	第13回策定委員会開催
	平成25年 3月	第10回総合計画審議会開催
	平成25年 3月	総合計画(案)公表
平成25年度		
	平成25年 4月～5月	総合計画(案)パブリックコメント実施
	平成25年 4月	各地区市民会議(第3回)
	平成25年 5月	第14回策定委員会開催
	平成25年 5月	第11回総合計画審議会開催
	平成25年 5月	伊勢原市第5次総合計画案 答申
	平成25年 7月	伊勢原市第5次総合計画基本構想 議決
	平成25年 7月	第15回策定委員会開催
	平成25年 8月	第16回策定委員会開催
	平成25年 9月	第17回策定委員会開催

2 市民参加

総合計画の策定の各段階において、市と市民のパートナーシップを基本とし広範な市民の意見や提案を計画に反映するため、多様な市民参加・市民参画を実施しました。

(1) 計画策定初段階における市民参加

まちづくり 市民意識調査

第4次の総合計画である「いせはら21プラン」の各施策分野における市民満足度、重要度、関心度を確認し、各施策分野の課題を抽出しました。

- 対 象 無作為抽出による市内に居住する18歳以上の市民
4,000人
- 調査方法 郵送によるアンケート調査
- 実施時期 平成22年1月15日～1月29日
- 回収状況 回収数 1,901件、回収率 47.5%

小・中学生 まちづくり作文

「大好きなまちいせはら」「いせはらの未来」をテーマに、児童・生徒の皆さんから、伊勢原のまちづくりに関する作文を募集しました。

- 対 象 市内小学校5・6年生及び市内中学校全学年
 - 実施時期 平成22年7月～8月
 - 応募者数
- | | |
|------------|--------|
| 市内小学校5・6年生 | 437件 |
| 市内中学校全学年 | 662件 |
| 合 計 | 1,099件 |
- 応募状況 1,099件

まちづくり 意見・アイデア

高校生以上などの若い世代の皆さんから、ホームページなどを活用し、まちづくりの意見やアイデアを募集しました。

- 対 象 市内在住・在学・在勤の高校生以上の方
- 実施時期 平成23年1月～2月
- 応募状況 8件

アンケート型 市民討議会



会場の様子

市の現状などの説明の後に「もっと元気なせはらへ」をテーマに、グループ討議を行い、伊勢原市の活性化に関するアンケートを実施しました。

- 参加者 無作為抽出による市内に居住する18歳以上の市民1,000人に参加を依頼
28名から参加申し込みがあり、当日は20名で実施
- 実施方法 ①市政の現状などについて市から情報提供
②3グループに分かれグループ討議・討議内容の発表
③討議前、討議後のアンケート実施
- 実施時期 平成23年3月26日

第1回 各地区市民会議



比々多会場の様子

自治会連合会との共催により、市内7地区において市民会議を実施し、地域の課題や将来について、意見交換を行いました。

- 対象 市民〔自治会回覧及び広報などによりお知らせ〕
- 実施時期 平成23年2月2日～12日
- 会場 市内7地区の公民館、コミュニティセンターなど

計画策定初段階における意見数等

	参加者数等	意見数等
まちづくり市民意識調査	1,901人	3,831件
小・中学生まちづくり作文	1,099人	2,724件
まちづくりアイデア・意見	8人	9件
アンケート型市民討議会	3グループ 20人	10件
各地区市民会議(第1回)	186人	155件
合計	3,214人	6,729件

(2) 計画策定過程における市民参加 [基本構想骨子案]

第2回 各地区市民会議

自治会連合会との共催により、市内7地区において市民会議を実施し、基本構想骨子案について意見交換を行いました。

- 対 象 市民 [自治会回覧及び広報などによりお知らせ]
- 実施時期 平成24年5月21日～31日
- 会 場 市内7地区の公民館、コミュニティセンターなど



伊勢原北会場の様子

市長と語ろう タウンミーティング

市長と直接対話するタウンミーティングを休日の日中に開催し、様々な世代の市民と基本構想骨子案について、意見交換を行いました。

- 対 象 市民 [広報いせはらなどでお知らせ]
- 実施時期 平成24年6月3日
- 会 場 中央公民館1階展示ホール



会場の様子

基本構想骨子案 パブリックコメント



パブリックコメント制度に基づき、インターネットや各地区公民館などにおいて、基本構想骨子案を公表し、広く意見や提案をいただきました。

- 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、直接担当へ提出
- 実施時期 平成24年5月9日～6月8日
- 意見数 13名、61項目

広報いせはら
「新総合計画特集号」

基本構想骨子案 各団体等意見

市内における各分野の関係団体等を対象に、基本構想骨子案について資料を提供し、意見や提案を募集しました。

- 実施時期 平成24年5月9日～6月8日
- 意見数 5団体、28項目

計画策定過程(基本構想骨子案)における意見数等

	参加者数等	意見数等
各地区市民会議(第2回)	210人	132件
タウンミーティング	182人	50件
パブリックコメント	13人	61件
各団体等意見	5団体	28件
合計	410人	271件

(3) 計画決定段階における市民参加

第3回 各地区市民会議

自治会連合会との共催により、市内7地区において市民会議を実施し、基本構想(案)及び前期基本計画(案)について、意見交換を行いました。

- 対 象 市民 [自治会回覧及び広報などによりお知らせ]
- 実施時期 平成25年4月16日～26日
- 会 場 市内7地区の公民館、コミュニティセンターなど



大山会場の様子

総合計画案 パブリックコメント

パブリックコメント制度に基づき、インターネットや各地区公民館などにおいて、基本構想(案)と前期基本計画(案)を公表し、広く意見や提案をいただきました。

- 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、または直接担当へ提出
- 実施時期 平成25年4月3日～5月2日
- 意見数 4名、16項目

計画決定段階における意見数等

	参加者数等	意見数等
各地区市民会議(第3回)	216人	88件
パブリックコメント	4人	16件
合 計	220人	104件

3 総合計画審議会

伊勢原市総合計画審議会は、学識経験者、市内の公共的団体などからの選出者及び公募市民などで組織し、市長の諮問に応じて、伊勢原市総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う附属機関です。

(1) 伊勢原市総合計画審議会

○伊勢原市総合計画審議会設置規則

昭和41年8月1日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢原市附属機関に関する条例(昭和41年伊勢原市条例第5号)第3条の規定により伊勢原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じて伊勢原市総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うこと。
- (2) 伊勢原市総合計画の進行管理に関し必要な調査及び審議を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等の役員
- (3) 伊勢原市附属機関等の委員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事務にかかわる事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会は、部会長が招集し、議長となる。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月1日規則第6号)

この規則は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月12日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年5月1日から適用する。

この訓令は、平成20年12月22日から施行する。

(2) 伊勢原市総合計画審議会委員

伊勢原市総合計画審議会委員は、平成23年12月19日に市長から委嘱しました。任期は委嘱の日から2年間です。

(敬称略)

	所属団体等 (※1)	氏名	備考
1	伊勢原市農業委員会 伊勢原市都市計画審議会	古谷 邦久	会 長
2	伊勢原市青少年育成審議会	白鳥 稔	職務代理
3	学校法人産業能率大学	荒木 淳子	
4	公募による市民	出縄 幹雄	
5	伊勢原市社会福祉協議会	岩崎 勲	
6	伊勢原市商工会	柏木 清	第1回～第4回
		東井 克夫	第5回～第11回
7	伊勢原市自治会連合会	柏木 勇美	第1回～第4回
		宮川 進	第5回～第11回
8	伊勢原市消防団	加藤 重治	
9	学校法人東海大学	川崎 一泰	
10	神奈川県湘南地域県政総合センター	北村 明	第1回～第4回
		山田 直子	第5回～第10回
		佐藤 清	第11回
11	教育委員会	菅原 順子	
12	公募による市民	杉浦 正規	
13	伊勢原市医師会	須藤 宣弘	
14	公募による市民	土屋 美幸	
15	伊勢原市下水道運営審議会	中本 至	
16	特定非営利活動法人 苺の会	原 眞子	
17	伊勢原市防犯協会	古山 正邦	
18	特定非営利活動法人 風・波デザイン 新潟大学災害・復興科学研究所	宮崎 道名	
19	伊勢原市農業協同組合	山田 信昭	
20	伊勢原市子育てサポーター連絡会	吉種 恵子	

※1：所属団体等は、総合計画審議会委員を委嘱した時の所属団体等を記載しています。

(3) 諮問書

伊 企 調 第 5 3 号
平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日

伊勢原市総合計画審議会会長 殿

伊勢原市長 長 塚 幾 子

(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画について(諮問)

伊勢原市附属機関に関する条例(昭和 4 1 年条例第 5 号)第 2 条の規定に基づき、(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申書

平成 2 5 年 5 月 2 1 日

伊勢原市長 高 山 松太郎 様

伊勢原市総合計画審議会
会 長 古 谷 邦 久

(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画について(答申)

平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日付け伊企調第 5 3 号をもって諮問があった(仮称)伊勢原市第 5 次総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

1 はじめに

伊勢原市は、市制施行以来40年が経過し、第5次総合計画の期間には市制施行50周年になるなど、まちとしての成熟期を迎えることとなります。

今後の伊勢原市を展望したとき、人口の減少や少子高齢社会の進展、広域幹線道路の整備など、大きな社会環境の変化に伴う課題への対応が、引き続き必要であります。また、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の改善に向け、早期に対応を図っていくことも重要であると考えます。

このような中、伊勢原市が今後も発展していくためには、これらの課題にしっかりと対応するとともに、こうした社会環境の変化をチャンスとして捉え、計画的なまちづくりを着実に実現していくことが重要です。本審議会は、平成23年12月19日に発足以来、こうした基本認識にたち、11回にわたって審議会を開催し、伊勢原市第5次総合計画基本構想案及び前期基本計画案(以下「総合計画案」という。)について審議を進めてきました。

2 審議の結果

諮問された総合計画案は、策定初期段階における様々な市民参加により地域の課題や市民ニーズを把握するとともに、現行計画である「いせはら21プラン」の検証、今後想定される社会環境変化を踏まえたものとされています。

また、計画策定段階においても、総合計画案について、地区市民会議やパブリックコメントなどの重層的な市民参加を図り、市民の考えや想いが反映された総合計画案となっていることは十分に認識することができます。

このような総合計画案について、本審議会においても、市民参加による多くの意見や提案を参考としながら、専門的見地を踏まえるなど、可能な限り多様な視点により審議を重ねてきた結果、当該総合計画案は、当審議会の意見が反映された適切かつ妥当なものであると判断することができます。

なお、伊勢原市の更なる発展を願い、総合計画の着実な推進に向けて、次のとおり意見を付すものといたします。

3 総合計画の推進に向けた意見

今後も先人が築き上げた「ふるさと伊勢原」を守り、次世代に引き継いでいくためには、伊勢原市の個性や特性を、引き続き最大限に生かしていかなければなりません。

そして、更に新しい「ふるさと伊勢原」を築きあげるといふ、基本的な認識の下に、暮らし力、安心力、活力、都市力、自治力の5つの力が連携しながら、「未来へ届ける力」を創造し、将来都市像の実現を図っていくという考えは、伊勢原市の総合的なまちづくりを効果的に展開していく上で、重要な指針となるものと考えます。

特に、計画の実現に当たって、行政だけではなく、市民や地域、団体や事業者など、多様な主体の「支え合い」「つながり」により、未来へ届ける力を展開していくことが必要です。こうした力は、これからの様々な社会環境の変化に対応したまちづくりを進めていく上で、大変有意義な視点であり、このような考えによるまちづくりを着実に推進していくため、更に次の点について留意されるよう希望します。

- (1) 個別施策や事業は、1つの分野のみではなく、他の分野のものと連携して取り組むことで、より効果が得られるものがある。まちづくりを大きな視点で捉え、施策や事業の連携により展開を図られたい。
- (2) 新しい事業を具体化するにあたっては、現行の計画における課題をしっかりと検証、分析し、目標達成に向けて効果をもたらす工夫や改善を図られたい。

- (3) 厳しい財政状況下においてまちづくりを進めるため、施策の推進に当たっては、投資効果を踏まえた、事業の重点化や選択を図られたい。
- (4) 総合計画で位置付けられたまちづくりを着実に実施するため、財源確保にしっかり取り組まれたい。

4 おわりに

本審議会における答申は、これまで議論を重ねてきた250件を超える意見等を踏まえ、伊勢原市の更なる発展を願いとめたものです。計画の実施に当たっては、的確な進行管理を行い、効果的かつ効率的なまちづくりの実現が図られることを望むものです。

なお、ここに答申としてまとめる上で、背景となりました「主な意見」を、別紙のとおり添付いたします。

別紙

総合計画審議会におけるこれまでの主な意見

(1) 基本構想

① 将来都市像について

- ・将来都市像は、伊勢原市がめざすまちの姿を示し、長期のまちづくりの方向を端的に現すものであり、誰にもわかりやすく、親しみやすいものとされたい。
- ・伊勢原市の特徴である自然や文化などにより伊勢原らしさを表現し、伊勢原市の魅力を内外に効果的に発信できるものとされたい。
- ・将来のまちの姿を実現していく主体を明確にするとともに、単にまちづくりの手段に止まらず、まちづくりがめざす目標となるものとされたい。
- ・将来都市像は、その実現に向けて展開する、暮らし力、安心力、活力、都市力、自治力の未来へ届ける5つの力により、めざすまちの姿へと結びつくものとされたい。

② 基本政策及び施策展開の方向について

- ・人口減少は、まちの活力の低下に直結する大きな課題であり、10年後の子どもたちに、自信を持って引き継ぐため、人口を維持、増加させる取組を総合的に推進されたい。
- ・年少人口が減少し、高齢人口は増加していくことが見込まれることを踏まえ、スマートでコンパクトなまちづくりの必要性に配慮されたい。
- ・まちの活力を向上させるために、交流人口の増加により、まちの賑わいをもたらす視点も重要であり、訪ねてみたいと思える施策を推進されたい。
- ・まちの持続的な発展を考え、少子化対策を継続していくことが大切であり、子どもを安心して産み、安心して育てることができる施策の充実を図られたい。
- ・総合計画は総花的な印象があり、メッセージが伝わり難いところがある。施策の展開にあたっては、取り組みに強弱をつけるなど、まちづくりの方向性を明確にされたい。
- ・市民、地域、行政などが連携、協力し、まちづくりを進めていくため、まちづくりの指針である総合計画の文章は、簡素で誰にもわかりやすい表現に配慮されたい。

③ 土地利用構想について

- ・土地利用構想は、基本方針、土地利用別及び地域特性別の土地利用の方向を詳細に表すものとし、土地利用に係る個別計画との整合を図られたい。

- ・伊勢原市の地形条件や自然環境に応じた「やま」「おか」「まち」「さと」の地域特性別土地利用の方向を示すとともに、計画推進にあたっては、地域間のネットワークについて具体的な対策を講じていくものとされたい。
- ・伊勢原市が、自立した都市として持続的に発展を続けるため、豊かな自然環境を守るとともに、広域幹線道路のインパクトを生かし、新たな産業基盤の確保を積極的に進められたい。
- ・農業の新たな担い手の確保や、農業基盤の整備など、伊勢原市の農業を維持する優良な農地の保全に取り組んでももらいたい。

(2) 基本計画

① 全体

- ・基本構想が示す基本政策や施策展開の方向のまとめにあたっては、各分野における現状や課題を整理するとともに、計画期間の5年間における目標とする状態を明確にするものとされたい。
- ・5つの力すべてにおいて、行政だけではなく、市民や地域も担っていける計画としていく視点に留意されたい。
- ・基本計画における指標の設定は、施策を構成する取組の総合的な成果を押し量るものであると同時に、目標達成に向け、どのような方向で進めるかといった方向感を示すことが大事な役割であることから、意欲的かつ積極的な姿勢を示す指標の設定に留意されたい。

② 暮らし力

- ・高齢社会に対応する就労やボランティアの場の確保、趣味・教養活動の機会充実など、高齢者の社会参加に向けた取組を推進されたい。
- ・人口減少に対応するため、伊勢原市が、安心して働きながら子育てができるまちであることを、市内外に積極的に発信されたい。
- ・子どもたちが自ら考え、積極的に行動できるなど、子どもたちの自立を支援するため、地域みんなで応援する取組を推進されたい。
- ・豊かな文化や歴史資源を保存・継承していくため、伊勢原市の歴史などについて効果的な情報発信や啓発活動の充実を図られたい。

③ 安心力

- ・大地震などの大きな災害における生活用品の備蓄の重要性に鑑み、公的な備蓄のほか、家庭での備蓄についての啓発を強化されたい。
- ・大規模災害時には、伊勢原市のみでの危機対応では十分な対応が図れないことが見込まれるため、他の自治体と防災協定を締結するなど、広域的な連携の充実を図られたい。
- ・震災など予期せぬ事態が発生した場合でも、行政サービスの提供を維持する必要があることから、災害発生時に行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を構築するための「業務継続計画」の策定を推進されたい。
- ・迅速で適切な消防活動を行うため、消防団のなり手不足などに対応するなど、地域と密着した消防活動の維持向上に継続的に取り組まれたい。
- ・街頭犯罪の抑止など地域の防犯対策を強化するため、防犯灯の高照度化、防犯カメラの設置を推進されたい。
- ・増加が懸念される児童、高齢者、障害者などへの虐待を未然に防ぐ取組を推進されたい。

④ 活力

- ・まちを豊かにしていくため、働く場所の確保など、若い人たちが魅力を感じ、生涯住み続けてもらう取組を推進されたい。

- ・（仮称）伊勢原北インター周辺の整備など新たに雇用を生む、また税収が増える優良企業の誘致の検討を推進されたい。
- ・神奈川県で進めているさがみロボット産業特区を活用し、新たな企業立地など産業施策を積極的に進められたい。
- ・新規企業の誘致のみに限らず、既存企業を存続させるため、操業環境の確保や優遇施策を図るものとされたい。
- ・地域の産業である農林業、商業、工業の連携を効果的に進めるため、地域産業の総合的なビジョンを示し、積極的に推進するものとされたい。
- ・農業従事者の高齢化による担い手不足、鳥獣被害、荒廃農地の拡大などに対応し、農業経営の受委託制度や市外や県外からの新規就農者の確保などの対策を図るものとされたい。
- ・都心などの大消費地へ向け伊勢原市の農産物の流通販売を強化するため、農産物のブランド化や6次産業化などを活用した有効な対策を推進されたい。
- ・県内の新たな観光の核づくり事業を活用し、伊勢原ならではの国際的な観光地をめざす取組を推進されたい。
- ・伊勢原市の玄関口としてふさわしい、伊勢原駅周辺地区の整備を着実に推進されたい。
- ・企業誘致、観光振興を推進するため、伊勢原市の個性、特性などを積極的にアピールし、伊勢原市の知名度の向上を図られたい。

⑤ 都市力

- ・地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に対応するため、二酸化炭素や窒素酸化物などを排出しない、様々なエネルギーの高度利用技術の導入について検討を図られたい。
- ・自然との共生を図るため、低炭素・循環型社会の構築とともに、電気使用量の大幅な抑制など、伊勢原市の経済活動に大きな影響を与えない取組を優先して推進されたい。
- ・良好な自然環境の保全に向けて、河川の水質を改善することは必要であるが、水質が良好な河川を維持することも大切であり、伊勢原市の河川のきれいさを観光資源、産業資源などとして更にアピールされたい。
- ・生活環境美化の取組として、駅周辺などを中心に、ごみやたばこのポイ捨てなどを規制する取組を推進されたい。

⑥ 自治力

- ・これからのまちづくりは、行政だけではなく、様々な主体に担っていただく必要があるため、市民協働や地域運営などを生み出す、新しい仕組みづくりを検討されたい。
- ・様々なボランティア活動を推進していくため、ポイント制など、ボランティアとして活動することによる魅力づくりの検討を進められたい。
- ・健全で安定した行財政運営は重要であり、健全財政を維持するための数値目標をしっかりと掲げ、行財政運営に取り組まれたい。
- ・伊勢原市の健全財政を推進していくため、経常収支比率や財政調整基金の残高の目標だけではなく、起債残高の減少に向けた対応を図られたい。
- ・安定した財源確保を維持するため、歳入アップと徹底した歳出削減を継続して推進されたい。
- ・市民との情報の共有化を図るため、タイムリーかつわかりやすい情報公開を推進されたい。

(5) 審議会開催経過

審議会	開催年月日	内 容
[第1回] 審議会	平成23年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 諮問、策定スケジュール ■ 策定方針、計画全体の構成イメージ ■ 策定に向けた基本認識について
[第2回] 審議会	平成24年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくりの目標について ■ 基本政策と展開目標について [暮らし力の分野、安心力の分野]
[第3回] 審議会	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本政策と展開目標について [活力の分野、都市力の分野、自治力の分野] ■ 土地利用の考え方について [現状・課題]
[第4回] 審議会	平成24年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本政策と展開目標の修正結果 ■ いせはら21プラン後期基本計画成果・検証報告書案 ■ 土地利用の考え方について ■ 基本構想骨子案について
[第5回] 審議会	平成24年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想(案)について ■ 土地利用構想(案)について ■ 前期基本計画の構成について ■ 中期財政計画の構成について
[第6回] 審議会	平成24年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想案について ■ 財政フレーム検討資料について ■ 基本計画案(暮らし力)について ■ 基本計画案(安心力)について
[第7回] 審議会	平成24年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本計画案(活力)について ■ 基本計画案(都市力)について ■ 基本計画案(自治力)について
[第8回] 審議会	平成24年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本計画(修正案)について ■ 将来都市像について ■ パブリックコメントの実施について
[第9回] 審議会	平成25年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想(修正案)について ■ 将来都市像について ■ 基本計画(修正案)について
[第10回] 審議会	平成25年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想・基本計画(修正案)について ■ パブリックコメントの実施について
[第11回] 審議会	平成25年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民参加等意見への対応結果について ■ 基本構想・基本計画(修正案)について

4 庁内の策定経過

市では、様々な市民参加や基礎的な調査を踏まえ、平成24年7月15日に総合計画策定方針を定め、全庁的な策定体制を構築して計画づくりを進めました。

(1) 庁内会議等の開催経過

年度	月日	会議等		内容等
		部会・幹事会	策定委員会	
平成23年度	7.15		第1回	<ul style="list-style-type: none"> ■ 策定方針について ■ 今後の策定スケジュールについて
	11.15		第2回	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部会等の設置について ■ 各部事業提案に基づく体系案について
	11.15	第1回幹事会		■ 同上
	11.16～ 11.22	第1回部門別会議 [暮らし力・安心力・活力・都市力・自治力]		<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の策定スケジュールについて ■ 部門別の体系案について
	11.21	第1回 土地利用検討部会		■ 土地利用の現状と課題について
	12.12	第2回幹事会		■ 施策体系案の修正について
	12.12	第2回 土地利用検討部会		■ 土地利用方針の構成について
	12.15		第3回	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合計画の全体構成について ■ 総合計画審議会の設置、諮問について
	12.20～ 12.22	第2回部門別会議 [暮らし力・安心力・活力・都市力・自治力]		■ 基本政策と施策目標について
	12.26	第3回 土地利用検討部会		<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来都市構造について ■ 土地利用方針案について
	1.13	第4回 土地利用検討部会		■ 土地利用方針案について
	1.19	第3回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくり目標と基本政策について ■ 将来都市像について
	1.20	第5回 土地利用検討部会		■ 土地利用方針案について
	1.23		第4回	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちづくりの目標と基本政策について ■ 将来都市像について
	3.15	第4回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> ■ いせはら21プランの成果と検証報告書案 ■ 基本構想骨子案について
	3.28		第5回	■ 同上

年度	月日	会議等		内容等
		部会・幹事会	策定委員会	
平成24年度	4.24		第6回	■基本構想骨子案について
	5.14		第7回	■個別施策と事業立案について
	5.15	第1回 財政検討部会		■財政見通しの考え方について
	5.30	財政推計作業		■各課による費目別推計
	6.15	第6回 土地利用検討部会		■土地利用構想・構想図案について
	6.22	第2回 財政検討部会		■中期財政見通しについて
	7.4	第7回 土地利用検討部会		■土地利用構想(案)について
	7.17		第8回	■基本構想(案)について ■前期基本計画の構成について ■中期財政見通しについて
	8.20		第9回	■前期基本計画(素案)について ■中期財政見通しについて
	9.14		第10回	■前期基本計画(案)について ■将来都市像について
	2.1		第11回	■新総合計画施策体系別主な事業について
	2.15		第12回	■基本構想案について ■前期基本計画案について
	3.4	財政推計作業		■各課による費目別推計
	3.26		第13回	■新総合計画(案)について

年度	月日	会議等		内容等
		部会・幹事会	策定委員会	
平成25年度	5.9		第14回	■市民参加等における意見への対応について ■新総合計画について
	7.17		第15回	■中期戦略事業プランの策定について
	8.16		第16回	■中期戦略事業プラン(案)について
	9.19		第17回	■中期戦略事業プランについて

(2) 総合計画策定

○伊勢原市総合計画策定委員会規程

昭和46年7月10日 訓令第3号

(目的及び設置)

第1条 この訓令は、伊勢原市総合計画策定の意義及び必要性に立脚し、計画立案等の総合調整及び合理的推進を図るため、伊勢原市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副市長、教育長及び部長相当職の委員をもって組織する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長には、企画部長をもって充て、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があるときは、関係委員又は委員以外の者を指定して協議することができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置き、幹事会は課長職の幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事会長を置き、幹事会長は企画部長とする。

3 幹事会長は随時、関係幹事又は幹事以外の者を指定して幹事会を招集し、その議長となり幹事会を掌理する。

(協議事項)

第6条 委員会は、次の事項を協議する。

(1) 基本構想の立案に係る重要事項の調整に関すること。

(2) 基本構想の原案の作成に関すること。

(3) 基本計画・実施計画の立案に係る総合調整に関すること。

(4) 基本計画・実施計画の原案の作成に関すること。

2 幹事会は、次の事項を協議する。

(1) 基本構想の素案の作成に関すること。

(2) 基本計画・実施計画の立案に係る分野間の調整に関すること。

(3) 基本計画・実施計画の素案の作成に関すること。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、企画主管課が処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、昭和46年7月10日から適用する。

附 則(昭和53年4月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第4号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月2日訓令第14号)

この訓令は、平成20年12月22日から施行する。

5 議会の取組

伊勢原市議会では、総合計画の策定に合わせて、第5次伊勢原市総合計画特別委員会を設置し、様々な角度から調査研究を行いました。

(1) 調査研究等の経過

年度	月日	会議等	内容等
平成24年度	10.18	10月臨時会	■ 総合計画を議決事件とするため「伊勢原市議会の議決すべき事件に関する条例」(議員提出議案)可決
	3.25	3月定例会	■ 第5次伊勢原市総合計画特別委員会設置議案可決
	3.25	特別委員会	■ 特別委員会の正副委員長の互選について
平成25年度	4.10	特別委員会	■ 計画策定にあたっての基礎的な条件について ■ 基本構想(案)について
	4.15	特別委員会	■ 財政状況の推移と今後の見通しについて ■ 土地利用構想及び前期基本計画(案)について
	4.24	特別委員会	■ 計画策定にあたっての基礎的な条件について ■ 基本構想及び前期基本計画(案)について
	5.1	特別委員会	■ (仮称)伊勢原市第5次総合計画(案)に関する意見提案について
	5.2	意見提案	■ (仮称)伊勢原市第5次総合計画(案)に関する意見提案を市へ提出
	5.15	5月臨時会	■ 特別委員会の中間報告
	7.4	6月定例会	■ 伊勢原市第5次総合計画基本構想可決

(2) 第5次伊勢原市総合計画特別委員会

■ 設置の目的

第5次伊勢原市総合計画特別委員会は、平成25年度から10年間を計画年度として上程が予定されている第5次総合計画が、真に市民のための計画となるよう、市議会として集中的に審議することを目的とする。

■ 付議する事件及び設置期間

付議事件 第5次伊勢原市総合計画の策定について

設置期間 平成25年3月25日(3月定例会最終日)から審査終了時まで

■ 特別委員会の取組

本特別委員会は、平成24年5月から議員任意で調査活動を行っている新総合計画研究会を引き継ぎ、より住みよい伊勢原市のまちづくりを目指す計画となるよう、調査研究及び審査に努める。

■ 委員一覧(10名)

委員長	中台 和子
副委員長	小山 博正
委員	相馬 欣行
	土山 由美子
	瀬戸 洋四郎
	前澤 良二
	笠原 国昭
	前田 秀資
	石川 節治
	山田 昌紀

伊勢原市第5次総合計画

平成25年10月発行

発行  伊勢原市企画部経営企画課
伊勢原市田中348番地 〒259-1188
TEL 0463-94-4711 FAX 0463-93-2689
mail:kikaku@isehara-city.jp
<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/>



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン